

1 9 協定関係

資料〔19〕

今治市災害時応援協定一覧表

【民間事業所との協定一覧】

災害時応援協定名称	締結先	締結年月日	協定の目的	協定の具体的な内容	資料番号
○情報収集及び広報関係					
災害緊急放送に関する相互協定	今治シーエーティービー株式会社	平成 20 年 12 月 21 日	緊急放送を通じて災害情報の適切な提供を行うことにより、被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与すること。	緊急放送を通じての災害情報の適切な情報提供	19-1・1
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成 28 年 6 月 20 日	地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定め、甲、乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進すること	災害対策本部等設置時に使用する住宅地図等の供給	19-1・4
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 28 年 11 月 15 日	災害に備え、市が住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させる。	災害時に係る情報発信等に関し、住民に対する情報を迅速に発信する	19-1・6
災害時等における無人航空機による協力に関する協定	一般社団法人しまなみドローン協会	平成 31 年 2 月 18 日	災害時等における情報収集等の支援	災害時において、無人航空機を活用し、被災状況等の情報収集を行うこと	19-1・7
災害時における緊急放送に関する協定	今治コミュニティ放送株式会社	平成 31 年 3 月 11 日	避難に関する情報等の緊急な防災情報を伝達するため、甲が乙に対し、緊急放送の要請を行うことに 関し、必要な事項を定める。	災害時に市民に対し、避難に関する情報等の緊急な防災情報を伝達する	19-1・8
○通信関係					
災害時非常無線通信の協力に関する協定	今治市アマチュア無線非常通信協力会	平成 25 年 8 月 19 日	災害が発生し、又はそのおそれがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合の手続き等を定めるもの	災害時の無線非常通信による災害情報の収集及び伝達	19-2・1
○住宅安全性の確保・避難所・被災者支援関係					
災害時等の避難場所として施設を使用することに関する協定	今治市花農業協同組合	平成 18 年 2 月 9 日	災害時において、施設を指定避難所として提供	同左	19-4・1
災害時における家屋被害認定調査に関する協定	愛媛県土地家屋調査士会	平成 25 年 2 月 26 日	災害時における家屋被害認定調査の実施についての協力	災害時における住家の被害認定調査、罹災証明相談補助	19-4・2
災害発生時における今治市と今治市内郵便局の協力に関する協定	今治市内郵便局	平成 27 年 7 月 28 日	今治市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行すること。	被災者の同意の上で作成した避難先リスト等情報の相互提供	19-4・3
災害時等における物資の供給に関する協定	株式会社越智工業所	平成 29 年 1 月 10 日	災害時等における物資（テント等）の供給	災害時において物資（テント等）を可能な範囲で優先的に供給を受けることができる。	19-4・4
災害時における被災者支援に関する協定	愛媛県行政書士会	平成 29 年 2 月 21 日	被災者が甲に対して行う申請等を行政書士が支援し、申請の手続きを円滑に行うための体制を整えること。	罹災証明書申請書類等に関する相談、乙による被災者支援相談窓口の設置、今治市への乙の会員の派遣	19-4・5



災害時応援協定名称	締結先	締結年月日	協定の目的	協定の具体的な内容	資料番号
災害時における被災者への救助活動協力に関する協定	イオンモール株式会社 イオンリテール株式会社	平成 29 年 7 月 20 日	災害が発生した場合において、被災者の応急救済に係わる活動協力	災害が発生した場合において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る防災活動協力。各店舗駐車場を指定緊急避難場所として指定。	19-4・6
災害時における動物救護活動及び被災者への救助活動に関する連携協定	公益財団法人愛媛県獣医師会 岡山理科大学獣医学部	平成 30 年 12 月 2 日	災害時に被災動物及び被災者に対し、必要な支援を行うこと	乙による被災動物救護活動 丙による被災者支援（大学施設の貸与等）	19-4・7
災害時等における支援に関する協定	キスケ株式会社	平成 30 年 12 月 25 日	災害時等における被災者支援	乙保有の温泉施設において、被災者への入浴機会等の提供 温泉施設以外では、被災者へ備蓄物資の提供及び駐車場を一時避難場所として提供	19-4・8
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人等 44 団体 74 施設	平成 26 年 3 月 24 日 他	福祉避難所に関する協定	同左	19-4・9
災害時における被災地支援に関する協定	公益社団法人今治青年会議所 社会福祉法人今治市社会福祉協議会	令和元年 5 月 23 日	災害時のボランティア被災地支援に関する協定	災害時において、被災地に対し、ボランティア活動のための人的支援、資機材の調達、専門的な技能を活用した支援活動などを提供	19-4・10
災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	愛媛県理容生活衛生同業組合今治支部	令和元年 9 月 9 日	災害時において、避難所などでの理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	災害時において、避難所などでの避難者への理容業務の提供	19-4・11
今治市とアニコムホールディングス株式会社との包括連携協定	アニコムホールディング株式会社	令和 2 年 3 月 17 日	甲と乙の密接な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスの向上を図ること	同左	19-4・12
災害等緊急時における支援協力に関する協定	特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン	令和 3 年 11 月 15 日	災害状況等の情報収集、避難所運営支援や人員・救援物資等の輸送などを実施することにより、市民の生命及び財産への被害の防止又は軽減を図ることを目的とする	支援協力の実施（災害等緊急時応急対策活動、避難所運営支援、被害状況等の情報収集、救援物資等の輸送、被災者等の輸送、医師の派遣活動、防災訓練等の協力活動、その他対応可能な活動）	19-4・13
災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人今治市社会福祉協議会	令和 4 年 4 月 1 日	市災害時応急対応活動として行う、災害ボランティアセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、それぞれの果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。	災害ボランティアセンターに対する運営方法や費用負担面など	19-4・14
災害時における電動車両等の支援に関する協定	三菱自動車工業株式会社 西日本三菱自動車販売株式会社	令和 4 年 6 月 2 日	災害等の発生時に、電動車両等の貸与により円滑な災害応急対策の実施及び電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知することを目的とする。	支援協力の実施（災害等緊急時応急対策活動、避難所運営支援、被害状況等の情報収集、救援物資等の輸送、被災者等の輸送、医師の派遣活動、防災訓練等の協力活動、その他対応可能な活動）	19-4・15

災害時応援協定名称	締結先	締結年月日	協定の目的	協定の具体的な内容	資料番号
災害時における避難所としての使用に関する協定	太陽石油株式会社 四国事業所	令和4年9月28日	指定一般避難所に関する協定	同左	19-4-16
○交通・輸送道路関係					
災害時における応援出動に関する協定	今治造園建設業協会	平成20年12月19日	災害の発生に際する、応援出動要請に係る協力	災害時における応急措置にかかる建設機械の応援出動	19-5-1
災害に強い地域づくり応援協定	あいえず造船株式会社	平成23年7月7日	吉海町地域における災害の未然防止及び拡大抑止を図り、災害に強い地域づくりを行うため、乙が甲に協力して実施する応援活動に関し、必要な事項を定める。	資機材、車両の貸出し、避難場所の提供、救出救護に係る応援	19-5-2
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	平成24年5月31日	災害が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て、必要な機材を調達し、市民生活の早期安定を図ること	災害時等における保有機材（レンタル機材）の優先的提供	19-5-3
災害時における応急対策業務に関する協定	愛媛東予クレーン協同組合	平成26年10月21日	災害発生時において応急対策業務を実施するに当たり、必要な事項を定める	災害時等におけるクレーン機材による応急対応に関する協力	19-5-4
災害時における海上輸送の協力に関する協定	今治越智地区漁業協同組合協議会	平成27年8月24日	災害時における、市民生活の早期安定を図る	応急生活物資、資機材等の海上輸送手段の確保に関する協定	19-5-5
災害に強い地域づくり応援協定	山中造船株式会社	平成28年6月21日	吉海町地域における災害の未然防止及び拡大抑止を図り、災害に強い地域づくりを行うため、乙が甲に協力して実施する応援活動に関し、必要な事項を定める	資機材、車両の貸出し、避難場所の提供、救出救護に係る応援	19-5-6
災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人愛媛県建設業協会 今治支部	平成28年8月24日	災害発生時において、甲が乙の協力を得て応急対策業務を実施するにあたり、必要な事項を定める	災害の発生に際し、建設業協会の協力により建設機械を出動させ、迅速かつ円滑な復旧活動を行う	19-5-7
災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定	西瀬戸ハイウェイサービスグループ	平成30年6月22日	災害応急対策として実施する緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他物件の排除業務を円滑に遂行すること	災害応急対策として実施する緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他物件の排除業務	19-5-8
災害時における物資輸送等に関する協定	今治地区トラック協会	令和2年7月17日	災害時において物資の迅速かつ円滑な輸送等を図るため、物資輸送等に関する協定について必要な事項を定める	災害時等における物資の迅速かつ円滑な輸送等に関する協力	19-5-9
○医療救護関係					
災害時の医療救護に関する協定	愛媛県一般社団法人愛媛県医師会	平成8年2月1日	災害発生時に甲、乙が実施する医療救護活動に対する協力	医療救護班の派遣等に関する協定	19-6-1
災害時の医療救護活動についての協定	一般社団法人今治市医師会	平成14年3月1日	今治市内において局地的かつ短時間に多数の傷病者が発生した場合における、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めること	医療救護班を編成後、救護所へ派遣し、被災者の救助として行う医療を実施する。	19-6-2
災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人愛媛県歯科医師会	平成15年4月9日	災害発生時に甲が実施する医療救護活動に対する協力	医療救護班を編成後、救護所へ派遣し、被災者の救助として行う医療を実施する	19-6-3
災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人愛媛県薬剤師会	平成15年4月9日	災害発生時に甲が実施する医療救護活動に対する協力	医療救護班を編成後、救護所へ派遣し、被災者の救助として行う医療及び助産を実施する	19-6-4

災害時応援協定名称	締結先	締結年月日	協定の目的	協定の具体的な内容	資料番号
災害時の医療救護に関する協定	公益社団法人愛媛県看護協会	平成 15 年 4 月 9 日	災害発生時に甲が実施する医療救護活動に対する協力	医療救護班を編成後、救護所へ派遣し、被災者の救助として行う医療及び助産を実施する	19-6・5
○食料等の備蓄、調達関係					
防災活動への協力に関する協定	マックスバリュ西日本株式会社	平成 20 年 2 月 28 日	災害が発生し、又はそのおそれがある場合における防災活動への協力	物資の供給及び避難場所の提供を行う	19-7・1
災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング株式会社	平成 20 年 9 月 30 日	災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする	災害時における地域貢献型自動販売機の機内在庫の無償提供	19-7・2
災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成 21 年 10 月 2 日	災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給すること	災害時における物資の迅速かつ円滑な調達及び被災地への供給	19-7・3
災害時における応急生活物資（LP ガス等）の供給に関する協定	一般社団法人愛媛県エルピーガス協会今治支部	平成 23 年 6 月 13 日	災害時に必要な応急生活物資（LP ガス等）の調達及び運搬	災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、LP ガス等の調達及び運搬し供給するもの	19-7・4
災害時等における物資供給協力に関する協定	生活協同組合コープえひめ	平成 23 年 10 月 3 日	災害時等に相互に協力して生活物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図ること	災害時等における食料品及び生活必需品の優先的供給	19-7・5
災害時等における支援協力に関する協定	株式会社ハローズ	平成 24 年 11 月 22 日	災害時等における支援協力	災害時等に物資の供給及び一時避難場所の提供	19-7・6
災害時等における物資の供給協力等に関する協定	ダイキ株式会社	平成 26 年 4 月 14 日	災害時等に相互に協力して物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ること	災害時等に物資の供給及び一時避難場所の提供	19-7・7
災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	愛媛キッチンカー協会	令和 3 年 6 月 25 日	地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し、協力を求める際の手続き等を定めること	災害時における避難場所や被災場所等でのキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	19-7・8
災害時における救援物資提供に関する協定	ダイドー光藤ビバレッジ株式会社	令和 3 年 6 月 28 日	大規模災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるもの	災害時における非常時飲料供給機能付き自動販売機の機内在庫の無償提供と、乙が保有する救援物資の優先的な提供	19-7・9
災害時における緊急支援物資の支援及び備蓄に関する協定	今治タオル工業組合	令和 3 年 10 月 19 日	災害時における緊急支援物資の支援及び備蓄の実施等について必要な事項を定める	災害時における市及び被災地への緊急支援物資の無償提供及び市が支援物資の保管場所を無償提供することに関する協定	19-7・10
大規模災害発生時等における応急対策業務に関する協定	今治市石材加工協同組合 一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部	令和 3 年 11 月 8 日	今治市で大規模災害等が発生した場合の被害拡大防止を図るため、応急対策業務に係る基本的な事項を定めること	大規模災害時等により通行の妨げとなる墓石等の石材構造物の撤去・移設に関する協定	19-7・11
○ライフライン関係					
大規模災害時における水道の応急活動に関する協定	今治市管工事業協同組合	平成 14 年 3 月 1 日	大規模災害時の水道の断減水等の被害を早期に回復すること	事前に応急活動時の動員体制の確立、資機材の保有状況等の把握 乙による調査班、給水班及び復旧班の派遣	19-8・1
災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定	越智諸島管工事業協同組合	平成 16 年 7 月 2 日	大規模災害時の水道の断減水等の被害を早期に回復すること	大規模災害時の水道の断減水等の被害を、管工事協同組合の協力により早急に回復する	19-8・2

災害時応援協定名称	締結先	締結年月日	協定の目的	協定の具体的な内容	資料番号
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	今治市電気・電気通信工事災害支援対策協議会	平成 24 年 6 月 26 日	災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本事項を定めること	災害時の災害対策施設、避難所等における電気設備の応急復旧。インターネット施設の仮設電源の確保。伝送路の応急復旧	19-8・4
災害時における下水道処理場及びポンプ場の復旧協力に関する協定	株式会社西原環境関西支店	平成 26 年 8 月 4 日	円滑な支援の実施を目的に施設の機能等の早期復旧に資すること	災害時における下水道処理場及びポンプ場の応急復旧協力に関する協定	19-8・5
災害時における水道の応急活動に関する協定	今治しまなみ管工事協同組合	平成 28 年 6 月 17 日	災害時の水道の断減水等の被害を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動に関し、必要な事項を定めること	事前に応急活動時の動員体制の確立、資機材の保有状況等の把握。要請時に人員及び資機材を出動させ、応急活動に協力。	19-8・6
災害時における相互協力に関する協定	四国ガス株式会社今治支店	平成 29 年 2 月 27 日	迅速に都市ガスを供給し市民生活の早期安定を図るために、甲及び乙が連携して都市ガスの復旧その他必要な対策を行うために必要な事項について定める	災害情報の提供、災害広報、復旧・代替燃料の供給、復旧作業に対する協力	19-8・7
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	甲 愛媛県 乙 県内 17 市町 丙 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部	令和元年 5 月 22 日	円滑な支援の実施を目的に施設の機能等の早期復旧に資すること	下水道施設の災害復旧に係る技術的支援を目的とする。	19-8・8
災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和元年 5 月 22 日	円滑な支援の実施を目的に施設の機能等の早期復旧に資すること	下水道施設の災害復旧にかかる調査・清掃作業の支援を目的とする。	19-8・9
災害時における電力供給設備復旧の協力に関する協定	四国電力株式会社 四国電力送配電株式会社	平成 26 年 2 月 26 日 令和 2 年 4 月 1 日	災害時における電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧を図るため、甲乙の協力について必要な基本的事項を定めること	災害時における電力供給設備復旧に関する協力	19-8・10
災害時における連絡体制及び電力供給設備復旧の協力に関する協定	中国電力ネットワーク株式会社 尾道ネットワークセンター 中国電力ネットワーク株式会社 東広島ネットワークセンター	令和 2 年 4 月 1 日	災害時における協力体制の確立及び電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧を図るため、甲、乙及び丙の協力について定めること	災害時における協力体制の確立及び電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧	19-8・11
今治市・株式会社荏原製作所災害支援協定	株式会社荏原製作所	令和 2 年 11 月 12 日	円滑な支援の実施を目的に施設の機能等の早期復旧に資すること	災害時における下水道処理場及びポンプ場の応急復旧協力に関する協定	19-8・12
災害時における応急措置等の応援に関する協定	第一環境株式会社	令和 3 年 4 月 1 日	今治市域内で給水に支障をきたす災害が発生した場合において、その応急対策及び復旧対策に係る措置を円滑に遂行すること	災害時における今治市水道危機対策本部が行う給水活動、市民対応への協力・補助及び情報提供	19-8・13
今治市・水 ing エンジニアリング株式会社災害支援協定	水 ing エンジニアリング株式会社	令和 3 年 4 月 20 日	円滑な支援の実施を目的に施設の機能等の早期復旧に資すること	災害時における下水道処理場及びポンプ場の応急復旧協力に関する協定	19-8・14

災害時応援協定名称	締結先	締結年月日	協定の目的	協定の具体的な内容	資料番号
農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	農業集落排水施設 災害対策応援に関する協定運営会議	令和 3 年 10 月 25 日	大規模自然災害により被災した農業集落排水施設の早急な復旧に資すること	農業集落排水施設が被災した場合に互いに支援し 応援しあうことで、被災施設の早急な復旧を行う	19-8・15
災害時における下水道処理場及びポンプ場の復旧協力に関する協定	安川オートメーション・ドライブ株式会社 大阪支店	令和 4 年 4 月 1 日	円滑な支援の実施を目的に施設の機能等の早期復旧に資すること	災害時における下水道処理場及びポンプ場の応急復旧協力に関する協定	19-8・16
災害時における緊急対応・応急措置に関する協定	株式会社 ミゾタ 松山営業所	令和 4 年 9 月 7 日	災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、浸水被害の拡大その他水質の悪化を防止することを目的とする。	災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、浸水被害の拡大その他水質悪化防止に関する協定	19-8・17
今治市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	令和 4 年 10 月 1 日	円滑な支援の実施を目的に施設の機能等の早期復旧に資すること	災害が生じた下水道施設の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質悪化を防止する	19-8・18
○災害廃棄物関係					
災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定	甲 愛媛県 乙 県内 20 市町 丙 一般社団法人えひめ産業資源循環協会	令和元年 6 月 24 日	愛媛県内において災害が発生した場合、災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるよう協力することを目的とする。	災害時の災害廃棄物等の処理等についての人員、車両及び資機材等の協力協定	19-9

【行政機関等との協定一覧】

災害時応援協定名称	締結先	締結年月日	協定の目的	協定の具体的な内容	資料番号
○情報収集及び広報関係					
ヘリテレ映像の提供に関する協定	愛媛県 (県内市町と一部 消防事務組合)	平成 23 年 3 月 1 日	災害発生時に、地上からでは把握が困難な山間部や海上等の被災状況、広域的な被災状況を把握し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施すること。	ヘリテレ映像の提供に関する協定	19-1・2
災害時における情報交換及び支援に関する協定	国土交通省四国地方整備局	平成 23 年 10 月 26 日	災害発生時等において、今治市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ること。	被害状況の把握及び提供、情報連絡網の構築、災害応急措置、その他必要と認められる事項の協力	19-1・3
GPS 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定	国土交通省四国地方整備局	平成 28 年 10 月 24 日	地震発生時に、津波観測に関する情報を受信するとともに、緊急時には、いち早く住民へ避難情報等の周知を行うこと。	GPS 波浪計観測情報の提供	19-1・5
○広域応援関係					
東予地区広域消防相互応援協定	東予地区市町村及び消防にかかわる一部事務組合	昭和 54 年 12 月 14 日	大規模火災等の災害発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害の軽減を図ること。	必要な人員、資機材を相互に出動・調達による応援	19-3・1
愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	愛媛県	平成 18 年 3 月 1 日	愛媛県が所有する消防防災ヘリコプターを用いて当該市町の消防を支援すること。	災害応急対策活動、救急活動、救助活動、火災防 御活動、広域航空消防防災応援活動、災害予防対策活動、消防防災訓練活動（支援の要請）	19-3・2

災害時応援協定名称	締結先	締結年月日	協定の目的	協定の具体的な内容	資料番号
全国石油備蓄基地市町村連絡協議会災害時相互応援協定	宮城県七ヶ浜町、新潟県聖籠町、茨城県神栖市、長崎県新上五島町、鹿児島県東串良町	平成 20 年 10 月 23 日	災害時における円滑な応急対策及び復旧活動	全国石油備蓄基地市町村連絡協議会構成市町村間で協定を締結	19-3-3
大規模災害時等における伯方警察署災害警備用施設としての今治市伯方支所使用に関する協定	伯方警察署	平成 22 年 3 月 9 日	災害時において、伯方警察署庁舎が使用不能となった場合に、今治市伯方支所の一部を借り上げ、伯方警察署災害警備本部を設置し、住民の安全安心を確保すること。	大規模災害時に今治市伯方支所を使用する協定	19-3-4
大規模災害時等における今治市公会堂の使用に関する協定	今治警察署	平成 23 年 1 月 17 日	災害時において、今治警察署庁舎が使用不能となった場合に、今治市公会堂の一部を借り上げ、今治警察署災害警備本部を設置し、住民の安全安心を確保すること。	大規模災害時に今治市公会堂を使用する協定	19-3-5
中越大震災ネットワークおぢやに関する規約	90 自治体加入 事務局小千谷市 R4. 4. 1 時点	平成 23 年 4 月 1 日	災害対応の教訓の共有化、被災自治体への災害対応業務支援のための情報の提供と経験職員等の派遣を行うこと。	震災経験者等の人材派遣	19-3-6
大規模災害発生時等における今治市総合福祉センターの施設使用に関する協定	愛媛県東予地方局	平成 24 年 12 月 6 日	愛媛県今治庁舎が大規模な被害を受けた際の代替施設としての使用	今治市総合福祉センターの施設の一部を愛媛県へ提供	19-3-7
瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	海ネット共助会員 78 市町村 R4. 10. 3 時点	平成 26 年 3 月 28 日	地震等による災害が発生し、市独自では十分な応急対応ができない場合において、他会員の救援協力により、円滑に応急対応を実施することを目的とする。	人材及び物資の相互提供	19-3-8
大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定	愛媛県	平成 26 年 10 月 2 日	災害時における広域防災拠点施設として、施設の優先的提供	広域防災拠点に関する協定	19-3-9
災害時等の協力に関する協定	休暇村瀬戸内東予、西条市	平成 27 年 3 月 23 日	災害復旧従事者の確保や復旧作業の効率化等を期待し、災害発生時に宿泊施設等を、災害復旧に従事する者に優先的に提供すること。	災害時等における、復旧作業従事者への宿泊施設の提供	19-3-10
災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定	国土交通省四国地方整備局他及び民間数団体	平成 27 年 11 月 5 日	災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧	民間等含む、包括的協定	19-3-11
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定	愛媛県及び県内 20 市町	平成 28 年 2 月 17 日	災害が発生し、被害を受けた市町が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施すること。	物資、人員、情報発信等幅広い内容の災害時相互応援協定	19-3-12
災害時における相互応援に関する協定	滋賀県守山市	平成 29 年 3 月 27 日	災害が発生し、被害を受けた市独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、相互の応援を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。	物資、資機材、職員の派遣等、の災害時相互応援協定	19-3-13

災害時応援協定名称	締結先	締結年月日	協定の目的	協定の具体的な内容	資料番号
震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定	松山市、南予地方水道水質検査協議会（宇和島市他）、新居浜市、四国中央市	平成 23 年 2 月 15 日	災害時等に水質検査機器が使用できなくなった場合の相互利用	災害時に使用できなくなる可能性のある水質検査機の相互利用	19-3・14
愛媛県消防広域相互応援協定	愛媛県下の市町及び消防一部事務組合	令和 2 年 3 月 31 日	災害の発生に際し、これの鎮圧並びに被害の軽減を図るため、市町等における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処すること。	応援消火隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊の派遣	19-3・15
愛媛県消防団広域相互応援協定	愛媛県、県内市町及び消防事務組合	令和 2 年 3 月 31 日	災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処すること。	災害により消防力の不足が生じた市町へ、県を通じ他市町の消防団でつくる応援隊を派遣する。	19-3・16
西条市(黒谷地区)における越境避難に関する協定	西条市	令和 3 年 1 月 15 日	災害が発生し、また発生するおそれがある場合において、西条市黒谷地区の住民が市の境界を越えて避難する場合の避難および受け入れに関して必要な事項を定めることを目的とする。	越境避難に関する協定	19-3・17

(1) 情報収集及び広報関係

資料〔19-1-1〕

災害緊急放送に関する相互協定（今治シーエーティービー株式会社）

今治市（以下「甲」という。）と今治シーエーティービー株式会社（以下「乙」という。）は、災害緊急放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「今治市地域防災計画」に基づき、緊急放送を通じて災害情報の適切な提供を行うことにより、被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、暴風、大雨、大雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2) 「災害緊急放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙がコミュニティチャンネルで行う臨時的放送や緊急割込放送をいう。

（運用）

第3条 災害緊急放送の運用にあたっては、乙の番組編成を尊重しつつ、次の各号に定める手順により放送するものとする。

- (1) 乙は、甲から要請があった場合、コミュニティチャンネルにおいて優先的にこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適時放送を行うものとする。また、今治市災害対策本部が設置された場合は、乙は、速やかに災害緊急放送ができる体制を整えるものとする。
- (2) 甲は、乙が災害緊急放送の必要性を認めた場合は、災害情報の提供を行うものとする。
- (3) 乙は、災害緊急放送の周知を図るため、伝送路の被害等があった場合は、速やかにその復旧に努めるものとする。
- (4) 災害緊急放送の内容及び放送チャンネルは、乙が判断するものとする。

（責任者）

第4条 災害緊急放送を行うときの連絡を確実かつ円滑に行うため、双方に責任者を置き、次の職にあるものを充てる。

- (1) 甲 今治市 防災対策課長
- (2) 乙 今治シーエーティービー株式会社 放送課長

（訓練）

第5条 甲及び乙は、この協定の実効性を高めるため、災害緊急放送の訓練を適時実施する。

（費用の負担）

第6条 放送に係る費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 災害緊急放送のシステム維持及び放送等に係る費用は、原則として乙の負担とする。
- (2) 災害緊急放送の実施により、その間予定していた番組又はコマーシャルが放送できなかった場合は、乙と当該者との協議により解決を図る。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がないときは、更に1年間継続するものとし、以後同様とする。

（その他）

第8条 この協定書に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年12月21日

甲 今治市長 越智 忍

乙 今治市南大門町2丁目1番地2
今治シーエーティービー株式会社
代表取締役社長 越智 務

資料〔19-1・3〕

災害時における情報交換及び支援に関する協定書（国土交通省四国地方整備局）

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と今治市長（以下「乙」という。）は、今治市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、今治市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、今治市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

第5条 今治市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自

その1通を保有する。

平成23年10月26日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号
国土交通省 四国地方整備局長 川崎 正彦

乙 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1
今治市長 菅 良二

資料〔19-1・4〕

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

今治市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が今治市地域防災計画で定めるところによる災害警戒本部、及び災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、今治市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、今治市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び

ID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。
（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部等を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部等設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部等設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年6月20日

甲) 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1 今治市 市長 菅 良二	乙) 香川県高松市上福岡町816番地1 株式会社ゼンリン四国エリア統括部 統括部長 若林 康司
---------------------------------------	---

【添付別紙】

ZNET TOWN利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「ID等」
本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。
- (2) 「アクセス権者」
対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。
- (3) 「対象機器」
甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。
- (4) 「本サービス」
乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。
- (5) 「本システム」
本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。
- (6) 「本データ」
本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本

号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。)

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以上

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

平成 年 月 日

1. 趣旨

本細目は、今治市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。
また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

(株)ゼンリン 殿

今治市長

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	今治市 B4判住宅地図	5冊
広域図	今治市を包括する広域図	5部
ZNET TOWN	今治市 防災危機管理課 利用 閲覧地区：今治市	1ID

物資供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	今治市 総務部 防災危機管理課	住所：今治市別宮町一丁目4番地1 電話：0898-36-1558 FAX：0898-32-2765
	連絡先 2	今治市 災害警戒本部（災害対策本部）	住所：今治市別宮町一丁目4番地1 電話：0898-36-1630 FAX：0898-36-1620
乙	連絡先 1	第一事業本部 四国エリア統括部 松山営業所	住所：松山市北土居3丁目11番30号 電話：089-905-1016 FAX：089-905-1025
	連絡先 2	第一事業本部 四国エリア統括部	住所：高松市上福岡町816番地1 電話：087-837-3610 FAX：087-837-4638

品名	数量	納品 希望場所	納品 希望日時	備考

以 上

<連絡担当者>

住所
部署名
電話
FAX

平成 年 月 日

今治市長 殿

(株)ゼンリン

物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、平成 年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

記

品名	数量	納品場所	納品日時	備考

<物資納入者>

<物資受領者>

資料〔19-1・5〕

GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書
(国土交通省四国地方整備局)

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）と今治市長（以下「乙」という。）とは、四国地方整備局が所有するGPS波浪計観測情報配信システム（以下「システム」という。）を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対しGPS波浪計観測情報（以下「情報」という。）を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

第2条（情報送信に対する責任）

甲は、システムの情報の送信にあたり、機器及び回線等（以下「機器等」という。）の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

第3条（責任分界点等）

情報の流れ及び責任分界点は、別図「GPS波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

第4条（連絡窓口等）

甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

第5条（提供された情報の取扱い等）

甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性があり、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任において今治市の組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないで今治市の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により今治市の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

第6条（機器の設置等）

甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経

費を負担するものとする。

- 2 機器等の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。
- 3 機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

第7条（訓練等）

甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的とした情報伝達訓練等を行っていくものとする。

第8条（協議事項）

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

第9条（有効期間）

この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がない時は、さらに1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年10月24日

甲	国土交通省	四国地方整備局	次長	元野 一生
乙	今治市長			菅 良二

別表

分掌系統表

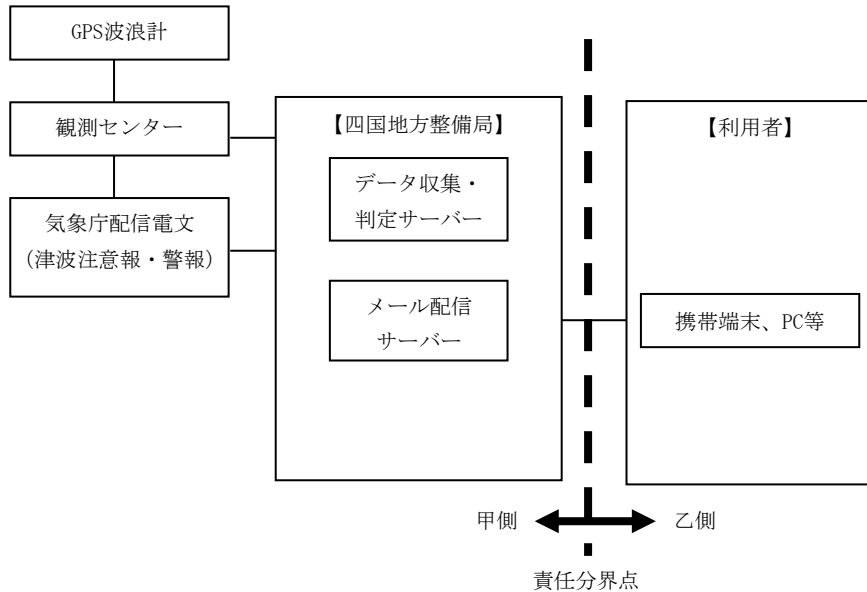
平成28年10月24日

区分	分掌	所属	役職	連絡先	その他
四国地方整備局	統括責任者	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長	skr-88-6551@docomo.ne.jp TEL:090-5279-2449	
	連絡責任者	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長 補佐	skr-88-6352@docomo.ne.jp TEL:090-8976-1105	
	連絡担当者	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課 防災技術係長 沿岸安全係長	skr-88-6561@docomo.ne.jp TEL:090-8970-4838 skr-88-6566@docomo.ne.jp TEL:090-5147-8955	
今治市	担当課 配信先	総務部防災 危機管理課		bousai@imabari-city.jp TEL:0898-36-1558	
	連絡責任者 配信先	総務部防災 危機管理課	課長	kichi-kichi-flkul23@docomo.ne.jp	

433

別図

GPS波浪計観測情報配信システム情報提供系統図



資料〔19-1・6〕 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

今治市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組）

- 1 本協定における取組の内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙のサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時における市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのweb リンクを乙のサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 甲が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、乙のサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年11月15日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市
今治市長 菅 良二

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮 坂 学

資料〔19-1・7〕

災害時等における無人航空機による協力に関する協定書 (一般社団法人しまなみドローン協会)

今治市(以下、「甲」という。)と、一般社団法人しまなみドローン協会(以下、「乙」という。)とは、災害時等における無人航空機による協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、今治市内において災害対策基本法(昭和36年法律223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、又はそのおそれがある場合において、無人航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。)による協力の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請の内容)

第2条 災害時における協力要請の内容は、無人航空機を活用して、被災状況等の情報収集を行うこと(以下「協力活動」という。)とする。

(協力の要請手続)

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、協力が可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 甲の前項の協力要請は、協力要請書(別記様式第1号)の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であって、当該要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

(安全の確保等)

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

2 乙及び乙の構成員は、活動中及び出動の往復途上において、危険な行動をとらないものとする。

(活動報告等)

第5条 乙は、災害時等における活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

2 乙は、災害時等における協力活動により撮影した成果品(映像または写真等の記録データ)またはその複製品(以下「成果品等」という。)を速やかに甲に提出する。
(成果品の著作権及び使用)

第6条 甲は、成果品等に関する使用権を有し、災害の状況確認、分析、災害の周知、防災の啓蒙等、公共の目的において無償でこれを使用、複製、翻案、上映することができる。ただし、乙の承諾なしに、成果品等を第三者に譲渡し、使用、複製、翻

案、上映等をさせることはできない。

2 甲又は乙が、放送事業者(有線放送を含む)及びそれに準ずる者(新聞社を含む)からの要請により、報道等の目的で成果品等の提供をする場合は、事前に相手方の了承を得るものとする。ただし、緊急の場合において連絡のつかない場合などは、事後の報告を行うものとする。

3 乙は、その構成員が成果品等について著作権を有する場合であっても、甲が第1項に規定する使用権を行使できるよう措置するものとする。

4 その他、成果品等の使用に関してここに記載のない場合が生じた際は、甲乙協議の上、使用の可否を決定する。

(費用の負担)

第7条 協力要請に要した経費は、受渡し記録媒体及び高速道路利用料については甲の負担とし、その他費用については乙の負担とする。

(損害補償)

第8条 協力要請に伴い乙の構成員および無人航空機に生じた損害(第三者に対する損害を含む。)の補償の取扱は、次のとおりとする。

(1) 乙の構成員が協力活動中に死亡もしくは負傷し、又は協力活動に起因した疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合は、甲が必要と認める範囲でその損害を補償する。ただし、乙の構成員が協力活動中に明らかに乙又は乙の構成員の責任に帰する原因により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

(2) 乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

(3) 乙は、協力活動にあたり、必要な保険(損害賠償等)に加入している無人航空機を使用するものとする。

(4) 乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該無人航空機について機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、損害の生じた原因が甲の故意又は重大な過失によるものであることが明らかである場合は、甲乙協議の上、両者相応の負担を負うものとする。

(5) 甲乙両者は、損害補償すべき事案が発生したときは速やかに相手方に連絡するとともに、必要な書類等を提出するものとする。

(平常時の準備)

第9条 乙が協力活動を円滑に行うため、平常時行う準備の内容は次のとおりとする。

(1) 乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。

(2) 災害時等に使用する無人航空機の準備および習熟に努めること。

(訓練の参加)

第10条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の

構成員でなくなった後も、同様とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年2月18日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 菅 良二

乙 今治市片原町一丁目100番地3
一般社団法人しまなみドローン協会
理事長 曾我部 敏行

(別記様式第1号)

第 平成 年 月 日

一般社団法人しまなみドローン協会 様

今治市長

災害時協力要請書

災害時等における無人航空機による協力に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 内 容	
場 所	
期 間	
備 考	

要 請 担 当 者	所属 職名 氏名 電話番号
電話・ファクシミリ 等による要請日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃

資料〔19-1・8〕

災害時における緊急放送に関する協定（今治コミュニティ放送株式会社）

今治市（以下「甲」という。）と今治コミュニティ放送株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急放送の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、今治地域（以下「市域」という。）に在住する市民に対し、避難に関する情報等の緊急防災情報を伝達するため、災害対策基本法第57条及び災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、甲が乙に対し、緊急放送の要請（以下「緊急放送要請」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（緊急放送要請）

第2条 甲は、市民に災害発生の危険が迫っている場合又は現に災害が発生し、市民の生命及び財産が危険な状態にある場合は、乙に対して速やかに緊急防災情報を提供し、緊急放送を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合は、他の番組に優先してこの災害情報等を放送しなければならない。

3 乙は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、甲に対して、緊急防災情報等の提供を求めることができる。

（協定の期間）

第3条 この協定は、その締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方に対し文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（放送要請の手続）

第4条 甲は、乙に対し第2条第1項の要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、別紙様式により、行うものとする。

- （1） 放送要請の理由
- （2） 放送要請事項
- （3） 放送希望日時
- （4） その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、様式によることが困難な場合は、口頭により要請することができる。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から緊急放送要請があった場合は、放送の形式及び内容、放送時刻等をその都度決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第6条 緊急放送要請の手続に関する連絡調整を円滑かつ確実なものとするため、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（緊急放送装置の使用）

第7条 乙の操作による緊急放送が困難な場合又は緊急放送要請をするための時間的余裕が許されない場合、甲は緊急放送装置を使用することができる。

2 前項の規定により、甲が緊急放送装置を使用した場合は、甲は放送後速やかに、

乙に対して放送内容等を報告するものとする。

（費用負担）

第8条 乙は、次に掲げる費用の負担を甲に求めないものとする。

- （1） 緊急放送に要する費用
- （2） 緊急放送の実施により、同時刻に予定していた番組又はコマーシャルが放送できなかったことに起因する損害その他の費用

（協定実施の円滑化）

第9条 甲及び乙は、協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互の連携を図るものとする。

2 前項に規定する連携を図るため、甲の主催する防災訓練等に、乙は積極的に参加しなければならない。

（臨時災害放送局の設置）

第10条 大規模災害が発生し、甲として臨時災害放送局の開設が必要と判断し当該放送局免許を取得した場合は、甲は当該放送局の開設及び維持管理を乙に業務委託するものとする。そのために要した費用については甲乙協議のうえ決定する。

（前協定の廃止）

第11条 甲と乙が平成14年2月6日付けで締結した「災害時における緊急放送要請に関する協定」は廃止する。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 緊急放送以外の防災情報等の放送については、別途甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月11日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 菅 良二

乙 今治市片原町1丁目100番地3
今治コミュニティ放送株式会社
代表取締役 黒田 周子

(2) 通信関係

資料〔19-2-1〕

災害時非常無線通信の協力に関する協定（今治市アマチュア無線非常通信協力会）

今治市（以下「甲」という。）と今治市アマチュア無線非常通信協力会（以下「乙」という。）は、災害時における情報収集・伝達等に関し、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、今治市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合の手続き等を定めるものとする。

（性格）

第2条 前条における乙がおこなう協力は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲で行うアマチュア無線通信で、ボランティア精神に基づく活動とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、今治市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とするときは、乙に協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた乙は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

3 乙は、甲から協力要請がなくても、必要と思われる災害情報について、甲に提供することができる。

（通信訓練等）

第4条 甲は乙に対し、今治市内の防災訓練について、参加を要請することができる。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項または規定している事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年8月19日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 菅 良 二

乙 今治市東村二丁目3番地46
今治市アマチュア無線非常通信協力会
会長 飯塚 平吉郎

(3) 広域応援関係

資料〔19-3・1〕

東予地区広域消防相互応援協定書 (東予地区市町村及び消防にかかわる一部事務組合)

(目的)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、東予地区市町村及び消防にかかわる一部事務組合(以下「市町村等」という。)は、消防相互応援に関して協定を締結し、大規模火災、隣接火災、その他特殊災害(以下「災害」という。)の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害の軽減をはかり、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分により消防隊、救急隊その他必要な人員、資機材(以下「応援隊等」という。)を相互に出動させ若しくは調達して応援するものとする。

(1) 普通応援 隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に発生地の市町村等の長の要請を待たずに行う応援

(2) 特別応援 市町村等の区域内に災害が発生した場合で発生地の市町村等の長の要請に基づいて行う応援

(特別応援の要請)

第3条 特別応援を要請する場合は、次の事項について、適当な方法で連絡し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数
- (3) 応援隊の集結場所及び誘導方法
- (4) その他

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により当該市町村等の区域内の警備に支障のない範囲において行うものとする。

- (1) 普通応援は原則として1隊(消防ポンプ車等1台)とする。ただし、火災の規模により適宜応援隊を増強するものとする。
- (2) 特別応援は、市町村等の長からの要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、次の事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の長
- (2) 応援隊等の規模
- (3) 出発時刻及び到着予定時刻

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊に対する指揮は、受援地現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし応援隊の長を通じて行うことができがたい場合は、直接指揮することができるものとする。

(報告)

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ、及び応援活動の状況を現場最高責任者に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した人件費、燃料費、機械器具の破損修理費及び被服の補修費等は、応援を行った市町村等の負担とする。ただし、資機材等(化学消火薬剤を含む)で、要請により調達、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり補食並びに燃料補給を要する場合は、受援市町村等において現物又は、金銭により負担するものとする。

(2) 応援隊員が応援業務又は出動、帰路途上(正規のルートによる)に負傷し、疾病にかかり若しくは、死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。ただし災害地において行った救急治療の経費は、受援市町村等の負担とする。

(3) 応援隊員が応援業務遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし災害地への出動若しくは、帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(4) 前各号以外の経費については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ負担区分を決定するものとする。

(資料の交換)

第8条 市町村等は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料(別に定める様式)を交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又は、疑義が生じた事項については、その都度関係者協議のうえ決定するものとする。

(附則)

1 この協定は 昭和55年1月1日から実施する。

昭和54年12月14日

資料〔19-3・2〕

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定（愛媛県）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の3第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の範囲）

第2条 愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動（支援の要請）

第3条 支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所
- (2) 活動種別、状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
- (5) 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 支援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項（支援の実施）

第4条 知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場合で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2 市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

（支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮）

第5条 支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

2 前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗し

ていないときにあつては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認めるときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

（経費負担）

第6条 この協定に基づく航空機の運航経費は、愛媛県が負担するものとする。

（市町の職員派遣）

第7条 消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

2 派遣職員に係る人件費（航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。（活動補助要員の確保等）

第8条 知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他航空機の活動に必要な事項

2 航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。

3 知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「応援協定」という。）に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。

4 派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。

5 前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

（協定市町の変更に伴う取扱い）

第9条 市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

（協定の改廃及び疑義）

第10条 この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成8年10月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成18年3月31日をもって廃止する。

3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成18年3月1日

愛媛県知事、県内20市町長並びに4消防一部事務組合長が協定締結

資料〔19-3-3〕

全国石油備蓄基地市町村連絡協議会災害時相互応援協定書 (宮城県七ヶ浜町、新潟県聖籠町、茨城県神栖市、長崎県新上五島町、鹿児島県東串良町)

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期するため、全国石油備蓄基地市町村連絡協議会構成市町村（以下「協定市町村」という。）間で相互応援することについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水等、日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 児童、生徒の受入れ
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供または斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村の要請があった事項

(要 請)

第3条 被災市町村が応援を要請する場合は、被害の状況、応援要請の内容を明らかにして電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(緊急応援活動の実施)

第4条 前条の規定にかかわらず、いずれかの協定市町村内の地域において地震等の大規模災害が発生したことが明らかな場合は、その他の地域の協定市町村が自主判断により応援活動を実施するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町村が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、前条に基づく緊急応援活動等で自主判断により応援活動を実施した場合並びにその他これによりがたい場合は、協定市町村で協議して定めるものとする。

(連絡担当者)

第6条 協定市町村は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当者をあらかじめ定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年とする。ただし、期間満了の

日の1カ月前までに協定市町村のいずれからも申し出のないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書6通を作成し、各市町村が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年10月23日

宮 城 県	七 ヶ 浜 町 長	渡 邊 善 夫
新 潟 県	聖 籠 町 長	渡 邊 廣 吉
茨 城 県	神 栖 市 長	保 立 一 男
愛 媛 県	今 治 市 長	越 智 忍
長 崎 県	新 上 五 島 町 長	井 上 俊 昭
鹿 児 島 県	東 串 良 町 長	奥 園 拓 夫

資料〔19-3・4〕 大規模災害時等における伯方警察署災害警備用施設としての今治市伯 方支所使用に関する協定書

地震等大規模災害の発生により、愛媛県伯方警察署（以下「伯方署」という。）庁舎が倒壊、水没等して使用不能となった場合（以下「有事の際」という。）に今治市伯方支所（以下「伯方支所」という。）の一部を伯方署災害警備本部（以下「伯方署警備本部」という。）用施設として使用することに関し、今治市長（以下「甲」という。）と伯方警察署長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、大規模災害等の有事の際、伯方署庁舎が使用不能となった場合に、乙が今治市伯方支所の一部を伯方署警備本部用施設として使用することを承諾する。

（使用箇所の指定）

第2条 前条により有事の際に、甲が乙に使用を承諾する今治市伯方支所の一部とは、今治市伯方支所2階23会議室とする。

（使用期間）

第3条 使用期間は、有事の際が生じた日を起算日とし、起算日から原則として2週間以内とする。

（使用申請）

第4条 乙は、有事の際に、今治市伯方支所を使用する場合には、別途「行政財産目的外使用許可申請書」を甲に提出するものとする。ただし、甲が特に必要と認めた時は、口頭等其他の方法によることができる。

（使用期限延長手続き）

第5条 使用期間の延長については、必要により甲、乙双方が協議するものとする。

（使用料等）

第6条 今治市伯方支所の使用料は、有事の際の一時的な処置のため無償とする。ただし、乙は使用が終了した時は、これを原状に復する責務を負う。

（管理責任）

第7条 甲は、乙が今治市伯方支所を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（使用箇所の変更及び解約等）

第8条 甲が乙に対し、本協定第2条に定める箇所の使用を承諾できない事態が生じた場合に

は、甲、乙双方が協議のうえ、使用承諾箇所の変更及び本協定の解約等について定めるものとする。

（協定事項）

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合には、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方が署名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成22年3月9日

甲 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1
今治市長 菅 良二

乙 愛媛県今治市伯方町木浦甲4639番地1
伯方警察署長 川井 洋文

資料〔19-3-5〕

大規模災害時等における今治市公会堂の使用に関する協定書（今治警察署）

平成23年1月17日

甲 愛媛県今治警察署長 玉岡 浩三
乙 今治市長 菅 良二

大規模災害等の発生により、愛媛県今治警察署（以下「今治署」という。）庁舎が倒壊、水没等して使用できなくなったとき（以下「有事の際」という。）に、今治市公会堂の一部を今治署災害警備本部（以下「今治署警備本部」という。）等の警察活動施設として使用することに関し、今治署長（以下「甲」という。）と今治市長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 乙は、大規模災害等の有事の際、今治署庁舎が使用できなくなったときに、甲が今治市公会堂の一部を今治署警備本部等の警察活動施設として使用することを承諾する。

（使用箇所の指定）

第2条 前条により有事の際に、乙が甲に使用を承諾する今治市公会堂の一部とは、今治市公会堂1階ホワイエとする。

なお、甲はこの承諾があれば、今治市公会堂内のその他の施設を使用することができる。

（使用期間）

第3条 使用期間は、有事の際が生じた日を起算目とし、起算日から原則として2週間以内とする。

（使用申請）

第4条 甲は、有事の際に、今治市公会堂を使用するときには、別添様式「今治市公会堂使用許可申請書」を乙に提出するものとする。ただし、提出するいとまがないときは、口頭等他の方法によることができる。

（使用期限延長手続き）

第5条 使用期間の延長については、必要により甲乙協議して決定するものとする。

（使用料等）

第6条 今治市公会堂の使用料は、無償とする。ただし、甲が使用を終了したときには、これを原状に復する責務を負う。

（管理責任）

第7条 乙は、甲が今治市公会堂を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（使用箇所の変更及び解約等）

第8条 乙が甲に対し、本協定第2条に定める箇所の使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲乙協議して、使用承諾箇所の変更及び本協定の解約等について決定するものとする。

（協定事項）

第9条 本協定に規定するもののほか、必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

資料〔19-3・6〕

中越大震災ネットワークおぢやに関する規約（90自治体加入 事務局小千谷市）

（目的及び設置）

第1条 新潟県中越地震における災害対応を契機として、災害時における自治体等の災害対応の教訓の共有化を図るとともに、災害発生時における被災自治体の災害対応業務支援のための情報の提供と経験職員等派遣の調整を行うことを目的に「中越大震災ネットワークおぢや」（以下「協議会」という。）を設置する。

（事業）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業等を行うものとする。

(1) 平常時

- ア 情報の共有化
- イ 災害対応能力を高めるための教育及び啓発事業
- ウ 災害時における広域支援活動に関する制度改正への提案
- エ 総会及びシンポジウムの開催（年1回）

(2) 災害発生時

- ア 被災情報の収集
- イ 支援情報の収集・提供
- ウ 被災地への災害対応経験者等の派遣

（組織）

第3条 協議会は、地方公共団体並びに大学等研究機関、医療機関、消防機関、福祉関係団体及び経済団体その他の公共的機関・団体をもって組織する。

2 前項以外のもので、協議会の趣旨に賛同し入会を希望するものは、会長の承認を経て賛助会員となることができる。

（会費）

第4条 協議会の年会費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会 員 1万円
- (2) 賛助会員 5千円

（役員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 2人
- (3) 幹 事 若干人

（顧問）

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

（専門部会）

第7条 会長は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（役員の職務）

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理するとともに会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代

理する。

3 幹事は、協議会の役員会を構成し、業務等の執行を決定する。

4 顧問は、協議会の要請に応じて必要な助言を行う。

（事務局）

第9条 協議会の事務局は、小千谷市役所及び富士常葉大学に置く。

（委任）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年10月25日から施行する。

（経過措置）

2 第4条に規定する会費は、平成18年度から徴収するものとする。

付 則

この規約は、平成18年7月31日から施行する。

付 則

この規約は、平成19年7月30日から施行する。

付 則

この規約は、平成20年7月31日から施行する。

構成会員（令和4年4月1日現在）

No.	自治体名	所在地	電話番号
1	杉並区	東京都杉並区阿佐谷南1-15-1	03-3312-2111
2	国分寺市	東京都国分寺市戸倉1-6-1	042-325-0111
3	多摩市	東京都多摩市関戸6-12-1	042-338-6802
4	南足柄市	神奈川県南足柄市関本440	0465-73-8055
5	小田原市	神奈川県小田原市荻窪300	0465-33-1855
6	開成町	神奈川県足柄上郡開成町延沢773番地	0465-84-0326
7	守谷市	茨城県守谷市大柏950番地の1	0297-45-1111
8	取手市	茨城県取手市寺田5139	0297-74-2141
9	日立市	茨城県日立市助川町1-1-1	0294-22-3287
10	大田原市	栃木県大田原市本町1丁目4-1	0287-23-1111
11	戸田市	埼玉県戸田市上戸田1-18-1	048-441-1800
12	草加市	埼玉県草加市高砂一丁目1-1	048-922-0614
13	太田市	群馬県太田市浜町2-35	0276-47-1916
14	南アルプス市	山梨県南アルプス市小笠原376	055-282-1111
15	上野原市	山梨県上野原市上野原3832	0554-62-3145
16	松阪市	三重県松阪市殿町1340-1	0598-53-4313
17	神戸市	兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号	078-322-6487
18	只見町	福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039	0241-82-5100
19	北塩原村	福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地	0241-23-3261
20	新潟市	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1	025-226-1143
21	三条市	新潟県三条市旭町2-3-1	0256-34-5511
22	十日町市	新潟県十日町市千歳町3丁目3番地	025-757-3111
23	見附市	新潟県見附市昭和町2丁目1番1号	0258-62-1700
24	燕市	新潟県燕市吉田西太田1934番地	0256-77-8381
25	妙高市	新潟県妙高市栄町5-1	0255-72-5111
26	湯沢町	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地	025-784-3451
27	加茂市	新潟県加茂市幸町2丁目3番5号	0256-52-0080
28	飯田市	長野県飯田市大久保町2534番地	0265-22-4511
29	長岡市	新潟県長岡市大手通1丁目4番地10	0258-39-2262
30	奈良県	奈良県奈良市登大路町30番地	0742-27-8425
31	浦安市	千葉県浦安市猫実1-1-1	047-351-1111
32	あきる野市	東京都あきる野市二宮350番地	042-558-1111
33	富山市	富山県富山市新桜町7番38号	076-443-2181
34	柏崎市	新潟県柏崎市日石町2-1	0257-21-2316

No.	自治体名	所在地	電話番号
35	出雲崎町	新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地	0258-78-2290
36	富士市	静岡県富士市永田町1丁目100番地	0545-55-2936
37	裾野市	静岡県裾野市佐野1059	055-995-1809
38	穴水町	石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地	0768-52-3770
39	小山町	静岡県駿東郡小山町藤曲57番地2	0550-76-5715
40	御殿場市	静岡県御殿場市萩原483番地	0550-82-4370
41	富士宮市	静岡県富士宮市弓沢町150番地	0544-22-1319
42	磐田市	静岡県磐田市国府台3番地1	0538-37-2114
43	輪島市	石川県輪島市二ツ屋町2字29番地	0768-23-1157
44	八潮市	埼玉県八潮市中央一丁目2番地1	048-996-2111
45	田原市	愛知県田原市田原町南番場30番地1	0531-23-3548
46	津市	三重県津市西丸之内2 3 - 1	059-229-3104
47	清須市	愛知県清須市須ヶ口1 2 3 8 番地	052-400-2911
48	流山市	千葉県流山市平和台1丁目1番地の1	04-7150-6312
49	所沢市	埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1	04-2998-9399
50	今治市	愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1	0898-36-1558
51	焼津市	静岡県焼津市石津7 2 8 番地の2	054-625-0128
52	町田市	東京都町田市森野2-2-2 2	042-724-2118
53	三島市	静岡県三島市北田町4番4 7号	055-983-2650
54	深谷市	埼玉県深谷市仲町11番1	048-574-6635
55	喬木村	長野県下伊那郡喬木村6664番地	0265-33-2001
56	狛江市	東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号	03-3430-1111
57	南相馬市	福島県南相馬市原町区本町二丁目2 7	0244-24-5232
58	大阪市	大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号	06-6208-7378
59	浪江町	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2	0240-34-0229
60	北九州市	福岡県北九州市小倉北区内1番1号	093-582-2110
61	伊勢市	三重県伊勢市岩湫1丁目7番29号	0596-21-5523
62	津南町	新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地	025-765-3112
63	北杜市	山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1	0551-42-1111
64	久慈市	岩手県久慈市川崎町1番1号	0194-52-2173
65	秦野市	神奈川県秦野市桜町一丁目3-2	0463-82-9621
66	藤枝市	静岡県藤枝市岡上山1丁目1 1番1号	054-643-3279
67	座間市	神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号	046-252-7395
68	小松市	石川県小松市小馬出町9 1番地	0761-24-8150
69	常総市	茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3	0297-39-6000

No.	自治体名	所在地	電話番号
70	有田川町	和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018-4	0737-52-2111
71	かゝまぐ市	石川県かゝまぐ市宇野気ニ81番地	076-283-1114
72	三郷市	埼玉県三郷市花和田648番地1	048-953-1111
73	金沢市	石川県金沢市広坂1-1-1	076-220-2151
74	野々市市	石川県野々市市三納1丁目1番地	076-227-6037
75	大泉町	群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号	0276-63-3111
76	内灘町	石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1	076-286-6706
77	袋井市	静岡県袋井市新屋1-1-1	0538-86-3701
78	四街道市	千葉県四街道市鹿渡無番地	043-421-6102
79	阿南町	長野県下伊那郡阿南町東條58番地1	0260-22-2141
80	関市	岐阜県関市若草通3丁目1番地	0575-22-3131
81	大洲市	愛媛県大洲市大洲690番地の1	0893-24-1711
82	西予市	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	0894-62-6491
83	鈴鹿市	三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	059-382-9007
84	邑楽町	群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1	0276-88-5511
85	明和町	群馬県邑楽郡明和町新里250番地1	0276-84-3111
86	津幡町	石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地	076-288-2123
87	君津市	千葉県君津市久保2丁目13番1号	0439-56-1290
88	小布施町	長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2	026-214-9100
89	ふじみ野市	埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1	049-262-9017

●事務局

90	小千谷市	新潟県小千谷市城内2丁目7番5号	0258-83-3515
----	------	------------------	--------------

資料〔19-3・7〕

大規模災害発生時等における今治市総合福祉センターの施設使用に関する協定書 (愛媛県東予地方局)

大規模災害等の発生により、愛媛県今治庁舎（今治市旭町1丁目4番地9）が損壊、浸水、火災等の甚大な被害を受け、もしくは受けるおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、今治市総合福祉センター（今治市南宝来町1丁目9番地8）の施設を使用することに関し、今治市長（以下「甲」という。）と愛媛県東予地方局長（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

(使用の承諾)

第1条 甲は、災害時において、甲が指定する今治市総合福祉センターの施設（駐車場も含む）の一部（以下「指定施設」という。）を乙が災害時の業務用施設として使用することを承諾するものとする。

(使用者の所属)

第2条 指定施設を使用できる者は、愛媛県東予地方局今治支局職員とする。

(使用の期間)

第3条 使用の期間は、大規模災害等が発生した日を起算日として、同日から原則として90日以内とする。

(使用の申請)

第4条 乙は、災害時に、指定施設を使用しようとするときは、あらかじめ別紙「施設使用許可申請書」（以下「申請書」という。）を甲に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭による申請が出来るものとし、事後、速やかに申請書を提出するものとする。

(使用期間の延長)

第5条 第3条に規定する使用期間の延長については、必要により甲乙が協議してこれを定めるものとする。

(使用料等)

第6条 本協定に基づく指定施設の使用に係る使用料は、甲乙協議の上、適正な金額を乙が甲に支払うものとする。また、乙は、甲の請求に基づき使用に伴う光熱水費等経費の実費額を甲に支払うものとする。

2 乙は、当該使用が終了したときは、これを原状に復する責務を負う。

(管理責任)

第7条 甲は、乙が指定施設を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(指定施設の変更、解約等)

第8条 災害時において、甲が指定施設の使用を承認できない事態が生じた場合には、甲乙協議の上、指定施設の変更、本協定の解約等について定めるものとする。

(疑義等の解決)

第9条 本協定書に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙双方が協議して解決するものとする。

(適用)

第10条 本協定は、平成24年12月6日から適用する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月6日

甲 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1
今治市長 菅 良二

乙 愛媛県西条市喜多川796番地の1
愛媛県東予地方局長 俊野 健治

施 設 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

様

申 請 者 住 所
氏 名

大規模災害発生時等における施設使用に関する協定に基づき下記のとおり申請します。

記

施 設 の 所 在 地	
施設名及び使用する場所	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
予 定 人 員	
備 考	

資料〔19-3-8〕

瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定書 (海ネット共助会員78市町村 R4. 10. 3時点)

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海的路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県加古川市、兵庫県播磨町 和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市、岡山県瀬戸内市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町

四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、愛媛県伊方町、愛媛県愛南町、山口県下関市、大分県中津市、大分県姫島村、大分県津久見市、大分県佐伯市
-----------	--

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

- 2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。
- 3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への海上経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
- 2 要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

- 2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、

当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
- (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
- (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
- (4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
- (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
- (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を

図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。

この協定は、平成25年10月25日から施行する。

この協定は、平成25年12月27日から施行する。

この協定は、平成26年3月28日から施行する。

この協定は、平成26年5月29日から施行する。

この協定は、平成26年12月17日から施行する。

この協定は、平成29年7月21日から施行する。

この協定は、平成29年8月14日から施行する。

この協定は、平成30年9月10日から施行する。

この協定は、令和元年5月23日から施行する。

この協定は、令和元年10月25日から施行する。

この協定は、令和2年3月13日から施行する。

この協定は、令和4年10月3日から施行する。

海ネット共助会員

大阪府 堺市長 永藤 英機
 大阪府 岸和田市長 永野 耕平
 大阪府 貝塚市長 藤原 龍男
 大阪府 高石市長 阪口 伸六
 大阪府 忠岡町長 杉原 健士
 大阪府 岬町長 田代 堯
 兵庫県 姫路市長 清元 秀泰
 兵庫県 明石市長 泉 房穂
 兵庫県 洲本市長 上崎 勝規
 兵庫県 芦屋市長 伊藤 舞
 兵庫県 南あわじ市長 守本 憲弘
 兵庫県 淡路市長 門 康彦
 兵庫県 加古川市長 岡田 康裕
 兵庫県 播磨町長 佐伯 謙作
 和歌山県 和歌山市長 尾花 正啓
 和歌山県 海南市長 神出 政巳
 和歌山県 湯浅町長 上山 章善
 和歌山県 由良町長 山名 実
 岡山県 玉野市長 柴田 義朗
 岡山県 笠岡市長 小林 嘉文
 岡山県 備前市長 吉村 武司
 岡山県 浅口市長 栗山 康彦
 岡山県 瀬戸内市長 武久 顕也
 広島県 広島市長 松井 一實
 広島県 呉市長 新原 芳明
 広島県 竹原市長 今柴 敏彦
 広島県 三原市長 岡田 吉弘
 広島県 尾道市長 平谷 祐宏
 広島県 福山市長 枝廣 直幹
 広島県 大竹市長 入山 欣郎
 広島県 東広島市長 高垣 廣徳
 広島県 廿日市市長 松本 太郎
 広島県 江田島市長 明岳 周作
 広島県 海田町長 西田 祐三
 広島県 坂町長 吉田 隆行
 山口県 下関市長 前田 晋太郎
 山口県 宇部市長 篠崎 圭二
 山口県 山口市長 伊藤 和貴
 山口県 防府市長 池田 豊

山口県 岩国市長 福田 良彦
 山口県 光市長 市川 熙
 山口県 柳井市長 井原 健太郎
 山口県 周南市長 藤井 律子
 山口県 山陽小野田市長 藤田 剛二
 山口県 周防大島町長 藤本 浄孝
 山口県 上関町副町長 橋本 政
 徳島県 小松島市長 中山 俊雄
 徳島県 松茂町長 吉田 直人
 香川県 高松市長 大西 秀人
 香川県 丸亀市長 松永 恭二
 香川県 坂出市長 有福 哲二
 香川県 観音寺市長 佐伯 明浩
 香川県 さぬき市長 大山 茂樹
 香川県 東かがわ市長 上村 一郎
 香川県 三豊市長 山下 昭史
 香川県 土庄町長 岡野 能之
 香川県 小豆島町長 大江 正彦
 香川県 直島町長 小林 眞一
 香川県 宇多津町長 谷川 俊博
 香川県 多度津町長 丸尾 幸雄
 愛媛県 松山市長 野志 克仁
 愛媛県 今治市長 徳永 繁樹
 愛媛県 宇和島市長 岡原 文彰
 愛媛県 八幡浜市長 大城 一郎
 愛媛県 新居浜市長 石川 勝行
 愛媛県 西条市長 玉井 敏久
 愛媛県 大洲市長 二宮 隆久
 愛媛県 伊予市長 武智 邦典
 愛媛県 四国中央市長 篠原 実
 愛媛県 西予市長 管家 一夫
 愛媛県 上島町長 上村 俊之
 愛媛県 松前町長 岡本 靖
 愛媛県 伊方町長 高門 清彦
 愛媛県 愛南町長 清水 雅文
 大分県 中津市長 奥塚 正典
 大分県 姫島村長 藤本 昭夫
 大分県 津久見市長 川野 幸男
 大分県 佐伯市長 田中 利明

申し合わせ書

(趣旨)

第1条 この申し合わせ書は、瀬戸内・海路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(地域ブロック幹事等の設置)

第2条 協定第4条第1項に規定する地域ブロック幹事等を以下のとおり設置する。

- (1) 地域ブロック幹事は、1会員選出するものとする。
- (2) 地域ブロック副幹事は、前号の地域ブロック幹事の在する府県以外の会員から各府県それぞれ1会員選出するものとする。
- (3) 前2号の地域ブロック幹事等は、別表1のとおりとする。
- 2 地域ブロック幹事の行う業務は、以下のとおりとする。
 - (1) 協定第4条第3項に規定する地域ブロック内の総合調整。
 - (2) 協定第5条第2項に規定する応援とりまとめ幹事との協議。
- 3 地域ブロック副幹事は、被災等により前項の業務を処理できない場合に、これを代行する。
- 4 地域ブロック幹事等が、ともに被災等により同条第2項の業務を処理できない場合は、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、地域ブロック幹事等に代わって業務を行う会員を決定する。
- 5 地域ブロック会員が、ともに被災等により同条第2項の業務を処理できない場合は、協定運営協議会で速やかに協議のうえ、地域ブロック幹事等に代わって業務を行う会員を決定する。

(応援とりまとめ幹事)

第3条 被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）の連絡及び調整は、協定第5条第2項に規定する応援とりまとめ幹事が行うものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 被災会員は、応援とりまとめ幹事に対し、協定第5条に掲げる事項を明らかにした別紙1応援要請書により応援を要請するものとする。

(応援実施の手続き)

第5条 前条の応援要請を受けた応援とりまとめ幹事は、他の海ネット共助会員に当該要請を通知する。

- 2 応援会員は、応援を行う事項について応援計画を作成し、応援内容の連絡及び調整を行う。
- 3 応援会員は、次の事項について別紙2応援通知書により応援とりまとめ幹事を經由し被災会員に連絡した上、応援を実施する。
 - (1) 物的応援をするときは、物資等の品目及び数量
 - (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数及び期間等
 - (3) 被災傷者等の受入れをするときは、受入可能な医療機関及び人数等
 - (4) その他の応援をするときは、応援の内容及び期間等
 - (5) 前4号に定めるもののほか必要な事項

(応援物資の受領通知)

第6条 被災会員は、前条に規定する応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援とりまとめ幹事を經由した上、応援会員に対し別紙3応援物資等受領書により通知する。

(応援終了の報告)

第7条 応援会員は、応援が終了したときは、応援とりまとめ幹事を經由した上、被災会員に対し別紙4応援終了報告書により報告する。

(連絡担当部局の設置)

第8条 海ネット共助会員は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名及び連絡先等必要な事項を他の海ネット共助会員に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第9条 協定第7条の規定による、職員の派遣に要した経費の負担については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被災会員が負担する経費の額は、応援会員が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当を合算した額を超えない額とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、原則として応援会員の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたときは被災会員が、被災会員への往復の途中において生じたときは応援会員が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災会員と応援会員の協議により定める。

(協定運営協議会の設置)

第10条 協定第8条に規定する協定運営協議会は、別表2のとおりとする。

(附則)

本申し合わせ書は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

申し合わせ書第2条に規定する地域ブロック幹事等は、次のとおりとする。

地域ブロック	地域ブロック幹事	地域ブロック副幹事
近畿・中国 ブロック	岡山県玉野市	大阪府岬町、兵庫県姫路市、和歌山県海南市、広島県尾道市、山口県岩国市
四国・九州 ブロック	愛媛県宇和島市	徳島県小松島市、香川県東かがわ市、大分県姫島村

別表2

申し合わせ書第10条に規定する協定運営協議会の構成は、次のとおりとする。

協定運営協議会構成会員
大阪府 岬町
兵庫県 姫路市 ※幹事
和歌山県 海南市
岡山県 玉野市
広島県 尾道市
山口県 岩国市
徳島県 小松島市
香川県 東かがわ市
愛媛県 宇和島市
大分県 姫島村 ※副幹事

別紙1 (第4条関係)

年 月 日

(応援とりまとめ幹事) 様

(災害を受けた協定市町長) 印

応 援 要 請 書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要
請いたします。

記

- 1 災害の状況及び要請理由
- 2 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- 3 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- 4 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- 5 その他、特に必要な事項
- 6 連絡先
(担当部課名)
(担当者名)
(電話番号)
(FAX番号)
(メールアドレス)

別紙2 (第5条関係)

(応援とりまとめ幹事経由)
文 書 番 号
年 月 日

(災害を受けた協定市町長) 様

(応援する協定市町長) 印

応 援 通 知 書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援しま
す。

記

- 1 物的応援 (物資等の品目、数量)
- 2 人的応援 (活動内容、派遣人数、期間)
- 3 被災傷者の受入 (受入可能な医療機関、人数)
- 4 その他の応援 (応援の内容及び期間)

(担当部課名)
(担当者名)
(電話番号)
(FAX番号)
(メールアドレス)

別紙3 (第6条関係)

(応援とりまとめ幹事経由)
文 書 番 号
年 月 日

(応援した協定市町長) 様

(災害を受けた協定市町長) 印

応 援 物 資 等 受 領 書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定に基づく、物資等を下記のとおり受領いたしました。

記

品 目	数 量	備 考

(担当者名)
(電話番号)
(FAX番号)
(メールアドレス)

別紙4 (第7条関係)

(応援とりまとめ幹事経由)
文 書 番 号
年 月 日

(災害を受けた協定市町長) 様

(応援した協定市町長) 印

応 援 終 了 報 告 書

平成 年 月 日付け第 号で通知した応援については、下記のとおり終了いたしましたので報告いたします。

記

応援事項

- 1 物的応援
- 2 人的応援
- 3 被災傷者の受入
- 4 その他の応援

(担当部課名)
(担当者名)
(電話番号)
(FAX番号)
(メールアドレス)

資料〔19-3-9〕

大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定（愛媛県）

愛媛県（以下「甲」という。）と今治市（以下「乙」という。）は、愛媛県内で県外等からの応援を必要とする規模の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した際に、救命・救助活動等に従事する自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊を速やかに参集させるとともに、国や他県等から提供される支援物資を効果的に集積、保管、搬送するため、広域的な防災拠点（以下「広域防災拠点」という。）の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が所有する施設を、広域防災拠点として甲が優先的に使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

（施設の名称）

第2条 この協定において、乙が甲に対し、優先的に使用させる施設は、次のとおりとする。

今治西部丘陵公園（所在地：今治市高地町2丁目乙429-1）

（施設の使用）

第3条 大規模災害が発生した場合は、甲から乙に対し、要請を行ったうえで、前条に定める施設（以下「施設」という。）を優先的に使用できるものとする。

2 甲は乙に対し、可能な範囲で施設の職員に協力を求めることができるものとする。

（使用の条件）

第4条 甲が乙の施設を使用する場合の使用料等は、原則無償とする。ただし、施設を使用する期間の光熱水費等については、甲が負担する。

2 甲は、施設の使用が終了したときは、甲の責任により原状回復を行うものとする。

3 乙が、施設を指定管理者制度等により第三者へ管理運営を委任している場合であって、甲が施設を優先的に使用することにより当該第三者に損失が発生したときは、甲と乙は当該損失について協議の上、適切に対応するものとする。

（連絡体制等）

第5条 この協定を円滑に実施するため、甲及び乙はお互いの連絡先を交換するものとする。

2 乙は、施設の現況等を変更する場合は、甲へあらかじめ通知するものとする。

（平時からの連携・協力等）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく災害対応を円滑に実施するため、平時から緊密に連携するものとする。

2 甲は、乙と協議の上、大規模災害発生時に使用する資機材や設備等を施設に保管するものとする。

3 乙は、自衛隊等の関係機関による施設の現地調査等や、甲が実施する施設を活用した訓練の実施に、支障のない範囲で協力するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲または乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、有効期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年10月2日

甲 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県知事 中村 時広

乙 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市市長 菅 良二

様式1 (第10条関係)

災 害 時 連 絡 表

県支部事務局

補 職 名	氏 名	電 話
連絡担当責任者 総務担当課長 ()		勤務先電話 () FAX () 自宅電話 ()
総務担当係長 ()		勤務先電話 () 自宅電話 ()
防災担当者 ()		勤務先電話 () 自宅電話 ()
備 考		

様式2 (第10条関係)

防 災 関 係 物 資 等 の 備 蓄 状 況 調 査 表

(平成 年度末現在)

県支部

項 目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給 水 車 (m ³)	台	台	
	給 水 車 (m ³)	台	台	
	ト ラ ッ ク	台	台	
	ク レ ー ン 車	台	台	
	そ の 他			
給 水 容 器	仮 設 水 槽 (m ³)	基	基	
	仮 設 水 槽 (m ³)	基	基	
	給 水 タ ン ク (1,500 ^{リットル} ~)	基	基	
	給 水 タ ン ク (1,000~1,499 ^{リットル})	基	基	
	給 水 タ ン ク (~ 999 ^{リットル})	基	基	
	ポ リ 容 器 (5~ 30 ^{リットル})	個	個	
	ポ リ 容 器 (~ 20 ^{リットル})	個	個	ポ リ 袋
そ の 他				
機 材	応 急 給 水 装 置	基	基	
	ろ 過 機	台	台	
	発 電 機	台	台	
	投 光 機	個	個	
	鉄 管 切 断 機	台	台	
	電 動 ネ ジ 切 機	台	台	
	そ の 他			
管 類	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
	継 手 類	個	個	
缶 詰	水 の 缶 詰	缶	缶	
	食 糧	缶	缶	
そ の 他				

注 その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

資料〔19-3・10〕

災害時等の協力に関する協定書（休暇村瀬戸内東予、西条市）

丙 愛媛県西条市河原津乙7番地179
休暇村 瀬戸内東予
支配人 西村 俊之

今治市（以下「甲」という。）、西条市（以下「乙」という。）及び休暇村 瀬戸内東予（以下「丙」という。）とは、今治市域又は西条市域で地震、風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、今治市域又は西条市域での災害時等において、丙が甲又は乙に対して行う協力について、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲又は乙は、丙が所有する宿泊施設及び附帯施設を災害復旧に従事する者に優先的に提供するよう、丙に対して要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第3条 丙は、前条の規定による甲又は乙からの要請を受けたときは、必要な措置を講ずるとともに、その結果を甲又は乙に速やかに連絡するものとする。

（協力活動）

第4条 丙は、甲又は乙から協力の要請を受けたときは、速やかに協力活動を行うものとする。

（連絡体制）

第5条 甲、乙及び丙は、災害時等における要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月23日

甲 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1
今治市 市長 菅 良二

乙 愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市 市長 青野 勝

資料〔19-3・11〕

災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書
(国土交通省四国地方整備局他及び民間数団体)

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）並びに徳島県知事（徳島小松島港及び橋港及び浅川港港湾管理者）、香川県知事（高松港及び津田港及び三本松港及び丸亀港及び詫間港及び観音寺港及び土庄港及び内海港及び宮浦港港湾管理者）、坂出市長（坂出港港湾管理者）、愛媛県知事（松山港及び東予港及び三島川之江港及び宇和島港及び中島港及び三崎港港湾管理者）、今治市長（今治港港湾管理者）、新居浜港務局委員会委員長（新居浜港港湾管理者）、八幡浜市長（八幡浜港港湾管理者）、高知県知事（高知港及び須崎港及び宿毛湾港及び奈半利港及び甲浦港及び室津港及び久礼港港湾管理者）、（以下「乙」という。）と民間協力者（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合における応急対策業務に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（民間協力者）

第2条 本協定における民間協力者は一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長、四国港湾空港建設協会連合会会長、一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長、全国浚渫業協会関西支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、一般社団法人海洋調査協会会長及び一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長を指す。

（定義）

第3条 本協定において、

- (1) 「災害」とは、地震・津波・台風その他の異常な自然現象による被害をいう。
 - (2) 「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる災害をいう。
 - (3) 「応急対策業務」とは、施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。
 - (4) 「港湾施設等」とは、港湾法第二条第五項の港湾施設、同法第二条第八項の開発保全航路及び同法第五十五条の三の四で規定する緊急確保航路をいう。
 - (5) 「事務所長」とは、四国地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
 - (6) 「地方機関の長」とは、乙の所掌する地方機関の長をいう。
 - (7) 「資機材等情報」とは、使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。
 - (8) 「テックフォース活動」とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。
- 「テックフォース隊」とは、災害支援活動を行うために国の職員から構成された組織をいう。

（応急対策業務の範囲）

第4条 応急対策業務の範囲は、第3条に規定する港湾施設等における災害発生箇所及び甲又

は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。

（応急対策業務の内容等）

- 第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。
- 2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。
- ただし、四国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、資機材等情報の収集を開始するものとする。
- 3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は丙の会員へ出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。
 - 4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった場合、可能な限り速やかに港湾施設等の被災状況を調査するとともに、出動要請者の指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。
- なお、四国地方整備局がテックフォース活動を開始し、甲より出動要請があった場合、丙の会員は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。
- 5 丙は、本協定に基づく応急対策業務が長期に亘り、甲の出動要請があった場合、四国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。
 - 6 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとする。加えて、丙は会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。
 - 7 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する人員及び資機材等の資機材数等情報について毎年4月末までに甲及び乙に連絡するものとする。
 - 8 丙の会員は、応急対策業務を迅速に実施できるよう、人員及び資機材の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に連絡するものとする。
 - 9 乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、同項における連絡先は、乙を除く。
- （契約の締結）
- 第6条 甲又は事務所長及び乙又は地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。
- 2 甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。
 - 3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。
- （大規模災害時等の場合）
- 第7条 大規模災害が発生した場合は、第5条にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、甲は秩序ある応急対策業務のため必要な調整を行うことができるものとする。
- （訓練の実施）
- 第8条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

(本協定の適用範囲)

第9条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害が発生した場合においては、本協定を優先するものとし、甲が第7条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の期間は、協定締結日より平成28年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第11条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所長の要請に係るものについては甲若しくは事務所長に、乙若しくは地方機関の長の要請に係るものについては乙若しくは地方機関の長に報告し、その負担について甲若しくは事務所長に係るものについては甲若しくは事務所長と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して決定するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書16通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成27年11月5日

甲	国土交通省四国地方整備局次長	菅沼 史典
乙	徳島小松島港・橋港・浅川港 港湾管理者 徳島県知事	飯泉 嘉門
	高松港・津田港・三本松港・丸亀港・詫間港 ・観音寺港・土庄港・内海港・宮浦港 港湾管理者 香川県知事	浜田 恵造
	坂出港 港湾管理者 坂出市長	綾 宏
	松山港・東予港・三島川の江港・宇和島港 ・中島港・三崎港 港湾管理者 愛媛県知事	中村 時広
	今治港 港湾管理者 今治市長	菅 良二
	新居浜港 港湾管理者 新居浜港務局委員会委員長	近藤 清孝

八幡浜港 港湾管理者

八幡浜市長
高知港・須崎港・宿毛湾港・奈半利港
・甲浦港・室津港・久礼港 港湾管理者
高知県知事

大城 一郎

尾崎 正直

丙1 一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長
丙2 四国港湾空港建設協会連合会会長
丙3 一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長
丙4 全国浚渫業協会関西支部長
丙5 一般社団法人日本潜水協会会長
丙6 一般社団法人海洋調査協会会長
丙7 一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長

吉塚 宏
塚本 雅志
平野 正員
寄神 正文
鉄 芳松
川嶋 康宏
大村 哲夫

資料〔19-3・12〕

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書（愛媛県及び県内20市町）

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市町において、災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災市町に代行しての情報の発信
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
- (3) 応援を求める期間及び場所
- (4) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。

3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。

4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

（要請を受けた県及び市町の役割）

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

2 要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

（経費の負担等）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがないときその他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁す

るものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

（補則）

第6条 この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成28年2月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年2月17日

愛媛県知事	中村 時広
松山市長	野志 克仁
今治市長	菅 良二
宇和島市長	石橋 寛久
八幡浜市長	大城 一郎
新居浜市長	石川 勝行
西条市長	青野 勝
大洲市長	清水 裕
伊予市長	武智 邦典
四国中央市長	篠原 実
西予市長	三好 幹二
東温市長	高須賀 功
上島町長	上村 俊之
久万高原町長	高野 宗城
松前町長	岡本 靖
砥部町長	佐川 秀紀
内子町長	稲本 隆壽
伊方町長	山下 和彦
松野町長	阪本 壽明
鬼北町長	甲岡 秀文
愛南町長	清水 雅文

応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項の経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- ア 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。
- エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市町は、第5条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号及び第2号に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第3号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号に係るもの	1に定める経費
第2条第5号に係るもの	借上料
第2条第6号及び第7号に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

資料〔19-3・13〕

災害時における相互応援に関する協定書（滋賀県守山市）

守山市及び今治市（以下「協定市」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域において、災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、相互の応援を迅速かつ円滑に実施するために、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3) 救護活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 応急復旧等に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 被災市は、応援を要請しようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、応援を行う市（以下「応援市」という。）に対し、応援要請書（別記様式）を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
- (3) 応援を求める期間及び場所
- (4) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話その他の通信手段により応援を要請することができる。この場合において、要請後速やかに応援要請書を送付するものとする。

（自主的な応援）

第4条 応援市は、通信の断絶等により被災市との連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし、特に緊急を要する場合は、被災市からの要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。

（経費の負担等）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、第4条の規定に基づく応援に要した経費の負担は別途協議するものとする。

2 被災市において、応援に要した費用を支弁するいとまがないとき、その他やむを得ない事情がある場合には、応援市は当該費用を一時繰替支弁し、事後において被災市に請求するものとする。

（損害補償等）

第6条 第2条第5号の規定により派遣された応援職員に係る公務災害補償については、応援

市の負担とする。

2 応援職員が応援の活動中に第三者に損害を与えた場合には、被災市が当該損害賠償の責を負うものとする。ただし、応援職員が被災市への往復途中において第三者に損害を与えた場合には、応援市が当該損害賠償の責を負うものとする。

3 前2項の規定は、第4条に規定する自主的な応援活動においても適用するものとする。
（連絡体制）

第7条 協定市は、災害時速やかに相互応援を実施するため、必要に応じて情報交換を行うなど、連絡体制の整備に努める。

（協議等）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年3月27日

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
守山市長 宮本 和宏

愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 菅 良二

別記様式（第3条関係）

平成 年 月 日

応援要請書

〇〇市長 様

〇〇市長

- 1 災害の状況
- 2 物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等
- 3 応援を求める期間及び場所
- 4 その他必要な事項

資料〔19-3-14〕

災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定
(愛媛県、県内20市町、一般社団法人えひめ産業資源循環協会)

愛媛県（以下「甲」という。）と市町（以下「乙」という。）と一般社団法人えひめ産業資源循環協会（以下「丙」という。）とは、災害廃棄物等の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内において災害が発生した場合に、生活環境の保全及び速やかな復旧・復興を図るため、災害廃棄物等の処理等の協力に関し、必輸な 事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物等 大規模な災害の発生により生じた廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物をいう。
- (3) 処理等 撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮置場の管理並びにこれらに必要な業務をいう。

（協力体制）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく災害時における具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制を構築していくものとする。

- 2 甲及び乙は、丙に対して、地域防災計画や災害廃棄物処理計画を提供するものとする。
- 3 丙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等が図られるよう、平時から丙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるとともに、災害時においては、丙の会員等の被災状況の把握に努めるものとする。

（協力要請）

第4条 乙は、災害時に、丙に対して災害廃棄物等の処理等の実施について協力を要請することができる。

2 前項の協力の要請は、丙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物等の処理等を行う場所
- (3) 災害廃棄物等の処理等の内容
- (4) 災害廃棄物等の処理等の期間
- (5) その他必要な事項

3 前2項の規定は、甲が乙から要請を受けて丙に対して当該協力を要請する場合について準用する。

（情報提供）

第5条 甲及び乙は、災害廃棄物等の処理等に円滑な協力が得られるよう、丙に被災、復旧の状況等の必要な情報を適宜提供するものとする。

（災害廃棄物等の処理等の実施）

第6条 丙は、第4条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。第11条第1項において同じ。）の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を調達し、乙の指示に従い、次に掲げる事項に留意し、可能な限り災害廃棄物等の処理等を実施するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

2 丙は、災害廃棄物等の処理等を終了したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理等を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物等の処理等の内容
- (3) 災害廃棄物等の処理等に要した人員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物等の処理等を実施した期間
- (5) その他必要な事項

（費用負担）

第7条 前条第1項の災害廃棄物等の処理等に要した費用については、原則として乙が負担する。

2 前項の費用の額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、乙と丙が協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第8条 乙は、第6条第2項の書面の提出があった場合は、速やかに関係書類を精査するとともに、必要に応じて現地を確認し、適当と認めるときは、前項第2項の規定により決定した金額を丙の請求に基づき支払うものとする。

（損害補償）

第9条 第6条第1項の規定による災害廃棄物等の処理等に伴い、当該処理等の従事者に損害が生じ、または第三者に損害を及ぼした場合の補償については、乙を丙が協議して誠実に対応するものとする。ただし、丙の責めに帰すべき理由により損害が生じたときは、丙の責任と費用負担をもって誠実に対応するものとする。

（調整）

第10条 甲は、この協定による災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるよう、乙及び丙との間並びに関係機関・団体との調整に努めるものとする。

（協力会員）

第11条 第6条第1項の規定にかかわらず、丙は、第4条第1項の要請を受けたときに、丙の会員に災害廃棄物等の処理等の実施を行わせることができる。この場合においては、丙は、災害廃棄物等の処理等の実施を行わせる会員（以下「協力会員」という。）を乙に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合等は、協力会員が乙に報告するものとする。

2 第6条から前条までの規定は、協力会員が災害廃棄物等の処理等の実施を行う場合について準用する。この場合において、第6条第1項中「丙は、第4条第1項の要請を受けたとき

は、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を調達し、とあるのは「第11条第1項に規定する協力会員（以下「協力会員」という。）は、」と、同条第2項及び第7条から前条までの規定中「丙」とあるのは「協力会員」と読み替えるものとする。

（事務委任等）

第12条 第4条（第3項を除く。）、第6条から第9条まで及び前条の規定は、甲が乙から地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務委任を受けて災害廃棄物等処理する場合その他必要な場合について準用する。

（連絡窓口）

第13条 この協定に関する連絡窓口は、甲及び乙においては災害廃棄物主管課、丙においては一般社団法人えひめ産業資源循環協会事務局とする。

（有効期間）

第14条 この協定は、令和元年6月24日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、効力を持続する。

（前協定の廃止）

第15条 甲と丙とが平成15年4月9日に締結した「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」は、廃止する。

（他被災都道府県への応援）

第16条 甲が、他の都道府県における災害廃棄物等の処理等について応援を行うため、丙に協力要請を行った場合においても、丙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

（協議）

第17条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書22通を作成し甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年6月24日

甲 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県知事 中村 時広
乙 松山市二番町四丁目7番地2
松山市市長 野史 克仁
今治市別宮町一丁目4番地1
今治市市長 菅 良二
宇和島市曙町1番地
宇和島市市長 岡原 文彰
八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市市長 大城 一郎
新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市市長 石川 勝行

西条市明屋敷164番地

西条市市長 玉井 敏久

大洲市大洲690番地の1

大洲市市長 二宮 隆久

伊予市米湊820番地

伊予市市長 武智 邦典

四国中央市三島宮川四丁目6番55号

四国中央市市長 篠原 実

西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

西予市市長 管家 一夫

東温市見奈良530番地1

東温市市長 加藤 章

越智郡上島町弓削下弓削210番地

上島町町長 宮脇 馨

上浮穴郡久万高原町久万212番地

久万高原町町長 河野 忠康

伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町町長 岡本 靖

伊予郡砥部町宮内1392番地

砥部町町長 佐川 秀紀

喜多郡内子町平岡甲168番地

内子町町長 稲本 隆壽

西宇和郡伊方町湊浦1993番地1

伊方町町長 高門 清彦

北宇和郡松野町大字松丸343番地

松野町町長 坂本 浩

北宇和郡鬼北町大字近永800番地1

鬼北町町長 兵頭 誠亀

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

愛南町町長 清水 雅文

松山市花園町7番地3

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 西山 周

資料 [19-3・15]

愛媛県消防広域相互応援協定書（愛媛県下の市町及び消防一部事務組合）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「市町等」という。）における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域及び対象）

第2条 この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

（災害の種別及び規模）

第3条 この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

（応援要請）

第4条 前条各号に掲げる災害が発生した場合は、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消防隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた応援側の長は、その管轄する区域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 応援側の市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災、救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを第1項の規定による要請に基づく応援とみなす。

4 前項に規定する場合において、応援側の市町等の長が派遣する応援隊の数は、原則1隊（消防ポンプ自動車等1台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

（応援要請方法等）

第5条 応援の要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

（応援の体制）

第6条 応援の体制は、次に掲げるものとする。

- (1) 第1次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね30分以内に被災地に到着できるもの
- (2) 第2次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分以内に被災地に到着できるもの
- (3) その他の広域応援体制 前2号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの

（応援隊の派遣）

第7条 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援、第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合において、応援側の長は、次に掲げる事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の長（職・氏名）
- (2) 応援隊の出発日時及び到着（予定）日時
- (3) 応援隊の出動場所
- (4) 応援隊の人員、車両及び資機材の種別及び数量
- (5) その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号に掲げる事項を明記した文書を受援側の長に提出しなければならない。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

（報告）

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

（経費の負担）

第10条 応援隊の応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費（応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等）、車両及び資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の食料、燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援隊員の公務災害補償費、事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援隊員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、応援に要する経費の負担については、その都度当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

（情報等の交換）

第11条 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等を別に定める様式に取りまとめ、同月20日までに他の市町等と相互に交換するものとする。

（改廃）

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(運用)

第13条 この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議の上、決定する。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月1日付けで締結した愛媛県消防広域相互応援協定書は、令和2年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

愛媛県	愛媛県知事	中村時広
松山市	松山市長	野志克仁
今治市	今治市長	菅良二
宇和島市	宇和島市長	岡原文彰
八幡浜市	八幡浜市長	大城一郎
新居浜市	新居浜市長	石川勝行
西条市	西条市長	玉井敏久
大洲市	大洲市長	二宮隆久
伊予市	伊予市長	武智典
四国中央市	四国中央市長	篠原実
西予市	西予市長	管家一夫
東温市	東温市長	加藤章
上島町	上島町長	宮脇馨
久万高原町	久万高原町長	河野忠康
松前町	松前町長	岡本靖
砥部町	砥部町長	佐川秀紀
内子町	内子町長	稲本隆壽
伊方町	伊方町長	高門清彦
松野町	松野町長	坂本浩
鬼北町	鬼北町長	兵頭誠亀
愛南町	愛南町長	清水雅文
宇和島地区広域事務組合	組合長	岡原文彰
八幡浜地区施設事務組合	組合長	大城一郎
大洲地区広域消防事務組合	組合長	二宮隆久
伊予消防等事務組合	組合長	武智典

資料〔19-3-16〕

愛媛県消防団広域相互応援協定書（愛媛県、県内市町及び消防事務組合）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内消防団の広域相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定等の運用）

第2条 被災地の市町等の長（以下「応援側の長」という。）及び他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）は、次の各号の段階ごとに災害の規模、態様、危険性等を勘案し、この協定のほか、別に市町間で定める応援協定等の効果的な運用を図るものとする。

- (1) 第1段階 近隣市町の応援
 - ア 別に市町間で定める協定等
 - イ 第4条第2項に定める応援隊の派遣
 - (2) 第2段階 東予・中予・南予各ブロック内の応援
 - ア 別に各ブロック内で定める協定等
 - イ 第4条に定める応援隊の派遣
 - (3) 第3段階 東予・中予・南予各ブロック間の応援
 - ア 第4条に定める応援隊の派遣
- （応援・受援の要件及び対象）

第3条 消防団の応援・受援は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に行うものとする。

- (1) 受援側の長において、管内消防力及び常備消防等の応援をもってなお消防力の不足が見込まれるとき。
- (2) 応援側の長において、要請内容が公務として認められること。
- (3) 応援側消防団において、対応可能であり、かつ、日帰りを基本とする活動であること。

2 応援対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- (4) その他応援を要する特殊な災害事故

（応援要請）

第4条 受援側の長は、応援側の長に次の各号に基づき、人員、車両、装備等の応援消防団（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

- (1) 応援隊は、応援隊の車両に搭乗可能な人数で編成し、そのうち1人は応援隊の指揮が可能な者とする。
- (2) 応援隊の車両は、消防ポンプ自動車若しくは小型動力ポンプ付積載車又はその他市町等の管理の下で運用する車両とする。
- (3) 携行する装備・資機材は、操作に必要な資格等を有する応援隊の消防団員（以下「応援消防団員」という。）が、安全かつ有効に操作できるものとする。

2 応援側の長が、近隣市町の境界付近に発生した火災等を覚知し応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援（以下「みなし緊急応援」という。）とみなす。

（応援要請方法）

第5条 受援側の長が、この協定による応援を受ける必要があると判断したときは、みなし緊急応援の場合を除き、別記様式1により愛媛県知事（以下「知事」という。）に連絡し、知事は応援側の長に対し別記様式1-1により 応援を要請するものとする。

（応援の通知）

第6条 応援側の長は、みなし緊急応援の場合を除き、被害の状況に応じて、その都度この協定に基づく応援隊派遣の可否を判断し、派遣する場合には別記様式2により知事及び受援側の長に通知するものとする。

（応援隊の派遣）

第7条 応援側の長は、消防団長、消防長等と協議し、管轄する地域の消防の任務を果たすために必要な体制の確保に留意した上で、応援隊を派遣するものとする。

2 愛媛県消防広域相互応援協定に基づく愛媛県消防広域相互応援計画（以下「県応援計画」という。）に定める愛媛県消防広域応援調整本部は、被災の規模及び応援活動の状況に応じ、受援側の長、応援側の長、県応援計画に定めるブロック幹事等と連携し、計画的な応援の実施に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

（報告）

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を、被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

（経費の負担）

第10条 応援隊の応援に要する費用の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費（報酬・手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援消防団員の公務災害補償費、賞じゅつ金及び事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援消防団員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出勤又は帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。
- (4) 応援消防団員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費については、その都度、当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

（情報交換及び訓練）

第11条 愛媛県、市町及び消防一部事務組合は、この協定の実施に必要な情報交換及び訓練

に関し、相互に協力するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(雑則)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、当事者間の協議により決定する。

附 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この協定を締結したことを証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町長及び消防一部事務組合長が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月31日

愛媛県	知事	中村時広	
松山市	市長	野志克仁	
今治市	市長	菅良二	
宇和島市	市長	岡原文彰	
八幡浜市	市長	大城一郎	
新居浜市	市長	石川勝郎	
西条市	市長	玉井敏久	
大洲市	市長	二宮隆久	
伊予市	市長	武智典	
四国中央市	市長	篠原実	
西予市	市長	管家一夫	
東温市	市長	加藤章	
上島町	町長	宮脇馨	
久万高原町	町長	河野忠康	
松前町	町長	岡本靖	
砥部町	町長	佐川秀紀	
内子町	町長	稲本隆壽	
伊方町	町長	高門清彦	
松野町	町長	坂本浩	
鬼北町	町長	兵頭誠	
愛南町	町長	清水雅文	
宇和島地区広域事務組合	組合長	岡原文彰	
八幡浜地区施設事務組合	組合長	大城一郎	
大洲地区広域消防事務組合	組合長	二宮隆久	
伊予消防等事務組合	組合長	武智典	

応援出動要請書

愛媛県知事 殿

受援側の長

愛媛県消防団広域相互応援協定第5条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種類	<input type="checkbox"/> 大規模な地震、風水害等の自然災害 <input type="checkbox"/> 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 <input type="checkbox"/> 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 <input type="checkbox"/> その他応援を要する特殊な災害事故
<要請したい内容>	
所要人数	
機械器具等の種類及び数量	
到着希望日時	年 月 日 時 分
集結場所	
<その他>	
主として応援を求めたい活動	<input type="checkbox"/> 火災の鎮圧に関する業務 <input type="checkbox"/> 火災の予防及び警戒に関する業務 <input type="checkbox"/> 救助に関する業務 <input type="checkbox"/> 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する指導・協力・支援 <input type="checkbox"/> その他地域の実情に応じて必要とされる業務
担当部署(氏名)	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他(対応状況等)	



(別記様式1-1)

第 年 月 日 号

応援出動要請書

(別記様式2)

第 年 月 日 号

応援出動（自主・要請）通知書

応援側の長

殿

愛媛県知事

愛媛県知事 殿
受援側の長

殿

応援側の長

愛媛県消防団広域相互応援協定第5条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種類	<input type="checkbox"/> 大規模な地震、風水害等の自然災害 <input type="checkbox"/> 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 <input type="checkbox"/> 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 <input type="checkbox"/> その他応援を要する特殊な災害事故
<要請したい内容>	
所要人数	
機械器具等の種類及び数量	
到着希望日時	年 月 日 時 分
集結場所	
<その他>	
主として応援を求めたい活動	<input type="checkbox"/> 火災の鎮圧に関する業務 <input type="checkbox"/> 火災の予防及び警戒に関する業務 <input type="checkbox"/> 救助に関する業務 <input type="checkbox"/> 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する指導・協力・支援 <input type="checkbox"/> その他地域の実情に応じて必要とされる業務 ()
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他（対応状況等）	

愛媛県知事の要請を受け、愛媛県消防団広域相互応援協定第6条に定める応援出動を通知します。

<災害等の覚知>	
覚知方法	1 要 請 2 その他 ()
覚知日時	年 月 日 時 分
覚知場所等	
<出動する応援隊>	
人員	応援隊の長（職、氏名）() 以下 人
機械器具等の種類及び数量	
出発日時	年 月 日 時 分
現地到着予定日時	年 月 日 時 分
現地引揚予定日時	年 月 日 時 分
帰着予定日時	年 月 日 時 分
その他必要事項	※使用無線機の種類（ファンル）： ※応援隊の長の携帯電話番号（任意）：
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話

資料〔19-3・17〕

西条市（黒谷地区）における越境避難に関する協定書（西条市）

今治市（以下「甲」という。）と西条市（以下「乙」という。）は、乙（黒谷地区）から甲（朝倉地域）への越境避難に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙（黒谷地区）の住民が、市の境界を越えて甲（朝倉地域）に避難する場合の避難及び受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用要請）

第2条 乙（黒谷地区）の住民が避難施設（甲が朝倉地域において指定する施設をいう。以下同じ。）に避難する必要があると認めるときは、乙は、甲に対して避難施設の使用を要請することができる。

（避難者の受入）

第3条 甲は、前条に定める要請を受けたときは、当該要請を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、使用する避難施設を指定し、乙（黒谷地区）の住民を受入れするものとする。

2 前項の場合において、甲は、受入れの可否を次条に規定する乙の連絡担当課に通知するものとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、あらかじめこの協定に関する連絡担当課を定め、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 甲が、乙（黒谷地区）の住民の受入れ及び施設運営に要した費用は、原則求めないこととする。ただし、甲（朝倉地域）の避難所が開設されておらず、乙（黒谷地区）の住民を受け入れるために避難所を開設したときは、この限りでない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項は、必要に応じて協議して、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年1月15日

甲 今治市別宮町1丁目4番地1
今治市 市長 菅 良二

乙 西条市明屋敷164番地
西条市 市長 玉井 敏久

(4) 住宅安全性の確保・避難所・被災者支援関係

資料〔19-4-1〕

**災害時等の避難場所として施設を使用することに関する協定書
(今治立花農業協同組合)**

今治市（以下「甲」という。）と今治立花農業協同組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等が発生し、又は発生の恐れがある場合において、鳥生地区住民が避難する施設の提供につき、必要な事項を次のとおり定める。

(避難施設)

第1条 避難場所として使用する施設は、今治立花農業協同組合本所会議室とする。

(手続等)

第2条 甲は、前条の施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 避難者の概数

(2) 使用する期間

(費用負担)

第3条 施設使用に要する費用は、無償とする。ただし、使用期間が連続して2日を越える場合は、別途甲乙協議するものとする。

(有効期限)

第4条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙いずれかからも、異議の申し出がない場合は、翌年度も自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成18年2月9日

甲 今治市別宮町一丁目4番1
今治市長 越智 忍

乙 今治市北鳥生町三丁目3番14号
今治立花農業協同組合
組合長 小川 春夫

協定書の解釈・運用方針について

災害時等の避難場所として施設を使用することに関する協定書の解釈・運用方針については、下記のとおりとする。

記

該当条項	解釈・運用方針
前文	『鳥生地区住民』とは鳥生校区、城東校区の住民をいう。
第1条	施設の避難人員定数は70名とする。ただし、災害の状況によっては、定員を越えての受け入れも積極的に行うものとする。
第3条	『使用期間が連続して2日を越える場合』とは、今治市が避難場所使用の依頼（連絡）をしたときから、使用を終了するまでの間が48時間を経過した場合をいう。
第4条	終了の申し出を行うときは、原則期限の2ヶ月前までに行うものとする。特別な事情がある場合でも1ヶ月前までには行わなければならない。

資料〔19-4-2〕

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書（愛媛県土地家屋調査士会）

今治市（以下「甲」という。）と愛媛県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第1条 甲は、今治市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、甲の職員と連携して、今治市内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行したり災証明について、市民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲又は乙は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、甲の職員又は乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（今治市の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年2月26日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市市長 菅良二
乙 松山市南江戸一丁目4番14号
愛媛県土地家屋調査士会 会長 末光 健二

資料〔19-4-3〕

災害発生時における今治市と今治市内郵便局の協力に関する協定
(今治市内郵便局)

愛媛県今治市（以下「甲」という。）と今治市内郵便局（別紙に掲げる郵便局、以下「乙」という。）は、今治市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、今治市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法(平成22年法律第118号)適用時における乙による次のサービス
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項(避難者情報確認シート(別記様式第2条関係)(避難先届)又は転居届けの配布及び回収を含む。)
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、災害時の安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 今治市総務部長
- 乙 日本郵便株式会社 今治郵便局総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月28日

甲 住所 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市
代表 今治市長

菅 良 二

乙 住所 愛媛県今治市旭町一丁目3番地4
今治市内郵便局
代表 日本郵便株式会社 今治郵便局長

藤 本 善 幸

別紙

今治市内郵便局

郵便局名	住所
今治郵便局	愛媛県今治市旭町1-3-4
菊間郵便局	愛媛県今治市菊間町浜450
大三島郵便局	愛媛県今治市大三島町宮浦5170
玉川郵便局	愛媛県今治市玉川町大野甲133-9
桜井郵便局	愛媛県今治市桜井4-4-10
波止浜郵便局	愛媛県今治市地堀1-3-1
吉海郵便局	愛媛県今治市吉海町八幡167-2
伯方郵便局	愛媛県今治市伯方町木浦甲3458-2
今治国分郵便局	愛媛県今治市国分3-2-41
今治近見郵便局	愛媛県今治市鐘場町1-3-1
亀岡郵便局	愛媛県今治市菊間町佐方264
上浦郵便局	愛媛県今治市上浦町井口6010-2
今治拜志郵便局	愛媛県今治市拜志11-29
今治常盤町郵便局	愛媛県今治市常盤町7-5-39
今治室屋町郵便局	愛媛県今治市室屋町2-2-1
波方郵便局	愛媛県今治市波方町波方甲2264-39
今治延喜郵便局	愛媛県今治市延喜甲388-2
伯方有津郵便局	愛媛県今治市伯方町有津甲894-4
野々江簡易郵便局	愛媛県今治市大三島町野々江668
大下簡易郵便局	愛媛県今治市関前大下甲65-1
盛簡易郵便局	愛媛県今治市上浦町盛2650
今治共栄郵便局	愛媛県今治市共栄町4-3-15
関前郵便局	愛媛県今治市関前岡村甲738-10
西伯方郵便局	愛媛県今治市伯方町北浦甲2225
今治大浜郵便局	愛媛県今治市大浜町2-1-41
大西郵便局	愛媛県今治市大西町新町甲307-1
今治本町五郵便局	愛媛県今治市本町6-4-28
甘崎郵便局	愛媛県今治市上浦町甘崎2629
今治鳥生郵便局	愛媛県今治市南鳥生町2-1-36
今治中寺郵便局	愛媛県今治市中寺539
今治小泉郵便局	愛媛県今治市小泉4-12-17
小部郵便局	愛媛県今治市波方町小部甲628
泊郵便局	愛媛県今治市吉海町泊1462-2
今治松本郵便局	愛媛県今治市松本町3-4-16
上朝倉簡易郵便局	愛媛県今治市朝倉上甲798-1
今治北日吉郵便局	愛媛県今治市北日吉町1-14-4
今治蒼社郵便局	愛媛県今治市蒼社町1-3-46
今治東門郵便局	愛媛県今治市東門町1-7-43
口総郵便局	愛媛県今治市大三島町浦戸2-7
宮窪郵便局	愛媛県今治市宮窪町宮窪2899
朝倉郵便局	愛媛県今治市朝倉下甲460-2

別記様式（第2条関係）

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

_____年 月 _____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、今治市役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 今治市役所 電話：0898-32-5200

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお願ひください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

- ・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

別記様式（第2条関係）

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

_____年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関から、安否確認のために開示要請を受けた場合には開示いたします。

本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 ○○郵便局 電話：○○-○○○-○○○○

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）
{ 〒 _____ }

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）
 ・ご自宅への配達
 ・現在避難している場所
{ 〒 _____ }
 ・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ	(姓)	(名)
	氏名		
ご家族・同居人様	フリガナ	(姓)	(名)
	氏名①		
	フリガナ	(姓)	(名)
	氏名②		
	フリガナ	(姓)	(名)
	氏名③		
	フリガナ	(姓)	(名)
	氏名④		
	フリガナ	(姓)	(名)
	氏名⑤		
事業所名			

資料〔19-4-4〕

災害時等における物資の供給に関する協定書（株式会社越智工業所）

今治市（以下「甲」という。）と株式会社越智工業所（以下「乙」という。）は、災害時等における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資供給の要請）

第1条 甲は、今治市内において災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又はそのおそれがある場合において、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（物資供給の協力）

第2条 乙は、甲から前条による要請があった場合、乙が保有する別表に掲げる物資を可能な範囲で優先的に甲に供給するものとし、甲が指定した引渡場所に運搬するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は甲から要請があったときは、別表に掲げる物資以外の物資を甲に供給することができる。この場合において供給する物資は甲、乙協議の上指定するものとする。

（要請手続き）

第3条 第1条の規定による甲の要請は、品目、数量、引渡場所等の要請内容を記した文書（別記様式第1号）を乙に通知することにより行うものとする。ただし、文書による要請が困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに文書で通知するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

2 甲は、指定した引渡場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書（別記様式第2号）により物資を確認の上、引き取るものとする。この場合において、乙は甲が物資を適切に取り扱えるよう協力するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が供給した物資及び物資の運搬等に要した経費については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は物資の引渡し完了したときは、甲に対し請求書により費用を請求するものとする。

2 甲は前項の請求書を受理したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

（別表の更新）

第7条 乙は毎年度供給することができる物資を確認し、別表を更新の上、甲に提出するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議の上、その都度決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年 1月10日

甲 愛媛県今治市別宮町1-4-1
今治市
今治市長 菅良二

乙 愛媛県今治市桜井2丁目7-90
株式会社越智工業所
代表取締役社長 越智 戒

(様式第1号)

年 月 日

株式会社 越智工業所 様

今 治 市 長

(様式第2号)

年 月 日

(宛先)
今 治 市 長

株式会社 越智工業所
(担当者) 氏 名

印

災害時等における物資の供給要請書

災害時等における物資の供給に関する協定書第1条及び第3条に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

担 当 者 欄	今治市災害対策本部(課) (担当者) 氏 名	印
------------------	--------------------------------	---

物 資 納 品 書

年 月 日付災害時等における物資の供給要請書により要請のあった物資を、次のとおり納品します。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

確 認 欄	上記、確認しました。	今治市災害対策本部 (課) (担当者) 氏 名	印
-------------	------------	---------------------------------	---

別表（第2条関係）

株式会社 越智工業所
保有物資一覧表

種 類	品番	数量
ビッグクイックシェルターZ	Z	1基
	ZS	1基
オールアルミ60秒テント	S-6 3X6M	50基
スーパーキングEテント	2号 1,5X2K	50基
	3号 2X3k	100基

資料〔19-4-5〕

災害時における被災者支援に関する協定書（愛媛県行政書士会）

今治市（以下「甲」という。）と愛媛県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、今治市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者が甲に対して行う申請等を行政書士が支援し、申請の手続きを円滑に行うための体制を整えることを目的とする。

（行政書士業務の範囲）

第2条 この協定において行政書士が関与できる業務（以下「行政書士業務」という。）は、次に掲げる事項とする。

- 1 雇証証明書申請書類に関する相談
 - 2 相続関係書類に関する相談
 - 3 許認可申請書類に関する相談
 - 4 自動車登録申請書類に関する相談
 - 5 その他行政書士法に定める業務に関する相談
 - 6 その他甲が必要と認める業務
- 2 前項に規定する業務のほか、同業務の実施に必要な次に掲げる事項を行う。
- 1 乙による被災者支援相談窓口の設置
 - 2 今治市への乙の会員の派遣

（支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため行政書士業務が必要と認める場合は、乙に対して前条第1項に規定する行政書士業務の実施及び同条第2項に規定する同業務の実施に必要な事項を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第5条 甲は、災害時において乙に協力を要請する際には、乙が行政書士業務を実施する場所を設置するとともに、当該業務の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第6条 乙は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者及び相談内容について、随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害時の体制整備等）

第7条 乙は、災害時又は今治市内で地震、風水害その他の災害が発生するおそれがある場合

において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を選定し、相互に通知するとともに、平時からの情報交換に努めるものとする。

3 甲及び乙は、前項の連絡責任者に変更があった場合は、遅滞なく相手方に通知するものとする。

（費用負担）

第8条 行政書士業務は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。ただし、実費が必要な場合は、被災者が負担するものとする。

2 行政書士業務の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、特別な経費が必要となる場合は、甲乙双方で協議し、決定するものとする。

（損害への対応）

第9条 行政書士業務の実施において、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからもなんらの意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年2月21日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市
今治市長 菅 良二

松山市錦町98番地1
乙 愛媛県行政書士会
会長 矢野 浩司

(別記様式)

第 号
平成 年 月 日

愛媛県行政書士会 会長 様

今治市長

災害時支援要請書

災害時における被災者支援に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 内 容	
場 所	
期 間	
備 考	

要 請 担 当 者	所属
	職名 氏名
	電話番号
電話・ファクシミリ等による要請日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃

資料〔19-4・6〕

災害時における被災者への救助活動協力に関する協定書
(イオンモール株式会社、イオンリテール株式会社)

今治市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）とは、今治市内において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る防災活動協力に関し、甲と乙とが締結していた「災害時における支援協力に関する協定書」（平成21年1月15日締結）を発展的に見直し、甲、乙及びイオンモール株式会社（以下「丙」という。）の間で次の通り協定を締結する。

(主旨)

第1条 この協定は、今治市域で災害が発生した場合において、被災者の応急救済に係わる活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害が発生した場合において、甲は、乙及び丙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙及び丙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙及び丙の所有または管理する駐車場を災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）として被災者に提供すること。
- (2) 乙及び丙の店舗等において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況を提供すること。
- (3) 乙及び丙の店舗等において、被災者に対し、食料・生活物資等を提供すること。

2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事項以外についても、相互に協力を要請することができるものとする。

(支援の要請手続き)

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任)

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては今治市総務部防災危機管理課長とし、乙においては、イオン今治店店長及びイオンスタイル今治新都市店長とし、丙においては、イオンモール今治新都市ゼネラルマネージャーとする。

(避難誘導及び退去誘導)

第5条 甲は、乙又は丙の駐車場に設置された避難場所に職員を派遣し、避難した地域住民の対応にあたる。

2 甲は、乙及び丙と協議し、避難場所の収容面積確保が必要と認めるときは、乙又は丙を利用するものに対し、乙又は丙の駐車場への自動車の進入を禁止することができるものとする。

3 甲は、避難勧告又は避難指示（緊急）が解除されたときは、甲の責任において速やかに避難住民を避難場所から退去させるものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条第1項第3号に規定する物資の提供に要した費用の負担については、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。この場合において物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、甲は、乙又は丙に支払う代金を適法な支払請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 7月20日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市
今治市長 菅 良二

乙 広島市南区段原南一丁目3番52号
イオンリテール株式会社
中四国カンパニー
支社長 浜口 好博

丙 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
イオンモール株式会社
代表取締役 吉田 昭夫

資料〔19-4-7〕

災害時における動物救護活動及び被災者への救助活動に関する連携協定書 (公益財団法人愛媛県獣医師会、岡山理科大学獣医学部)

今治市（以下「甲」という。）、公益社団法人愛媛県獣医師会（以下「乙」という。）及び岡山理科大学獣医学部（以下「丙」という。）は、災害時に被災動物及び被災者に対し、必要な支援を行うため動物救護活動及び被災者への救助活動（以下「活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条第1項の規定による今治市地域防災計画及び「愛媛県今治市と岡山理科大学との連携協力に関する協定書」に基づき、災害時において甲が行う活動を円滑かつ効果的に実施するため、乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 動物救護活動の対象となる動物（以下「被災動物」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 被災者が同行する犬及び猫（以下「伴侶動物」という。）
- (2) 乙が救護した被災により逸走・放浪していた犬及び猫

2 前項に定めのない動物を対象とする場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（活動の拠点）

第3条 丙は、丙の所有又は管理する施設の一部（大学事業継続計画に必須の施設を除く。以下同じ。）を今治市被災動物救護センター等の設置のため、甲及び乙へ貸与するものとする。

2 丙は、丙の所有又は管理する施設の一部を災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所及び同法第49条の7に基づく指定避難所として被災者の用に供するため甲に貸与するものとする。指定避難所の種類として設けるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 一般の避難者が避難する指定避難所
- (2) 伴侶動物との同行避難が可能である指定避難所（伴侶動物と別所）

(3) 伴侶動物との同行避難が可能であり、かつ同室での避難が可能である指定避難所（伴侶動物と同室）

3 甲は、災害状況を勘案し、前2項の規定以外の場所で、動物救護活動が必要と認められた際には、最適と思われる場所を、活動拠点として乙及び丙に知らせるものとする。（協力の内容）

第4条 乙が実施する協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 負傷した動物への応急手当に関すること。
- (2) 被災動物の保護、収容及び健康管理（健康相談を含む。）に関すること。
- (3) 被災動物に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 施設、設備及び物資の提供、その他必要な災害応急業務に関すること。

2 丙が実施する協力の内容は次に掲げる事項とする。

- (1) 活動の拠点の貸与に関すること。
 - (2) 被災者救助活動における大学教職員及び学生ボランティア等の派遣に関すること。
 - (3) 甲の協力要請に基づき乙が実施する動物救護活動の支援に関すること。
- （協力要請等の手続）

第5条 甲は、乙及び丙に前条の協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請の内容を通知するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他の方法により要請を行い、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動を行う場所
- (3) 活動を行う日時
- (4) 要請の理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 甲は、前項の規定による要請について、重要な変更が生じたとき、また、その活動が必要でなくなったときは、速やかに乙及び丙に通知するものとする。

（活動の実施）

第6条 乙及び丙は、前条第1項の要請を受けた事項に関して、相互協力のもと、可能な限り誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲、乙及び丙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

3 乙及び丙は、自ら活動を要すると判断した場合には、甲に活動の実施を促すことが

できるものとする。その際、甲は、遅滞なく実施の可否について判断し、乙及び丙に通知するものとする。

(活動の把握、報告と終了)

第7条 甲は、活動の経過の把握に努め、乙及び丙は、活動の途中経過を甲へ報告するとともに、活動を終了したときは、速やかに甲へ文書により報告するものとする。なお、活動の終了については甲、乙及び丙と協議の上、判断するものとする。

(費用負担)

第8条 本協定に基づき実施する動物救護活動で必要となる物資、旅費、宿泊費等の経費については、原則として甲及び乙が協議の上、負担するものとする。なお、愛媛県が負担する経費についてはこの限りではない。

2 本協定に基づき実施する被災者への救助活動で必要となる物資等の経費については、原則として甲が負担する。

3 丙は、活動のために必要とする施設等を甲へ貸与するものとする。また、活動に係る経費については、可能な限り協力するものとする。

4 乙及び丙は、動物救護活動に対する寄附金や義援金の募集に努め、活動経費に充てることができる。

(物資等の搬送)

第9条 甲は、活動に必要な物資等の円滑な搬送について、必要な措置を講じるものとする。

(連絡体制)

第10条 この協定の運用に関し、甲における連絡窓口は、今治市災害対策本部とし、乙及び丙にあつてはそれぞれの事務局とする。

(平常時の対応等)

第11条 甲、乙及び丙は、平常時から、活動が円滑に実施できるよう連絡支援体制の構築並びに連絡調整を行い、訓練等の実施に努めるものとする。

2 乙は、平常時から乙の会員に対し、本協定の周知及び啓発に努め、災害発生時に乙の会員が円滑に活動を実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 丙は、平常時から丙の教職員及び学生に対し、本協定の周知及び啓発に努め、災害発生時に丙の教職員及び学生が円滑に活動を実施できるよう必要な調整を行うものとする。

4 甲、乙及び丙は、活動の円滑な実施を図るため、平常時の対応等におけるその他必

要な事項について、別途協議のうえ定めるものとする。

5 甲における動物救護活動に関する連絡窓口は、今治市生活環境課とし、被災者への救助活動に関する連絡窓口は、今治市防災危機管理課、乙及び丙にあつてはそれぞれの事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度甲、乙及び丙で協議し、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第13条 この協定は、締結の日から効力を有し、甲、乙または丙から申出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 30 年12月 2 日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 菅 良二

乙 松山市三番町六丁目1番地8
公益社団法人愛媛県獣医師会
会 長 寺町 光博

丙 今治市いこいの丘1番3
岡山理科大学獣医学部
学 部 長 吉川 泰弘

資料〔19-4・8〕

災害時等における支援に関する協定書（キスケ株式会社）

今治市（以下「甲」という。）とキスケ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、今治市内において災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又はそのおそれがある場合において、乙に対し、次条に掲げる協力を要請することができる。

（協力内容）

第2条 乙の保有する温泉施設における協力の内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 保有する雑用水の提供
- (2) 保有する飲料水の提供
- (3) 被災者へ入浴機会の提供
- (4) 入浴機会の提供時における乙の保有する消耗品の提供
- (5) 帰宅困難者へ一時滞在施設として施設の提供

2 乙の保有する温泉施設以外の施設における協力の内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 備蓄物資の提供
- (2) 避難場所として施設駐車場の提供

3 上記に定めのない協力の内容については、甲、乙協議の上決定するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条による要請があった場合、乙の可能な範囲で協力を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は自ら協力の実施を要すると判断した場合には、自らの意思で協力を実施することができる。その際、乙は協力の実施状況について遅滞なく甲へ通知するものとする。

（要請手続き）

第4条 第1条の規定による甲の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書による要請が困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに文書で通知するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力及び要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙が無償でこれを提供するものとする。

（別表の更新）

第6条 乙は、この協定における協力の内容を円滑に実施するため、施設名称、所在地、連絡先、備蓄物資等を記載した別表を作成する。なお、乙は毎年度別表を更新の上、甲に提出するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議の上、その都度決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年12月25日

甲 愛媛県今治市別宮町1-4-1
今 治 市
今 治 市 長 菅 良 二

乙 愛媛県松山市宮田町4
キスケ株式会社
代 表 取 締 役 山 路 義 則

別表（第6条関係）

施設区分	温泉施設	温泉施設以外				
施設名称	しまなみ温泉 喜助の湯	キスケパオ 今治本店	キスケパオ 小泉店	キスケ カラオケ WAO	キスケパオ 鳥生店	キスケパオ 中寺店
所在地	今治市中日 吉町1丁目 2番地30	今治市別宮 町1丁目2 番地4	今治市小泉 3丁目1番 32号	今治市小泉 3丁目12番 30号	今治市南鳥 生町2丁目 3番52号	今治市中寺 239番地4
連絡先 (0898)	22-0026	32-2257	31-8397	23-1511	32-0369	23-8808
協力内容 第2条 関係	(1) 保有する雑用水の提供 (2) 保有する飲料水の提供 (3) 被災者への入浴機会の提供 (4) 入浴機会の提供時におけるこの保有する消耗品の提供 (5) 帰宅困難者へ一時滞在施設として施設の提供	(1) 備蓄物資の提供 (2) 避難場所として施設駐車場の提供	(1) 備蓄物資の提供 (2) 避難場所として施設駐車場の提供	(2) 避難場所として施設駐車場の提供	(1) 備蓄物資の提供 (2) 避難場所として施設駐車場の提供	(1) 備蓄物資の提供 (2) 避難場所として施設駐車場の提供
備蓄物資	入浴機会提供時における消耗品	飲料水、携帯トイレ、アルミブランケット (各500名分)	未定 (今後実施予定)	未定	未定 (今後実施予定)	未定 (今後実施予定)

資料〔19-4-9〕

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

今治市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 ○○○○（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、甲からの要請に基づき乙の所有する施設を福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において次の各項に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）要配慮者 身体等の状況が、福祉施設や医療機関等に入所又は入院するに至らない程度の在宅の者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者をいう。
- （2）福祉避難所 前号に定める要配慮者及びその家族等の付添人を受け入れるために特別な配慮がなされた避難所をいう。

（福祉避難所）

第3条 福祉避難所は、別表のとおりとする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第4条 甲は、災害時において、要配慮者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該要配慮者の受入を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で受諾するよう努めるものとする。

（手続等）

第5条 甲は、前条の規定により福祉避難所の使用について乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1）要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等
- （3）福祉避難所として使用する期間

（要配慮者の移送）

第6条 福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として当該要配慮者の家族又は支援者が行うものとする。

2 乙は、甲から要配慮者の移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

（物資の調達）

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 災害の状況により、甲による調達が困難である場合、乙は、可能な範囲で自らが保有する物資の提供に努めるものとする。

（福祉避難所の開設期間）

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が期間を延長する必要があると認めるときは、乙との協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（経費の負担）

第9条 福祉避難所として、乙が要配慮者の受入れに要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

（受入れ可能人員等）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、災害時の連絡体制、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営に当たり知り得た要配慮者等又はその家族等の情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議のうえ処理するものとする。

（効力）

第13条 この協定は、締結の日から翌年度の3月31日まで効力を有する。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

（甲） 今治市別宮町1丁目4番地1
今治市長

（乙）

協定済み指定福祉避難所一覧

R4. 12. 28 現在

NO.	住所	協定の相手方	協定日	施設名称	所在地	施設種別
1	今治市南宝来町1丁目9番地8	社会福祉法人 今治福祉施設協会	H26. 3. 24	泉荘	今治市新谷甲 1884 番地の1	介護老人ホーム
				桜井荘	今治市且甲 472 番地の1	介護老人ホーム
				日高荘	今治市小泉 5-6-38	特別介護老人ホーム
				唐子荘	今治市且甲 472 番地の1	特別介護老人ホーム
				今治育成園	今治市町谷甲 746 番地	障がい者支援施設 (入所・知的障がい)
				今治療護園	今治市町谷甲 756 番地1	障がい者支援施設 (入所・知的障がい)
2	高知県南国市大そね乙 1072 番地 1 高知県南国市大浦乙 1072 番の 1	社会福祉法人 藤寿会	H26. 3. 24	瑞鶴荘	今治市玉川町畑寺甲 1 5 番地 1	特別介護老人ホーム
			R1. 11. 19	グループホーム 瑞鳳荘	今治市玉川町畑寺甲 1 5 番地 5	認知症対応型 共同生活介護
3	今治市吉海町仁江 262 番地 1	社会福祉法人 大島福祉会	H26. 3. 24	阿育苑	今治市吉海町仁江 262 番地 1	特別介護老人ホーム
4	松山市下灘波乙 145 番地 34	社会福祉法人 風早音楽園	H26. 3. 24	菊仙荘	今治市菊間町種 3560 番地 5	特別介護老人ホーム
5	今治市黄金町 3 丁目 2 番地 6	社会福祉法人 悠々会	H26. 3. 24	シルバークラウド 吹揚	今治市黄金町 3 丁目 2 番地 6	特別介護老人ホーム
6	今治市上徳甲 110 番地 1	社会福祉法人 聖マリア会	H26. 3. 24	みどりの郷	今治市上徳甲 110 番地 1	特別介護老人ホーム
7	今治市波方町養老甲 1006 番地 今治市波方町養老甲 1 0 0 6 番地	社会福祉法人 寿山会	H26. 3. 24	寿山苑	今治市波方町養老甲 1006 番地	特別介護老人ホーム
			R1. 11. 19	グループホーム パラディ	今治市波方町樋口甲 1 2 0 番地 1	認知症対応型 共同生活介護
8	今治市伯方町木浦甲 3930 番地	社会福祉法人 伯方福祉会	H26. 3. 24	はかた寿園	今治市伯方町木浦甲 3930 番地 3	特別介護老人ホーム
9	今治市朝倉下乙 102 番地 2	社会福祉法人 陽成会	H26. 3. 24	リーフガーデン あさくら	今治市朝倉下乙 102 番地 2	特別介護老人ホーム
10	今治市上浦町井口 3865 番地 1	社会福祉法人 鷲峰会	H26. 3. 24	多々羅の里	今治市上浦町井口 3865 番地 1	特別介護老人ホーム
11	今治市別名 251 番地	社会福祉法人 なごみの会	H26. 3. 24	今治なごみ苑	今治市別名 251 番地	特別介護老人ホーム
12	今治市南大門町 3 丁目 5 番 33 号	社会福祉法人 杉の子会	H26. 3. 24	廣寿苑	今治市南大門町 3 丁目 5 番 33 号	軽費老人ホーム
			H31. 3. 5	廣寿苑	今治市高橋甲 1142 番地 1	地域密着型 特別介護老人ホーム
13	今治市大西町紺原 290 番地 1	社会福祉法人 興風会	H26. 3. 24	ケアハウス幸福園	今治市大西町紺原 290 番地 1	軽費老人ホーム
			H26. 3. 24	特別介護老人ホーム 幸福園	今治市大西町紺原 288 番地 1	特別介護老人ホーム
14	今治市菊間町浜 1453 番地 1	社会福祉法人 日親会	H26. 3. 24	ラ・ファミーユ	今治市菊間町浜 1453 番地 1	軽費老人ホーム
			R1. 11. 19	グループホーム ラ・ファミーユ	今治市菊間町浜 1 4 5 3 番地 1	認知症対応型 共同生活介護
15	今治市北宝来町 2 丁目 2 番地 12	社会福祉法人 来島会	H31. 3. 5	今治福祉園	今治市宮ヶ崎甲 170 番地	障がい者支援施設 (入所・知的障がい)
			H31. 3. 5	かゝのこ	今治市宮ヶ崎甲 700 番 1	地域密着型 特別介護老人ホーム
			H31. 3. 5	ほのか	今治市高部甲 535 番地 1	地域密着型 特別介護老人ホーム

NO.	住所	協定の相手方	協定日	施設名称	所在地	施設種別
16	今治市宮下町 1 丁目 1 番 62 号	社会福祉法人 しまなみ福祉会	H31. 3. 5	すずらん	今治市宮下町 1 丁目 1 番 62 号	特別介護老人ホーム
17	今治市南宝来町 1 丁目 9 番地 8	社会福祉法人 今治市社会福祉協議会	R1. 11. 19	グループホーム ゆいの里	今治市大三島町野々江 2 4 3 5 番地 14	認知症対応型 共同生活介護
				グループホーム ゆいの家	今治市大三島町野々江 2 4 3 5 番地 1	
				小規模多機能型 ゆいの村	今治市大三島町野々江 2 4 3 5 番地 14	小規模多機能型 居宅介護
				開前高齢者生活 福祉センター	今治市開前岡村甲 2 5 2 5 番地 1	高齢者生活福祉センター
18	今治市郷本町 3 丁目 5 番 3 7 号	株式会社 シルバークアサービス	R1. 11. 19	グループホーム ひまわりの家	今治市古谷甲 1 9 番地 1	認知症対応型 共同生活介護
				グループホーム ひまわり	今治市八町西 4 丁目 1 番 1 4 号	
				ふたあいの家 ひまわり	今治市郷本町 3 丁目 5 番 3 4 号	小規模多機能型 居宅介護
				サテライト ひまわり	今治市八町西 4 丁目 1 番 1 2 号	
19	今治市別宮町 2 丁目 1 番地 5	医療法人 やすらぎ会	R1. 11. 19	グループホーム つとひ	今治市南大門町 2 丁目 2 番地 2	認知症対応型 共同生活介護
				小規模多機能 うらら	今治市南大門町 2 丁目 2 番地 2	小規模多機能型居宅介護
20	今治市伯方町有津 2 3 3 5 番地	医療法人 有津むらかみクリニック	R1. 11. 19	グループホーム はなみずき	今治市伯方町北浦甲 2 4 5 8 番地	認知症対応型 共同生活介護
				看護小規模多機能型 居宅介護おいで家あすなる	今治市伯方町北浦甲 2 4 5 8 番地	看護小規模多機能型 居宅介護
			R2. 7. 1	介護老人保健施設 あすなる	今治市伯方町北浦甲 2 2 8 9 番地 1	介護老人保健施設
21	今治市四村 1 0 3 番地 1	医療法人 大樹会	R1. 11. 19	グループホーム 清水	今治市四村 1 0 3 番地 5	認知症対応型 共同生活介護
22	今治市大正町 3 丁目 6 番 1 2 号	医療法人 松風会 近松内科	R1. 11. 19	グループホーム 松風園	今治市上徳乙 2 8 4 番地 1	認知症対応型 共同生活介護
23	今治市南宝来町 3 丁目 2 番地 3	医療法人 仁明会	R1. 11. 19	グループホーム はとり	今治市南宝来町 3 丁目 4 番地 1	認知症対応型 共同生活介護
24	今治市片山 3 丁目 1 番 4 0 号	医療法人 平成会	R1. 11. 19	ほっとやまうち	今治市常盤町 8 丁目 4 番 3 1 号	認知症対応型 共同生活介護
25	広島県呉市広町字 白石免田 1 3 0 1 0 番地	社会福祉法人 成寿会	R1. 11. 19	グループホーム 開前	今治市開前岡村甲 2 5 7 4 番地 3	認知症対応型 共同生活介護
26	今治市北宝来町 1 丁目 1 番地 5	越智今治農業協同組合	R1. 11. 19	J A おちいまばり 元気まんてん	今治市別名 4 3 4 番地	小規模多機能型居宅介護
27	今治市古谷甲 9 9 2 番地 1	株式会社 ドリームライン	R1. 11. 19	小規模あさくら	今治市古谷甲 9 9 2 番地 1	小規模多機能型居宅介護
28	今治市郷桜井 4 丁目 2 番 1 8 号	株式会社 トワイニング藤田	R1. 11. 19	小規模多機能型 居宅介護施設 しま	今治市桜井 4 丁目 6 番 5 2 号	小規模多機能型居宅介護
29	今治市恵美須町 2 丁目 2 番 1 号	有限会社 ウェルケアサービス	R1. 11. 19	ウェルケアお	今治市恵美須町 2 丁目 2 番 1 号	認知症対応型 共同生活介護
				ウェルケアびす	今治市恵美須町 2 丁目 2 番 4 号	

No.	住所	協定の相手方	協定日	施設名称	所在地	施設種別
30	松山市北久米町1 004番地7	石井ボイス・ケア ピス有限会社	R1. 11. 19	おあしす今治	今治市郷桜井3丁目3番6 7号	小規模多機能型居宅介 護
				おあしす北郷	今治市波方町樋口甲203 5番地1	小規模多機能型居宅介 護
31	今治市玉川町別所 甲93番地3	有限会社 おか げさん	R1. 11. 19	おかげさん	今治市玉川町別所甲93番 地3	小規模多機能型居宅介 護
32	今治市八町東5丁 目7番地5	有限会社 モー ドハヤシ	R1. 11. 19	小規模多機能型 介護施設 たち ばな南	今治市八町東5丁目6番地 2	小規模多機能型居宅介 護
				看護小規模多機 能型介護施設た ちばな	今治市上徳甲571番地2	看護小規模多機能型 居宅介護
33	今治市菊間町浜 1060番地1	NPO法人 ケ ア・サポート	R1. 11. 19	ちかみシーサイ ド	今治市近見町1丁目7番5 0号	小規模多機能型居宅介 護
34	松山市山西町9 9番地1	社会福祉法人 恩賜団 済生会支部 愛 媛県済生会	R2. 7. 1	済生会今治 老人保健施設 希望の園	今治市喜田村7丁目1番6 号	介護老人保健施設
35	今治市末広町1丁 目5番地5	医療法人 滴水 会	R2. 7. 1	老人保健施設 桜園	今治市末広町3丁目1番地 6	介護老人保健施設
			R2. 7. 1	看護小規模多機 能ひうち	今治市末広町3丁目3番地 6	看護小規模多機能型 居宅介護
			R2. 7. 1	シルバーマンシ ョンひうち	今治市末広町3丁目3番地 6	有料老人ホーム
36	今治市常盤町5丁 目3番地37	医療法人 三省 会	R2. 7. 1	老人保健施設 ときわ園	今治市常盤町5丁目3番地 37	介護老人保健施設
37	今治市北日吉町1 丁目10番50号	医療法人 順天 会	R2. 7. 1	介護老人保健施 設 八恵苑	今治市北日吉町1丁目19 番15号	介護老人保健施設
38	今治市別名274 番地	医療法人 隆典 会	R2. 7. 1	介護老人保健施 設 シルビウス・ケ アセンター	今治市別名261番地	介護老人保健施設
39	今治市波方町樋口 甲1683番地1	医療法人 厚仁 会	R2. 7. 1	老人保健施設 養老の里	今治市波方町樋口甲168 6番地1	介護老人保健施設
40	今治市松本町2丁 目6番地6	医療法人 杏風 会	R2. 7. 1	老人保健施設 セントラルケア ホーム	今治市松本町2丁目6番地 6	介護老人保健施設
41	今治市栞志1番2 6号	医療法人 陽成 会	R2. 7. 1	介護老人保健施 設 ヒロセ	今治市国分7丁目4番地1	介護老人保健施設
			R2. 7. 1	グループホーム ヒロセ	今治市国分7丁目4番地3 6	認知症対応型 共同生活介護
			R2. 7. 1	グループホーム ヒロセドゥーエ	今治市国分7丁目5番地1 1	認知症対応型 共同生活介護
42	今治市米屋町3丁 目1番地15	医療法人 補天 会	R2. 7. 1	いまばり光生園	今治市室屋町3丁目2番地 10	介護老人保健施設
			R2. 7. 1	おおいし光生園	今治市大西町九玉甲622 番地1	介護老人保健施設
43	愛媛県東温市志津 川甲1927番地1	社会福祉法人 名石会	R3. 9. 8	シーサイド	今治市吉海町臥間46番地 2	小規模多機能型居宅介 護
			R3. 9. 9	障害者施設きく ま	今治市菊間町浜1174番地 3	共同生活援助
44	愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	愛媛県	R4. 1. 28	愛媛県立今治特 別支援学校	今治市桜井乙32-313	特別支援学校

資料〔19-4・10〕

災害時における被災地支援に関する協定書
(公益社団法人今治青年会議所、社会福祉法人今治市社会福祉協議会)

今治市（以下「甲」という。）、社会福祉法人今治市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益社団法人今治青年会議所（以下「丙」という。）は、大規模な自然災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の被災地支援活動における協力に関し、協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、今治市内における災害時において、甲、乙及び丙が相互に協力して災害ボランティア活動などの被災地支援活動を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

(支援の要請)

第2条 甲及び乙は、災害時において、次条に掲げる支援の必要があるときは、丙に対し、協力を要請することができる。

2 丙は、前項の規定による甲及び乙からの要請にできる限り応じるよう努めるものとする。

(支援の内容)

第3条 甲及び乙が丙に対し要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 今治市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）に対する人的支援
- (2) ボランティア活動のための資機材の調達、仕分け及び輸送
- (3) 専門的な技能を活用した支援活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(要請の手続)

第4条 第2条第1項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書で要請する時間がないときは、口頭により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 この協定に基づき甲、乙及び丙が行った活動に要した費用は、各自の負担とする。

(情報の提供)

第6条 甲及び乙は、ボランティアセンターの開設情報など支援に必要な情報を丙に提供するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要な情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、甲、乙及び丙のいずれかから、この協定を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙の三者がそれぞれ署名・押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 5月23日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 菅 良二

乙 今治市南宝来町一丁目9番地8
社会福祉法人 今治市社会福祉協議会
会 長 長野 和幸

丙 今治市片原町一丁目100番地3
公益社団法人 今治青年会議所
理 事 長 渡辺 仁

資料〔19-4-11〕

災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書 (愛媛県理容生活衛生同業組合今治支部)

今治市（以下「甲」という。）と愛媛県理容生活衛生同業組合今治支部（以下「乙」という。）は、今治市内において大規模な地震、風水害、その他の甚大な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する避難所等での理容業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害時における避難者の生活衛生の向上を図るため、甲が乙に対して行う業務の提供の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲が災害時に業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し業務の提供の要請をすることができるものとする。

2 前項の要請は理容サービス業務要請書（別紙第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 業務の提供の要請に際し、甲は乙に対し、道路交通情報等必要な情報を提供するものとする。

(業務の提供及び報告)

第3条 乙は、甲から前条に定める要請があったときは、組合内の調整を行った上で、業務の提供を行う組合員を決定するものとする。

2 前項で決定された組合員は、可能な限り、避難所又は組合員の営業施設等において前条に定める業務の提供を行うものとする。

3 前項の業務の提供を行った組合員は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況を乙に報告し、乙は理容サービス業務提供報告書（別紙第2号様式）で甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第4条 乙の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年9月9日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 菅 良二

乙 今治市大新田町3丁目4番19号
愛媛県理容生活衛生同業組合今治支部
支部長 近藤 正泰

第1号様式 (第2条)

第 号
年 月 日

愛媛県理容生活衛生同業組合
今治支部長 様

今治市長

理容サービス業務要請書

災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

記

希望実施日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実施場所	住所： (施設名等：)
業務提供希望者数	約 人
備考	

※連絡先

部署： _____ 電話： _____
担当： _____ FAX： _____

第2号様式 (第4条)

年 月 日

今治市長 様

愛媛県理容生活衛生同業組合
今治支部長

理容サービス業務提供報告書

年 月 日付、第 号理容サービス業務要請書により、要請のあった業務について完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

実施日時	年 月 日 () 時 分から 時 分 まで
実施場所	住所： (施設名等：)
業務提供を受けた人数 及び業務内訳	人
	内訳
業務従事者数	人
備考	

※連絡先

担当者： _____ 電話： _____
FAX： _____

資料〔19-4-12〕

今治市とアニコム ホールディングス株式会社との包括連携協定書 (アニコムホールディング株式会社)

今治市（以下「甲」という。）とアニコム ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の活性化と市民サービスの向上を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、取り組むものとする。

- （1）動物の災害対策の啓発及び災害時における支援活動等に関すること。
- （2）動物愛護の取組に関すること。
- （3）人とペット双方の健康寿命延伸に関すること。
- （4）その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲と乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年3月17日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市
今治市長 菅 良二

乙 東京都新宿区西新宿8-17-1
住友不動産新宿グランドタワー39階
アニコム ホールディングス株式会社
常務執行役員 亀井 達彦

資料〔19-4-13〕

災害等緊急時における支援協力に関する協定書
(特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン)

今治市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害等緊急時並びに平常時における防災訓練等の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害等緊急時並びに平常時における防災訓練等において、乙が所有又は運用する技術・航空機・船舶等を活用した災害状況等の情報収集、避難所運営支援や人員・救援物資等の輸送などを実施することにより、市民の生命及び財産への被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(支援協力の範囲)

第2条 乙が行う支援協力の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害等緊急時応急対策活動
- (2) 避難所運営支援
- (3) 甲が指定する地域の被害状況等の情報収集
- (4) 救援物資等の輸送
- (5) 被災者、医療関係者、甲の職員、その他甲が指定する者の輸送
- (6) 医師を派遣する必要が生じたときの派遣活動
- (7) 防災訓練等における協力活動
- (8) その他甲からの要請のうち、乙が対応可能な活動

(支援協力の窓口)

第3条 甲及び乙は、あらかじめ支援に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(支援協力の要請)

第4条 甲は、乙に支援協力の要請を行うに当たっては、甲及び乙が別途協議により定めた支援協力要請書により行うものとする。但し、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(支援協力の実施)

第5条 乙は、甲からの要請を受けたときは、直ちに活動可能な範囲において支援協力を実施するものとする。

2 乙は気象条件その他特別な事情により支援協力ができない場合は、その旨を電話等により、速やかに甲に連絡するものとする。

(費用負担)

第6条 支援協りに要した費用の負担については、甲及び乙が別途協議の上、定めるものとする。

2 経費の算出方法については、支援協力要請の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(第三者に対する損害)

第7条 乙が第2条に掲げる協力事項を実施するに当たり、第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事項を除き、甲及び乙が協議してその解決に当たるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙は、本協定による事項を実施するに当たり、各自の個人情報保護方針に則り個人情報を厳密かつ適切に管理しなければならない。みだりに第三者に提供し、又は不当な目的に利用してはならない。本協定の終了後又は解除後においても同様とする。個人情報の取扱いに疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してその解決に当たるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。但し、期間満了の1カ月前までに甲及び乙のいずれからも申し出のないときは、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、署名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年11月15日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 徳永繁樹

乙 広島県神石郡神石高原町近田1161番地2
特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン
代表理事 大西健丞

資料〔19-4-14〕

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書
(社会福祉法人今治市社会福祉協議会)

今治市（以下「甲」という。）と社会福祉法人今治市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲は、災害が発生し必要があると認めるときは、乙と協議の上、センターの設置を乙へ要請する。乙は、運営マニュアルに基づき、センターを乙内に設置するものとする。

2 乙は、必要に応じてセンター支部を設置する。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの支部の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 災害ボランティア及び被災住民等に対する情報提供窓口の開設
- (2) 被災情報の把握
- (3) ボランティアニーズの把握

- (4) 災害ボランティアの募集、受付及び活動体制の整備
- (5) 災害ボランティア活動の情報発信
- (6) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (7) ボランティア活動保険の加入手続
- (8) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (9) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (10) 今治市災害対策本部等との以下の情報の共有

①被災状況・避難情報

②インフラ等の復旧計画・復旧情報

③災害ボランティアによる支援活動の状況

④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）

⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報

(11) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

(12) その他、センターの活動に必要な業務

（甲の支援）

第8条 甲は、センターに対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 被災地の状況、救援活動の状況等の情報提供

(2) 災害ボランティア活動拠点として必要となる公共施設の提供

(3) 災害派遣等従事車両証明書の交付

(4) 災害廃棄物に関する情報の提供や関係機関との調整

（資機材等の確保）

第9条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第10条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

（請求及び支払）

第11条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

（センターの閉所）

第12条 甲は、災害におけるボランティアニーズへの対応が一定程度収束した段階において、乙と協議の上、センターの閉所を乙へ要請する。乙は、運営マニュアルに基づき、センターを閉所する。

(損害補償)

第13条 災害時における応急・復旧活動等に関し、災害ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第14条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第15条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力をを行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関、団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携、協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 徳永繁樹

乙 今治市南宝来町一丁目9番地8
社会福祉法人 今治市社会福祉協議会
会長 長野和幸

資料〔19-4-15〕

災害時における電動車両等の支援に関する協定書 (三菱自動車工業株式会社、西日本三菱自動車販売株式会社)

今治市（以下「甲」という。）、西日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、今治市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

(電動車両等の種類)

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

(貸与の要請)

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者（電動車両等の貸与を行う者をいう。以下同じ）に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、今治市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡し日から第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。（連絡責任者）

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報

を、乙及び丙に提供するものとする。

- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

- 3 前項の防災訓練等の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年6月2日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市長 徳永 繁樹

乙 大阪市淀川区新高一丁目4番10号
西日本三菱自動車販売株式会社

取締役社長 五十嵐 京矢

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社

代表執行役社長兼最高経営責任者 加藤 隆雄

資料〔19-4-16〕

災害時における避難所としての使用に関する協定書 (太陽石油株式会社 四国事業所)

今治市（以下「甲」という。）と太陽石油株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における避難所としての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、今治市菊間町亀岡地区で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の所有する施設を避難所として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(使用施設)

第2条 避難所として使用する施設は、太陽石油四国研修センターとする。

(使用要請)

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、対象施設を避難所として使用することを要請することができる。

2 前項に規定する要請は、原則として書面によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、事業運営に支障のない範囲において使用させるものとする。

(使用期間)

第4条 使用期間は、避難所開設の日から起算して7日までの間を基本とする。ただし、特別な事情が生じた場合は、甲乙協議の上、使用期間を延長することができる。

(使用方法)

第5条 甲は、乙が第3条第1項の規定による使用を承諾した場合は、直ちに避難所を開設するために市職員を乙の四国事業所に派遣し、鍵の受渡しを行うものとする。

2 避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

(協力体制)

第6条 甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を確認し、随時更新する。

(使用料及び損害賠償)

第7条 第3条第1項の規定に基づき、避難所として対象施設を使用した場合の使用料は、無償とする。ただし、使用期間が7日を超える場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

2 対象施設の使用に関し、乙に損害が生じた場合において、その損害が乙の責めに帰する事由による場合を除いて甲が負担するものとする。

(避難所の閉鎖)

第8条 甲は、避難所を閉鎖する場合は、乙に書面で通知するとともに、対象施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(有効期間)

第9条 本協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも協定解消の申出がないときは、その効力は継続されるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年9月28日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 徳永 繁樹

乙 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
太陽石油株式会社 四国事業所
常務執行役員所長 松浦 孝寿

(第3条関係)

第 号
年 月 日

太陽石油株式会社
四国事業所長

様

今治市長

施設使用要請について

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第3条の規定により、災害時における避難所として、使用することを下記のとおり要請します。

記

開設日時： 年 月 日 時から

連絡先 課 担当 電話

(第6条関係)

避難所開設時の緊急連絡先

太陽石油株式会社緊急連絡先 (夜間休日の場合)

連絡順	役 職	名 前	電話番号	備 考
1				
2				
3				
4				

今治市菊間支所緊急連絡先 (夜間休日の場合)

連絡順	役 職	名 前	電話番号	備 考
1				
2				
3				

今治市本庁緊急連絡先

連絡順	役 職	名 前	電話番号	備 考
1				

(第8条関係)

第 号
年 月 日

太陽石油株式会社
四国事業所長 様

今治市長

施設使用終了について

災害時における避難所としての使用に関する協定書第8条の規定により、災害時における避難所の使用について、下記のとおり終了します。

なお、協定書に基づき、施設を原状に復し、引き渡します。

記

終了日時

年 月 日 時まで

引渡し予定日時

年 月 日 時まで

連絡先

課 担当 電話

(5) 交通・輸送道路関係

資料〔19-5-1〕

災害時における応援出動に関する協定（今治造園建設業協会）

今治市（以下「甲」という。）と今治造園建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時において今治市が行う応急措置にかかる建設機械の応援出動について、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 災害の発生に際し、甲が乙に対して応援出動を要請した場合は、乙はこれに協力するものとする。

（応援）

第2条 乙は、自己に所属する会員をもって応援隊を編成する。

（出動）

第3条 乙は、第1条の要請に基づき甲の指示に従い速やかに応援隊を出動させるものとする。

2 甲は、応援出動の要請をするにあたっては、建設機械の機種、台数その他必要事項を乙に通報するものとする。ただし、緊急を要する場合には、甲は直接応援隊に要請することができるものとし、事後速やかに乙に報告するものとする。

（応援隊の活動）

第4条 甲の要請により出動した応援隊は、災害現場においては、甲の指示に従い、建設機械による災害防ぎょ活動に従事するものとする。この場合において、甲は乙の意見を参考にするものとする。

（費用の負担）

第5条 応援隊が活動に要した建設機械の費用は、甲・乙が別途協議して定める料金とし、当該応援隊の請求に基づき甲が支払うものとする。

（災害補償）

第6条 応援隊の現場活動中における災害については、甲が責任を負うものとする。ただし、乙又は応援隊の故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、この限りでない。
2 前項本文の規定により応援隊員が応援のため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は応援による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、甲の消防団員等公務災害補償条例（平成17年今治市条例第270号）を適用し、処理するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年12月19日

甲 今治市長 越 智 忍

乙 今治造園建設業協会
会長 渡 辺 元

資料〔19-5-2〕

災害に強い地域づくり応援協定書（あいえず造船株式会社）

今治市（以下「甲」という。）とあいえず造船株式会社（以下「乙」という。）とは、今治市吉海町地域における災害予防及び災害応急措置に係る応援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、今治市地域防災計画に基づき、吉海町地域における災害の未然防止及び拡大抑止を図り、災害に強い地域づくりを行うため、乙が甲に協力して実施する応援活動に関し、必要な事項を定める。

（協力）

第2条 災害の予防及び応急措置の実施に際し、甲が乙に対して応援を要請したときは、乙はこれに協力するものとする。

（応援活動）

第3条 乙は、前条の要請に基づき次の応援活動を行う。

（1）乙が用意できる資機材及び車両等の貸出し。

（2）乙が所有する建築物（寮等）の緊急避難場所としての提供。

（3）その他、負傷者の救出、救護に係る応援など乙が提供可能な活動。

2 乙は、前項の活動を行うにあたり、資機材、車両等の機種、台数その他の関連情報を予め甲に提供するものとする。

3 乙の所属社員が甲の要請により災害現場に出動した場合は、甲の指示に従い活動するものとする。この場合において、甲は乙の意見を参考にするものとする。

（費用の負担）

第4条 応援活動に要した資機材、車両等の費用は、甲・乙が別途協議して定める料金とし、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

（災害補償）

第5条 第3条第3項による乙の所属社員の現場活動中における災害については、甲が責任を負うものとする。ただし、乙又は乙の所属社員の故意又は重大な過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により、乙の所属職員が応援活動中に負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、甲の消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第270号）に準じて災害補償を行うものとする。

（防災訓練）

第6条 甲及び乙は、この協定の目的を達するため、必要に応じ共同で防災訓練を実施するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲・乙協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年7月7日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市 今治市長 菅 良二

乙 今治市吉海町本庄332番地
あいえず造船株式会社 代表取締役社長 檜 垣 幸 人

資料〔19-5-3〕

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）

今治市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、今治市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する仮設ハウス、発電機、その他レンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に文書を交付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材を甲に優先的に提供するものとする。

（引渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 保有機材の提供に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の賃貸借料等については、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡担当部署）

第6条 この協定を円滑に行うための連絡担当部署は、甲においては防災危機管理課、乙においては株式会社アクティオ今治営業所とする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に連絡するものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び保有機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年5月31日

甲

愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

今治市長 菅 良二

乙

東京都中央区日本橋三丁目12番2号

株式会社アクティオ 代表取締役 小沼 光雄

資料〔19-5・4〕

災害時における応急対策業務に関する協定書（愛媛東予クレーン協同組合）

今治市（以下「甲」という。）と愛媛東予クレーン協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が今治市内において発生し、または発生しようとしている場合（以下「災害発生時等」という。）に、甲が乙及び乙の組合員の協力を得て応急対策業務（災害予防措置を含む。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時等において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、水防本部又は災害対策本部（以下「水防本部等」という。）設置時は、必要に応じて乙に水防本部等設置を連絡し、乙は、甲が必要と認めるときは、連絡要員を水防本部等に派遣するものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 道路、橋りょう等公共土木施設及び公共建物等の被災、浸水対応及びがけ崩れ等の災害の発生による建設機械の応援出動
- (2) 前号の業務実施に必要な資機材及び物資の搬送
- (3) 緊急車両等の通行の妨害となる車両等や災害応急対応の障害となる車両等の除去業務の協力
- (4) その他甲が必要と認める業務

（費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用については、災害発生時の当該地域における適正な価格を基準とし、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

3 乙は、前項の規定による額を請求書により、甲に請求するものとする。

（損害補償）

第5条 第3条の規定により、応急対策業務に従事した乙の組合員が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がある場合を除き、「今治市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第270号）」を適用し、甲が補償する。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、この協定による応急対策業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第7条 乙は、この協定による応急対策業務が円滑に行われるよう、組合員名簿及び組合員の

保有する車両台数等について、状況を毎年度甲に報告するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月21日

甲 今治市別宮町1丁目4番地1
今治市
今治市長 菅 良二

乙 新居浜市繁本町7番3号
愛媛東予クレーン協同組合
理事長 増田 忍

資料〔19-5-5〕

災害時における海上輸送の協力に関する協定書（今治越智地区漁業協同組合協議会）

今治市（以下「甲」という。）と今治越智地区漁業協同組合協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した際に、市民生活の早期安定を図るため応急生活物資、資機材等（以下「物資等」という。）の海上輸送手段の確保に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲が乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害時における海上輸送の協力要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を必要とする理由
- (2) 協力を必要とする船舶数及び人数
- (3) 輸送期間及び寄港の場所
- (4) 輸送物資等の種類、数量
- (5) その他必要な事項

（協力の実施）

第2条 乙は前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に災害時における海上輸送の実施報告書（別記様式第2号。以下「報告書」という。）により、次の事項を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した船舶数及び人数
- (2) 輸送期間及び寄港の場所
- (3) 輸送物資等の種類、数量
- (4) その他必要な事項

（費用負担）

第4条 第2条に基づき乙が実施した輸送に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項に定める費用は、輸送に要した燃料費とする。

（災害補償）

第5条 乙の組合員が当該輸送活動に起因して負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がある場合を除き、甲の「消防団員等公務災害補償条例（平成17年今治市条例第270号）」に準じて災害補償を行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 第1条に掲げる要請に関する事項を確実かつ円滑に行うため、甲乙ともに連絡責任者をおくものとする。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、この協定による輸送業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年8月24日

甲 今治市別宮町1丁目4番地1
今治市長 菅 良二

乙 今治市恵美須町1丁目4番地3
今治越智地区漁業協同組合協議会 会長 島根 亀夫

様式第1号

災害時における海上輸送の協力要請書

様 災害時における海上輸送の協力に関する協定書第1条に基づき、次のとおり要請します。	年 月 日 今治市長 (災害対策本部長)
1 災害の状況及び協力を必要とする理由	
2 協力を必要とする船舶数及び人数	
3 輸送期間及び寄港場所 年 月 日～ 年 月 日 港～ 港 (時 分)～ (時 分)	
4 輸送物資等の種類、数量 物資等の種類 物資等の数量	
5 その他必要な事項 連絡責任者の職名・名前 電話番号 FAX	

様式第2号

災害時における海上輸送の実施報告書

今治市長 様 災害時における海上輸送の協力に関する協定書第3条に基づき、次のとおり報告します。	年 月 日 今治越智地区漁業協同組合協議会 会長
1 応援に従事した船舶数及び人数	
2 輸送期間及び寄港場所 年 月 日～ 年 月 日 港～ 港 (時 分)～ (時 分)	
3 輸送物資等の種類、数量 物資等の種類 物資等の数量	
4 その他必要な事項 連絡責任者の職名・名前 電話番号 FAX	

資料〔19-5・6〕

災害に強い地域づくり応援協定書（山中造船株式会社）

今治市（以下「甲」という。）と山中造船株式会社（以下「乙」という。）とは、今治市吉海町地域における災害予防及び災害応急措置に係る応援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、今治市地域防災計画に基づき、吉海町地域における災害の未然防止及び拡大抑止を図り、災害に強い地域づくりを行うため、乙が甲に協力して実施する応援活動に関し、必要な事項を定める。

（協力）

第2条 災害の予防及び応急措置の実施に際し、甲が乙に対して応援を要請したときは、乙はこれに協力するものとする。

（応援活動）

第3条 乙は、前条の要請に基づき次の応援活動を行う。

- (1) 乙が用意できる資機材及び車両等の貸出し。
- (2) 乙が所有する建築物（寮等）の緊急避難場所としての提供。
- (3) その他、負傷者の救出、救護に係る応援など乙が提供可能な活動。
 - 2 乙は、前項の活動を行うにあたり、資機材、車両等の機種、台数その他の関連情報を予め甲に提供するものとする。
 - 3 乙の所属社員が甲の要請により災害現場に出勤した場合は、甲の指示に従い活動するものとする。この場合において、甲は乙の意見を参考にするものとする。

（費用の負担）

第4条 応援活動に要した資機材、車両等の費用は、甲・乙が別途協議して定める料金とし、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

（災害補償）

第5条 第3条第3項による乙の所属社員の現場活動中における災害については、甲が責任を負うものとする。ただし、乙又は乙の所属社員の故意又は重大な過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により、乙の所属職員が応援活動中に負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、甲の消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第270号）に準じて災害補償を行うものとする。

（防災訓練）

第6条 甲及び乙は、この協定の目的を達するため、必要に応じ共同で防災訓練を実施するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。
平成28年6月21日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市 今治市長 菅 良 二
乙 愛媛県今治市吉海町本庄951番地5
山中造船株式会社 代表取締役社長 浅 海 真 一

資料〔19-5-7〕

災害時における応急対策業務に関する協定書
(一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部)

今治市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、今治市において地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）が発生し、またはそのおそれのある場合（以下「災害発生時等」という。）に、甲が乙の協力を得て応急対策業務を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害発生時等において、応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

(応急対策業務)

第3条 甲が乙に対して、協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場への建設機械及び作業員（以下「応急対策班」という）を派遣し、障害物の除去及び応急復旧を行うこと
- (2) 災害対策本部等及び各支所へ人員を派遣し、甲へ協力すること
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲、乙の協議により決定した内容

(応急対策班の編成)

第4条 乙は、甲の要請により、一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部（今治地区）災害対策本部名簿（以下「名簿」という。）に記載された班ごとに、応急対策班を編成するものとする。

2 名簿に記載された各班において応急対策班の編成が困難な場合は、乙で協議のうえ、別途、応急対策班を編成するものとする。

(応急対策班の出勤)

第5条 甲は応急対策班の出勤要請を、本庁及び各支所の区域ごとに行うものとする。

2 前項の要請は、必要人員、建設機械の機種、台数その他必要事項を、本庁の区域においては名簿に記載された本部長に、各支所の区域においては、名簿に記載された各班の班長に連絡することにより行うこととする。ただし、緊急を要する場合には、甲は名簿に記載された副班長又は班員に直接要請することができるものとし、事後速やかに名簿に記載された本部長又は各班の班長に報告するものとする。

3 乙は、甲の要請があったときは、甲の指示に従い速やかに応急対策班を出勤させるものとする。

(費用の負担)

第6条 応急対策業務に要した費用は、甲、乙が別途協議して定めるものとし、応急対策業務を実施した事業者の請求に基づき甲が支払うものとする。

(災害補償)

第7条 応急対策業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、「今治市消防団員等公務災害補償条例（平成17年今治市条例第270号）」を適用する。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合

(名簿)

第8条 乙は、名簿を毎年更新し、甲に提出するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年8月24日

甲 今治市長 菅 良二

乙 一般社団法人
愛媛県建設業協会今治支部
支 部 長 徳永 安清

(一社) 愛媛県建設業協会今治支部 (今治地区) 災害対策本部名簿

(令和4年度)

今治市 いこいの丘 4番地 2

TEL 0898-22-1477

FAX 0898-24-1398

本部長 (株)日浅 日浅 則仁
 副本部長 夏目建設(株) 三宅 英昭 (株)渡辺建設 渡辺 俊
 越智昇鉄工(株) 越智 昇二 越智勝建設(株) 越智 吉朗
 西越建設(株) 新居田 徳行 (有)神野組 神野 裕之

班	班 長	副 班 長	班 員	担当地区
1	四国通建(株) 瀬野 誠	アイエン工業(株) 山下 峰彦 夏目建設(株) 三宅 英昭	(株)崎山建設 東洋道路(株) (株)夢創 曾我土建(株) (株)日電 森越建設(株)	今治
2	桜井工業(株) 田中 賢一	曾我部建設(株) 曾我部 昌治 (株)常盤組 大西 正彦	アイケン工業(有) 今治ライン工業(株) (株)清水組 (有)田頭 今治舗道(株) 四国環境整備興業(株) (株)出進 (株)日浅	今治
3	(株)大旺 越智 雅一	いづも(株) 三田 平 加藤建設(株) 加藤 敏博	愛媛三段ブロック(株) (株)眞鍋組 (有)友尚建設 (株)大三建設 (株)美保 (株)渡辺建設	今治
4	越智昇鉄工(株) 越智 昇二	重松建設(株) 重松 宗孝 (株)タニグチ 谷口 明	(株)河上工務店 (株)吉武工務店 (株)野間工務店 吉田建設(株)	今治
5	藤原建設(株) 藤原 政富	水機建設(株) 清水 将史	(有)田窪組 元岡建設(株)	朝倉
6	越智勝建設(株) 越智 吉朗	渡部建設(株) 渡部 哲也	(有)石丸建設 (有)タナベ工業 求和建設(株) (有)藤山建設	玉川
7	(株)崎山組 崎山 俊紀	(株)小林組 小林 雅樹	(有)森建設	波方

班	班 長	副 班 長	班 員	担当地区
8	西越建設(株) 新居田徳行	(株)片山組 片山 康二	瀬戸内舗道(株)	大西
9	岡田建設(株) 岡田 智哉	松田工業(株) 松田 仁志	西原建設(株) (株)松田建設	菊間
10	重松土建(株) 重松 秀貴			吉海
11	(有)神野組 神野 裕之			宮窪
12	富士建設(株) 馬越 章治	あさひや建設(株) 村上 広海	伊予建設工業(株) (株)せんば (株)野間組 伯方建設(株)	伯方
13	(株)号ヤ組 浅海 博義			上浦
14	内海建設(株) 菅 敏克	(有)小笠原建設 菅 伸六	大栄建設(有) (有)多和建設	大三島 関前

資料〔19-5・8〕

災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書
(西瀬戸ハイウェイサービスグループ)

今治市（以下「甲」という。）と西瀬戸ハイウェイサービスグループ（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、災害応急対策として実施する緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件（この協定において「緊急通行妨害車両等」という。）の排除業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、今治市内における、災害時の緊急通行妨害車両等の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）に関し、甲が乙に協力を求めるときの必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、緊急通行車両等の通行を確保するために乙の協力を得る必要があるときは、次に掲げる事項を乙に通知して、その協力を要請する。

- (1) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (2) 緊急通行妨害車両等の場所、種別及び台数等
- (3) 現場責任者の職及び氏名
- (4) 連絡方法、その他必要な事項

2 前項の規定による要請は文書により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付する。

(協力活動)

第3条 乙は、甲より前条の規定による要請があった場合は、乙の従業員、車両及び装備等の範囲内で、可能な限り車両等排除業務を実施する。

2 前項の規定による車両等排除業務を実施する乙の従業員及び当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、前条第1項第3号により甲が指定する現場責任者の指示に従い、車両等排除業務を実施する。

(費用の負担)

第4条 この協定に基づき乙が行った車両等排除業務の実施に要した費用は、乙の負担とする。

(災害補償)

第5条 この協定に基づく活動の実施により、出勤した乙の職員、装備等が災害を受けた場合の補償は乙の責において行うものとする。

(損害賠償)

第6条 この協定に基づく業務の実施により、第三者に損害が発生した場合の賠償については、乙の責において行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災危機管理課長、乙においてはタケウチロードサービスとする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都

度甲、乙間で協議して定める。

(期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲、乙いずれからも文書による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年 6月 22日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市
今治市長 菅 良二

乙 今治市四村284-2
西瀬戸ハイウェイサービスグループ
代表 武内 幸夫

資料〔19-5・9〕

災害時における物資輸送等に関する協定書（今治地区トラック協会）

今治市（以下「甲」という。）と今治地区トラック協会（以下「乙」という。）は、災害時における物資輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時において物資の迅速かつ円滑な輸送等を図るため、物資輸送等に関する協定について必要な事項を定めるものとする。

（要請の内容）

第2条 甲は、乙に対し、災害時及び災害に備えるに当たり、次に掲げる業務に関して協力を要請することができるものとし、乙は、特別な理由がない限り、当該要請に協力するものとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の配送に関すること。
- (2) 救護物資の受入、仕分及び配送に関すること。
- (3) 物流専門家によるアドバイザー業務に関すること。
- (4) 資材の貸与に関すること。
- (5) 知覚した災害情報の提供及び甲が行う情報収集に関すること。
- (6) 被災地への支援物資の配送に関すること。
- (7) 前各号の業務に関する事前の助言、指導及び協力に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする応急対応に関すること。

2 前項の要請は、様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請し、後日速やかに同様式を送付するものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、前条第1項各号の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号により、甲に対し業務実施内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる業務に要した費用については、貨物自動車運送事業者が届出している運賃及び料金を基に甲が負担するものとする。

2 第2条第1項第4号、第5号及び第7号に掲げる業務に要した費用については、乙が負担するものとする。

3 第2条第1項第3号及び第8号に掲げる業務に要した費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求）

第5条 乙は、業務が終了した後、速やかに前条の規定に基づき甲が負担することとされている費用について甲に請求するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条第1項各号に掲げる業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲乙協議の上、決定するものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項が生じたとき又は本協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第8条 本協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも協定解消の申出がないときは、その効力は継続されるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年7月17日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 菅 良二

乙 今治市国分一丁目甲24-1
今治地区トラック協会
地区会長 門田 大

様式第1号

第 号
年 月 日

今治地区トラック協会
地区会長 様

今治市長 印

災害時における物資輸送等の協力要請について

災害時における物資輸送等に関する協定第2条第2項の規定により次のとおり貴団体による協力を要請します。

なお、協力要請の業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

<p>1. 要請内容</p> <p><input type="checkbox"/> ① 物資の受入、仕分、配送 (第2条第1項第1、2、6号)</p> <p><input type="checkbox"/> ② 物流専門家によるアドバイザー業務 (第2条第1項第3号)</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 物資の貸与 (第2条第1項第4号)</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 災害状況の提供 (第2条第1項第5号)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 助言・指導 (第2条第1項第7号)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ その他 (第2条第1項第8号)</p>
<p>2. 要請期間</p> <p>年 月 日 ~ 年 月 日</p>
<p>3. 具体的な業務内容 (配送区間、作業場所、派遣人数など)</p>

様式第2号

第 号
年 月 日

今治市長 様

今治地区トラック協会
地区会長

印

災害時における物資輸送等の実施状況の報告について

災害時における物資輸送等に関する協定第3条の規定により次のとおり報告します。

1. 物資の受入、仕分及び配送 (第2条第1項第1、2、6号関係)

実施期間	品目	数量	配送区間	延べ配 送回数	従 事 人員数	車両の 種類・台数	備考
(自) 年 月 日 (至) 年 月 日			(自) (至)				

2. 助言・指導等及びその他の応急対策業務 (第2条第1項第3、7、8号関係)

実施期間	場所	業務内容	必要事項 (従事人員数、所属氏名、車両の種類・台数)
(自) 年 月 日 (至) 年 月 日			

3. 物資の貸与 (第2条第1項第4号関係)

貸与期間	品目	数量	場所	備考
(自) 年 月 日 (至) 年 月 日				

4. 災害状況の提供 (第2条第1項第5号)

実施期間	場所	提供内容
(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		

(6) 医療救護関係一覧

資料 [19-6-1]

災害時の医療救護に関する協定（愛媛県、一般社団法人愛媛県医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の救護班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（救護班の業務）

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定
- (2) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への収容状況等の報告

（薬剤等の供給）

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

（救護班の輸送）

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

（費用の弁償）

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
 - (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
 - (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの
- （医療救護に従事した者に対する損害補償）

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成8年2月1日から同年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 市町村と郡市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結している場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲 愛媛県知事 伊 賀 貞 雪

乙 県下70市町村長

丙 社団法人愛媛県医師会
会 長 村 上 郁 夫

災害時の医療救護に関する協定実施細則

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、平成8年2月1日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 救護班員名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行規則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算定した額とする。

2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業主の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

（支払）

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲 愛媛県知事 伊賀貞雪

乙 県下70市町村長

丙 社団法人愛媛県医師会
会長 村上郁夫

※ 様式は省略する。

資料〔19-6・2〕

災害時の医療救護活動についての協定書(一般社団法人今治市医師会)

今治市(以下「甲」という。)と社団法人今治市医師会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、今治市内において局地的かつ短時間に多数の傷病者が発生した場合における、甲が実施する医療救護活動(以下「医療活動」という。)に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 乙は、医療救護活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。
(医療救護活動)

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに医療救護班を編成し、次に定める救護所に派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

(救護所)

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じ市所有施設等に救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、乙及び乙の会員の協力を得て、発災地周辺の医療施設に救護所を設置することができる。

(医療救護班の業務)

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 傷病者の選別
- (3) 死亡の確認
- (4) 医療機関への搬送の要否及び順位の設定
(指揮命令)

第5条 医療救護班に係る指揮命令は、乙が行うものとする。

(連絡調整)

第6条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

(輸送)

第7条 医療救護班は、原則として甲の調達する車両等で第3条に定める救護所等へ輸送するものとする。

(医薬品等)

第8条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として乙が携行又は調達する。

ただし、乙から要請があった場合は甲が行うものとする。

2 救護所等での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

(防災訓練)

第9条 乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する防災訓練に医療救護班を参加させる。

(費用弁償等)

第10条 医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

- (1) 医療救護班の派遣に要する費用弁償

- (2) 医療救護班が携行又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償

- (3) 防災訓練参加に伴う費用弁償

2 上記医療救護活動に係る費用金額等については、別途甲、乙協議して定めるものとする。
(災害補償)

第11条 甲の要請を受諾した者が、医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間及び救護所等までの往復の途上において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、甲の消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第22号)を適用し災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲が適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(実施細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、実施細目で定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年3月1日

甲 今治市長 繁 信 順 一

乙 社団法人今治市医師会
代表者 会 長 村 上 健 二

災害時の医療救護活動に係る実施細目

今治市（以下「甲」という。）と社団法人今治市医師会（以下「乙」という。）との間において、平成14年3月1日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第14条の規定に基づき次のとおり実施細目を定める。

（乙の代表者）

第1条 協定書第1条第2項に定める乙の代表者は、今治市医師会長とする。
（連絡調整の責任者）

第2条 協定書第6条に定める連絡調整の甲の責任者は、今治市防災担当参事とする。
（緊急連絡網の整備）

第3条 甲及び乙は、協定書第2条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い、相互に交換するものとする。
（指揮体制）

第4条 乙は、現場指揮体制に関し、医療救護班の活動要領等をあらかじめ定めておくものとする。

（医療救護班の編成）

第5条 医療救護班は、医師、看護婦及び補助者で編成し、災害規模に応じ編成するものとする。

2 医師は、必要により甲の救急隊員等の応援を求めることができる。
（傷病者の選別、表示及び応急処置）

第6条 傷病者の選別及び応急処置は、医師の指示により救急隊員等が行うことができる。
2 傷病者伝票は、医師の指示によりあらかじめ甲が指名する職員が記入する。
（要請する災害の程度）

第7条 協定書第2条第1項に定める医療救護活動を実施する必要がある場合とは、集団的に多数の傷病者（おおむね15人以上）が生じた場合をいう。

（要請の方法）

第8条 協定書第2条第1項に定める要請は、今治市防災担当参事から今治市医師会長に対して行う。

2 緊急を要するときとは、今治市防災局防災消防課（通信指令室）から、乙の医療救護担当者に対して要請することができる。

3 要請時の通報連絡事項は下記の方法により電話等にて行う。

- (1) 事故発生時刻、場所
- (2) 事故原因及び状況
- (3) 事故による傷病者数等の状況
- (4) その他医療救護活動に必要な事項

（連絡調整事項）

第9条 甲及び乙の連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班に関する事
- (2) 死亡に関する事
- (3) 医薬品及び医療材料に関する事

(4) その他医療救護に関する事
（事故の処理）

第10条 甲は、災害時の医療救護活動により生じた医療事故のため第三者に損害を与えた場合は、責任をもって処理に当たるものとする。

2 当該業務に従事した乙の会員（以下「丙」という。）が対象者から損害賠償請求の訴えを提起された場合は、甲は訴訟参加等により丙に全面的に協力するものとし、丙が損害賠償をしなければならない場合には、丙の故意又は重大な過失のない限り、甲において損害賠償を行うものとする。

3 甲は、前2項の場合において、丙に故意又は重大な過失のない限り、丙に対して求償しないものとする。

（医療救護活動従事者の費用弁償）

第11条 協定書第10条第1号及び第3号に定める医療救護活動の従事者に対する費用弁償金額は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の規定を適用する。ただし、補助者に対する費用弁償金額は、その都度協議するものとする。

（費用弁償等の請求）

第12条 協定書第10条各号に定める費用弁償の請求は、次の各号により行う。

(1) 医療救護活動に従事した者及び防災訓練に参加した者に対する費用弁償は、費用弁償請求書（様式1）に各医療救護班ごとの医療救護活動報告書（様式1の2）を添えて請求する。

(2) 医療救護活動に際し使用した医薬品、医療材料等の実費弁償は、実費弁償請求書（様式2）に各医療救護班ごとに、医薬品、医療材料等使用報告書（様式2の2）を添えて請求する。

（協議）

第13条 この実施細目に定めのない事項又は、この実施細目に関し疑義が生じたときは、甲、乙双方協議して定めるものとする。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年3月1日

甲 今治市長 繁 信 順 一

乙 社団法人今治市医師会
代表者 会長 村 上 健 二

様式 1

救護活動・訓練参加者報告書

平成 年 月 日

費用弁償請求書

今治市長 殿

社団法人今治市医師会
会 長 印

請求金額 円

今治市内の災害時の医療救護活動に対する費用負担として、上記のとおり
請求します。
なお、内訳は次のとおりです。

出動日時	平成 年 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分			
要請区分	医療救護員の 派遣 ・ 訓練参加			
活動場所				
活動状況				
参加者名	職 種	氏 名	所属医療機関名	住 所

様式 1の2

平成 年 月 日

社団法人今治市医師会
会 長 殿

病院
医院長 印

医療救護活動報告書

出動日時	
要請区分	
活動場所	
活動状況	

救護活動・訓練参加者

職 種	氏 名	所属医療機関	住 所

様式 2

平成 年 月 日

実費弁償請求書

今治市長 殿

社団法人今治市医師会
会 長 印

請求金額 ￥ 円

今治市内の災害時の医療救護活動に対する費用負担として、上記のとおり
請求します。
なお、内訳は次のとおりです。

資料〔19-6-3〕

災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県歯科医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の救護班派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣した

ときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（救護班の業務）

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定
- (3) 災害時における死体の個別判別、検案等への協力
- (4) その他状況に応じた必要な措置

（薬剤等の供給）

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

（救護班の輸送）

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

（費用の弁償）

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したものと並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

（医療救護に従事した者に対する損害補償）

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（細則）

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙又は郡市歯科医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行
 乙 松山市長 中村 時広
 乙 今治市長職務代理者
 乙 今治市助役 白石 哲朗
 乙 宇和島市長 石橋 寛久
 乙 八幡浜市長 高橋 英吾
 乙 新居浜市長 佐々木 龍
 乙 西条市長 伊藤 宏太郎
 乙 大洲市長 榊田 興一
 乙 川之江市長 石津 隆敏
 乙 伊予三島市長 篠永 善雄
 乙 伊予市長 中村 佑
 乙 北条市長 井手 順二
 乙 東予市長 青野 勝
 乙 新宮村長 法橋 信一
 乙 土居町長 藤田 勝志
 乙 小松町長 塩出 皓治
 乙 丹原町長 渡部 高尚
 乙 朝倉村長 清水 俊光
 乙 玉川町長 村上 忠美
 乙 波方町長 片上 修二郎
 乙 大西町長 門田 迪郎
 乙 菊間町長 白石 隆彦
 乙 吉海町長 村上 哲司
 乙 宮窪町長 矢野 勝俊
 乙 伯方町長 岡田 哲也
 乙 魚島村長 佐伯 真登
 乙 弓削町長 木下 良一
 乙 生名村長 田尾 紀
 乙 岩城村長 稲本 一
 乙 上浦町長 小野 功
 乙 大三島町長 奥本 忠孝
 乙 関前村長 池田 深
 乙 重信町長 和田 治樹

乙 川中島町長 大西 勉
 乙 内島町長 武田 満幸
 乙 万河村長 玉水 清
 乙 美川村長 梅木 正一
 乙 柳谷村長 木下 久敬
 乙 小田町長 鶴井 國夫
 乙 松前町長 大塚 雅教
 乙 砥部町長 白石 勝也
 乙 広田村長 中村 剛志
 乙 双海町長 三好 晃二
 乙 長浜町長 丸山 勝久
 乙 内子町長 西田 勇三
 乙 五十崎町長 河内 洋一
 乙 五肱川町長 宮岡 紘一
 乙 河辺村長 久保田 仁之
 乙 保内町長 稲田 秀一
 乙 伊瀬町長 二宮 通明
 乙 瀬戸町長 中元 清吉
 乙 三崎町長 井上 善一
 乙 三瓶町長 杉山 陽三郎
 乙 明浜町長 井伊 敏郎
 乙 宇和町長 酒井 正直
 乙 野村町長 宇都宮 象一
 乙 城川町長 大塚 功
 乙 吉田町長 河野 泰成
 乙 三間町長 清家 文男
 乙 広見町長 松浦 仁三
 乙 松野町長 松浦 甚一
 乙 日吉村長 柳野 大和
 乙 津島町長 山本 雅之
 乙 内海村長 曾根 貞義
 乙 御荘町長 加幡 仁一
 乙 城辺町長 山下 英雄
 乙 本松町長 山口 長治
 乙 西海町長 菊地 信武
 丙 西海町長 中田 廣
 丙 社団法人 愛媛県歯科医師会 須之内 淳二

資料〔19-6・4〕

災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県薬剤師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- 1) 医療従事者の編成計画
- 2) 医療従事者の医療救護活動計画
- 3) 関係機関との連絡体制
- 4) 医療救護訓練の計画
- 5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- 1) 災害発生の日時及び場所
- 2) 災害の原因及び状況
- 3) 医療従事者の派遣先の場所
- 4) 派遣を要する医療従事者数
- 5) 医療従事者の派遣期間
- 6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣

したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（医療従事者の業務）

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- 1) 傷病者に対する調剤業務
- 2) 救護所における医薬品等の管理
- 3) その他状況に応じた必要な措置

（薬剤等の供給）

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

（医療従事者の輸送）

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（調剤費）

第11条 救護所における調剤費は、無料とする。

（費用の弁償）

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- 1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- 2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- 3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

（医療救護に従事した者に対する損害補償）

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（細則）

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行
 乙 松山市長 中村 時広
 乙 今治市長職務代理者
 乙 今治市助役 白石 哲朗
 乙 宇和島市長 石橋 寛久
 乙 八幡浜市長 高橋 英吾
 乙 新居浜市長 佐々木 龍
 乙 西条市長 伊藤 宏太郎
 乙 大洲市長 榊田 興一
 乙 川之江市長 石津 隆敏
 乙 伊予三島市長 篠永 善雄
 乙 伊予市長 中村 佑
 乙 北条市長 井手 順二
 乙 東予市長 青野 勝
 乙 新宮村長 法橋 信一
 乙 土居町長 藤田 勝志
 乙 小松町長 塩出 皓治
 乙 丹原町長 渡部 高尚
 乙 朝倉村長 清水 俊光
 乙 玉川町長 村上 忠美
 乙 波方町長 片上 修二郎
 乙 大西町長 門田 迪郎
 乙 菊間町長 白石 隆彦
 乙 吉海町長 村上 哲司
 乙 宮窪町長 矢野 勝俊
 乙 伯方町長 岡田 哲也
 乙 魚島村長 佐伯 真登
 乙 弓削町長 木下 良一
 乙 生名村長 田尾 紀
 乙 岩城村長 稲本 一
 乙 上浦町長 小野 功
 乙 大三島町長 奥本 忠孝
 乙 関前村長 池田 深
 乙 重信町長 和田 治樹

乙 川中島町長 大西 勉
 乙 内島町長 武田 満幸
 乙 万河村長 玉水 清
 乙 美川村長 梅木 正一
 乙 柳谷村長 木下 久敬
 乙 小田村長 鶴井 國夫
 乙 松前町長 大塚 雅教
 乙 砥部町長 白石 勝也
 乙 広田村長 中村 剛志
 乙 双海町長 三好 晃二
 乙 長浜町長 丸山 勝久
 乙 内子町長 西田 勇三
 乙 五十崎町長 河内 洋一
 乙 肱川町長 宮岡 紘一
 乙 河辺村長 久保田 仁之
 乙 保内町長 稲田 秀一
 乙 伊瀬町長 二宮 通明
 乙 瀬戸町長 中元 清吉
 乙 三崎町長 井上 善一
 乙 三瓶町長 杉山 陽三郎
 乙 明浜町長 井伊 敏郎
 乙 宇和町長 酒井 正直
 乙 野村町長 宇都宮 象一
 乙 城川町長 大塚 功
 乙 吉田町長 河野 泰成
 乙 三間町長 清家 文男
 乙 広見町長 松浦 仁三
 乙 松野町長 松浦 甚一
 乙 日吉村長 柳野 大和
 乙 津島町長 山本 雅之
 乙 内海村長 曾根 貞義
 乙 御荘町長 加幡 仁一
 乙 城辺町長 山下 英雄
 乙 本松町長 山口 長治
 乙 西海町長 菊地 信武
 丙 西海町長 中田 廣
 丙 社団法人 愛媛県薬剤師会
 会長 澤田 乙吉

資料〔19-6・5〕

災害時の医療救護に関する協定（公益社団法人愛媛県看護協会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣

したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（医療従事者の業務）

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急看護及び看護
- (2) 傷病者の救護所、救護病院等への収容
- (3) その他状況に応じた必要な措置

（薬剤等の供給）

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

（医療従事者の輸送）

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

（費用の弁償）

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

（医療救護に従事した者に対する損害補償）

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（細則）

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行
 乙 松山市長 中村 時広
 乙 今治市長職務代理者
 乙 今治市助役 白石 哲朗
 乙 宇和島市長 石橋 寛久
 乙 八幡浜市長 高橋 英吾
 乙 新居浜市長 佐々木 龍
 乙 西条市長 伊藤 宏太郎
 乙 大洲市長 榊田 與一
 乙 川之江市長 石津 隆敏
 乙 伊予三島市長 篠永 善雄
 乙 伊予市長 中村 佑
 乙 北条市長 井手 順二
 乙 東予市長 青野 勝
 乙 新宮村長 法橋 信一
 乙 土居町長 藤田 勝志
 乙 小松町長 塩出 皓治
 乙 丹原町長 渡部 高尚
 乙 朝倉村長 清水 俊光
 乙 玉川町長 村上 忠美
 乙 波方町長 片上 修二郎
 乙 大西町長 門田 迪郎
 乙 菊間町長 白石 隆彦
 乙 吉海町長 村上 哲司
 乙 宮窪町長 矢野 勝俊
 乙 伯方町長 岡田 哲也
 乙 魚島村長 佐伯 真登
 乙 弓削町長 木下 良一
 乙 生名村長 田尾 紀
 乙 岩城村長 稲本 一
 乙 上浦町長 小野 功
 乙 大三島町長 奥本 忠孝
 乙 関前村長 池田 深

乙 重川町長 長 和田 治樹
 乙 内島町長 大西 勉
 乙 中万町長 武田 満幸
 乙 面河村長 玉水 壽清
 乙 美川村長 梅木 正一
 乙 柳谷村長 木下 久敬
 乙 小田町長 鶴井 國夫
 乙 松前町長 大塚 雅教
 乙 砥部町長 白石 勝也
 乙 広田村長 中村 剛志
 乙 中山町長 市田 晃二
 乙 双海町長 丸山 勝久
 乙 長浜町長 西田 勇三
 乙 内子町長 河内 洋一
 乙 五十崎町長 河内 紘一
 乙 肱川町長 宮岡 廣行
 乙 河辺村長 久保田 仁之
 乙 保内方町長 稲田 秀一
 乙 伊瀬戸町長 二宮 通明
 乙 三崎町長 中元 清吉
 乙 三瓶町長 井上 善一
 乙 明浜町長 杉山 陽三郎
 乙 宇和村長 井伊 敏郎
 乙 野村町長 酒井 正直
 乙 城川町長 宇都宮 象一
 乙 吉田町長 大塚 功
 乙 三見町長 河野 泰成
 乙 広野町長 清家 文男
 乙 日吉村長 太宰 仁三
 乙 津島町長 松浦 甚一
 乙 内海村長 柳野 大和
 乙 御荘町長 山本 雅之
 乙 城辺町長 曾根 貞義
 乙 一本松町長 加幡 仁一
 乙 西海町長 山下 英雄
 乙 西海町長 山口 長治
 乙 西海町長 谷口 信武
 乙 西海町長 中田 廣
 丙 社団法人愛媛看護協会
 会長 廣田 玲子

(7) 食料等の備蓄、調達関係

資料〔19-7-1〕

防災活動への協力に関する協定書(マックスバリュ西日本株式会社)

今治市(以下「甲」という。)とマックスバリュ西日本株式会社(以下「乙」という。)とは、防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、今治市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が、物資を調達する必要があると認めるときに、乙の保有する物資等を供給すること。
- (2) 乙の店舗であるマックスバリュ阿方店の駐車場を、被災者に対し、一時避難場所として提供すること。

(要請手続き)

第2条 前条第1号に掲げる要請は、原則として要請書(様式第1号)によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(物資等の範囲)

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

(物資等の費用負担)

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(物資等の運搬、引渡し)

第6条 物資等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書(様式第2号)により確認のうえ、物資等を引き取るものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、物資の引渡しが完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体

制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲及び乙とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成20年2月28日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。ただし、乙が第1条第2号に掲げる店舗が閉店した場合、並びに第4条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年2月28日

甲 今治市長 越智 忍

乙 姫路市北条口4丁目4番地
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長 藤本 昭

資料〔19-7-2〕

災害時における救援物資提供に関する協定書
(四国コカ・コーラボトリング株式会社)

今治市（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 今治市内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は、第3条に規定する内容により協力するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を調えるなど万全を期すものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

(申請の手続き)

第4条 甲は、この協定による要請を行なうときは、救援物資提供要請書をもって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請をすることができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれからも協定解消の申出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年9月30日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 越智 忍

乙 香川県高松市春日町1378番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
常務取締役営業本部長 三谷 久士

覚 書

今治市（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、平成20年9月30日付で締結した災害時における救援物資提供に関する協定書（以下「原案」という。）の一部について、次のとおり、覚書を締結する。

記

1. 協定書原案第3条に記載されている、「地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）」を、「地域貢献型自動販売機（災害対応機）」に変更する。
2. その他の事項については、原案のとおりとする。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成28年8月1日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 菅 良二

乙 香川県高松市春日町1378番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 兼 営業本部長 原 幹弘

資料〔19-7-3〕

災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)

今治市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給の要請をすることができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年10月2日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 菅良二

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧賢一

資料〔19-7-4〕

災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定書
（一般社団法人愛媛県エルピーガス協会今治支部）

今治市（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県エルピーガス協会今治支部（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な応急生活物資（LPガス等）（以下「LPガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、今治市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、LPガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能なLPガス等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 第1条の要請は、LPガス等発注書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（LPガス等の指定）

第3条 この協定の対象となるLPガス等は、LPガス、容器（LPガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

（LPガス等の運搬、引渡し）

第4条 LPガス等の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。

2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書（別紙2）により確認のうえLPガス等を引き取るものとする。

（費用負担）

第5条 乙が供給したLPガス等の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、LPガスについては今治市との契約単価を基準とし、そのほかについては甲乙協議のうえ速やかに決定する。

3 乙が行った運搬に関する費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第6条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

（担当者の報告）

第7条 甲と乙は、担当者連絡先報告書（別紙3）により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車輛の通行）

第8条 甲は、乙がLPガス等を運搬する際には、車輛を緊急又は優先車輛として通行できるよう支援するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（効力）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年6月13日

甲 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1
今治市長 菅 良 二

乙 愛媛県今治市東村南1丁目7番3号
社団法人愛媛県エルピーガス協会今治支部
支部長 越 智 浩

資料〔19-7-5〕

災害時における物資供給協力に関する協定書(生活協同組合コープえひめ)

今治市長 菅 良二(以下「甲」という。)と生活協同組合コープえひめ理事長 大川 耕三(以下「乙」という。)は、今治市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)の食料品及び生活必需品(以下「生活物資」という。)の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して生活物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する生活物資の供給について、協力を要請することができる。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する生活物資の優先供給に積極的に協力するものとする。

(生活物資の範囲)

第4条 甲が乙に要請する生活物資は、乙が保有又は調達可能な生活物資とする。

(要請手続き等)

第5条 第2条の要請は、供給協力要請書(別紙様式)によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 要請については、甲乙それぞれ連絡責任者を定めて行うものとする。

(運搬及び引渡し)

第6条 生活物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難なときは、甲の指定するものに行わせることができる。

(費用負担)

第7条 乙が生活物資の供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲が引き取った物資の代金は、乙から請求の後、速やかに支払うものとする。

(報告)

第9条 甲は、乙が保有する生活物資の在庫品目及び数量等について、報告を求めることができる。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成24年10月2日までとする。

ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年10月3日

甲 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地の1
今治市長 菅 良二

乙 愛媛県松山市朝生田町3丁目1番12号
生活協同組合コープえひめ
理事長 大川 耕三

資料〔19-7-6〕

災害時等における支援協力に関する協定書(株式会社ハローズ)

今治市(以下「甲」という。)と株式会社ハローズ(以下「乙」という。)は、災害時等における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、今治市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が、物資を調達する必要があると認めるときに、乙の保有する物資を供給すること。
 - (2) 今治市内における乙の店舗の駐車場を、被災者に対し、一時避難場所、炊き出し等救援の場所として無償提供すること。
- 2 前項の要請は、今治市内における乙の店舗の営業時間である24時間随時行うことができるものとする。

(要請手続き)

第2条 前条第1項の要請は、原則として要請書(様式第1号)によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(物資の範囲)

第4条 乙が甲の要請を受け提供する物資は、別表に掲げるものとする。ただし、同表に定める物資以外で、乙が保有又は調達可能な物資については、この限りでない。

(物資の費用負担)

第5条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(物資の運搬、引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書(様式第2号)により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、物資の引渡しが完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、次の各号に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力する

ものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
(連絡責任者)

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成24年11月23日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、今治市内における乙の店舗の全てが閉店した場合、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年11月22日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 菅良二

乙 広島県福山市南蔵王町六丁目2番7号
株式会社ハローズ
代表取締役社長 佐藤 利行

(様式第1号)

年 月 日

ハローズ 店 様

今 治 市 長

災害時等における物資の供給等要請書

災害時等における支援協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり物資の供給等を要請します。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

担 当 者 欄	今治市災害対策本部（ 部 課 ） （担当者） 氏 名 印
------------------	------------------------------------

(様式第2号)

年 月 日

今 治 市 長 様

ハローズ 店
（担当者）
氏 名 印

物資納品書

年 月 日付、災害時等における物資の供給要請書により、次の物資を納品いたします。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

確 認 欄	上記、確認いたしました。	今治市災害対策本部（ 部 課 ） （担当者） 氏 名 印
-------------	--------------	------------------------------------

別表（第4条関係）

災害時の主な必要物資一覧表

種 類	物 資 名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光 熱 材 料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 料	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶、水

- (1) 応急食料等は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は、上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

資料〔19-7-7〕

災害時等における物資の供給協力等に関する協定書(ダイキ株式会社)

今治市(以下「甲」という。)とダイキ株式会社(以下「乙」という。)は、今治市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)の物資供給等の協力について、次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、乙が今治市域に有する店舗の駐車場を被災者の一時避難所として必要とするときは、乙に対して無償提供の協力を要請することができる。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に積極的に協力するものとする。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資又は調達可能な物資とする。

(要請手続等)

第5条 第2条の要請は、文書(別紙様式)によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(運搬及び引渡し)

第6条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した物資及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、乙が物資の提供及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(報告)

第8条 甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(その他必要な支援)

第9条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定する。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第11条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲及び乙とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(2) 甲が実施する防災啓発事業

(3) 甲が実施する防災訓練への参加

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月14日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 菅 良二

乙 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
ダイキ株式会社
代表取締役社長執行役員 高橋 宰

別記様式（第5条関係）

年 月 日

ダイキ株式会社 御中

今治市長 ⑩

災害時における協力要請書

災害時等における協力に関する今治市とダイキ株式会社との協定に基づいて、次のおり協力を要請します。

連絡先	
口頭、電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請理由	
要請内容 (内訳)	
要請期間	
適用	

資料〔19-7・8〕

災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書 (愛媛キッチンカー協会)

今治市(以下「甲」という。)と愛媛キッチンカー協会(以下「乙」という。)は、災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、今治市域において、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙に対し、協力を求める際の手続き等を定めることを目的とする。

(協定事項の発行)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時において今治市だけでは応急対策を実施することが困難な場合、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- (2) 甲が指定する被災場所等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- (3) 乙が調達可能な物資の供給
- (4) 甲が提供する米等の食材の調理
- (5) その他甲が指定する支援

(要請の方法)

第4条 前条の要請は、別に定める協力要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に伴う措置)

第5条 第3条による協力の要請があった場合は、乙は速やかに業務の実施可能性について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

- 2 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示または利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。
- 3 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、衛生管理を行い、提供する食事を加熱する等食中毒が発生しないよう配慮するものとする。
- 4 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、必要に応じて咀嚼・嚥下機能の低下している被災者に配慮した食事を提供するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、甲に対し別に定める様式により実施報告を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 乙が行った移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。

(連絡体制の整備)

第8条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。(平時の取組)

第9条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間等)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 甲は、乙が第5条第1項の規定により協力を行う場合において、暴力団を含む反社会的勢力に属する者を関与させたと認めるときは、前項の規定に関わらずこの協定を直ちに終了するものとする。

3 甲は、前項によりこの協定を終了した場合は、その旨を直ちに乙に対し電話等で通知するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年6月25日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 徳永繁樹

乙 今治市共栄町2丁目2-20 アイシネマ今治1F
愛媛キッチンカー協会
会長 岡田教人

第4条関係様式

協 力 要 請 書

年 月 日

愛媛キッチンカー協会
会長 様

今治市長

災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

要請する内容・物資等

要請日	要請場所	要請内容及び品目	数量
特記事項			
担 当 者			
所属	氏名	電話・FAX	Eメールアドレス

第6条関係様式

実 施 報 告 書

年 月 日

(宛先) 今治市長

愛媛キッチンカー協会
会長

年 月 日付で要請のあった炊き出しの実施等については、次のとおり実施したので報告します。

供給等の内容

日時・時刻	供給等の場所	内容及び品目	数量
特記事項			
担 当 者			
所属	氏名	電話・FAX	Eメールアドレス

資料〔19-7-9〕

災害時における救援物資提供に関する協定書 (ダイドー光藤ビバレッジ株式会社)

今治市（以下「甲」という。）とダイドー光藤ビバレッジ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、今治市において大規模災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 今治市内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の大規模災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は、第3条に規定する内容により協力するものとする。

(協力の内容)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、非常時飲料供給機能付き自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

2 乙は、甲から救援物資提供に関する要請を受けたときは、乙が保有する物資の優先的な提供を行うものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

(要請の方法)

第4条 甲は、第3条第2項による要請を行なうときは、救援物資提供要請書をもって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請をすることができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(供給の実施)

第5条 乙は、第4条の要請を受けたときは、物資の優先的な提供および運搬に対する協力を努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条第1項に規定する事項に要した費用は無償とし、第3条第2項に規定する事項に要した費用は、乙より甲へ別途協議するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては災害対策本部長の職にある者を、乙にあつては、統括本部長の職にある者を該当責任者とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれからも協定解消の申出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第9条 甲と乙は、この協定に定める物資の提供を円滑に実施するため、必要に応じ協議するものとする。

2 この協定に定めない事項及び協議が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年6月28日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 徳永繁樹
乙 愛媛県今治市立花町3-1-16
ダイドー光藤ビバレッジ株式会社
代表取締役社長 岩田章男

救援物資提供要請書

年 月 日

ダイドー光藤ビバレッジ株式会社
様

今治市長

災害時における救援物資提供に関する協定第4条の規定により、次のとおり要請します。

項 目	内 容
災害の状況	
要請の理由	
要請する品目 (種類・数量)	
引渡し場所 及び日時	
緊急連絡先 担当者 (今治市)	
その他	

資料 [19-7-10]

災害時における緊急支援物資の支援及び備蓄に関する協定書
(今治タオル工業組合)

今治市(以下「甲」という。)と今治タオル工業組合(以下「乙」という。)は、災害時における緊急支援物資の支援及び備蓄の実施等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、今治市域において、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合又は甲が他の市域での災害に対する物資支援を実施する場合(以下「災害時等」という。)において、甲、乙双方が、協力を求める際の手続き等を定めることを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は災害時等において、必要があると認めるときは乙に対し協力を要請する。

2 前項の要請は、別に定める協力要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(協力の内容)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、次条で備蓄している支援物資を第1条に基づき、被災地に無償提供するものとする。

(支援物資の保管)

第4条 甲は支援物資の保管のため、乙に対して保管場所を無償提供するものとする。

2 前項の支援物資の内容については別途定めるものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては災害対策本部長の職にある者を、乙にあつては、統括本部長の職にある者を該当責任者とする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれからも協定解消の申出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第7条 甲と乙は、この協定に定める支援物資の提供を円滑に実施するため、必要に応じ協議するものとする。

2 この協定に定めない事項及び協議が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和3年10月19日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 徳永 繁樹

乙 今治市東門町5丁目14番3号
今治タオル工業組合
代表理事 正岡 裕志

第2条関係様式

協 力 要 請 書

年 月 日

今治市タオル工業組合

様

今治市長

災害時における緊急支援物資の支援及び備蓄に関する協定書第2条の規定に基

づき、下記のとおり要請します。

要請する内容・物資等

要請日	要請場所	要請内容及び品目	数量
特記事項			
担 当 者			
所属	氏名	電話・FAX	Eメールアドレス

資料〔19-7-11〕

大規模災害発生時等における応急対策業務に関する協定書 (今治市石材加工協同組合、一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部)

今治市（以下「甲」という。）、今治市石材加工協同組合（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時等において、復旧活動等に支障を及ぼす石材構造物の移設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、今治市で大規模災害等が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙又は丙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

（業務の要請）

第3条 甲は、必要に応じて、乙又は丙に対して業務を要請することができる。

2 乙又は丙は、甲から業務の要請があった場合、地域貢献の観点から、迅速に業務を実施するよう努めるものとする。

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、次の通りとする。

- (1) 通行の妨げとなる墓石等の石材構造物の撤去・移設
- (2) 前号の業務実施に必要な機材などの確保
- (3) 被害情報等の収集及び報告
- (4) その他甲が必要と認めるもの

（要請の方法）

第5条 甲は業務を必要とする場合、乙又は丙に対して、原則として応急対策協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙又は丙は、業務の実施にあたり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかに、その内容を応急対策完了報告書（別記様式第2号）により行うものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、異動などがあった場合は、他の連絡責任者に対して、速やかに、その情報を提供するものとする。

（費用負担）

第8条 乙又は丙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前号の費用は、甲乙丙、協議の上決定するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、甲の管理に属さない石材構造物に係る費用については、当該石

材構造物の管理を行う者の負担とする。

（第三者等に対する損害賠償）

第9条 乙又は丙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、協議の上、その賠償を行うものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙丙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年11月8日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 徳永 繁樹

乙 愛媛県今治市山方町一丁目甲1195番地4
今治市石材加工協同組合
理事長 佐々木 幸也

丙 愛媛県西条市氷見乙785
一般社団法人 日本石材産業協会
愛媛県支部長 眞鍋 朋治

別記様式第1号

様

第 年 月 日
号
今 治 市 長

応急対策協力要請書

災害時における応急対策の協力に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 内 容	
場 所	
備 考	
担 当 者	所属： 氏名： 電話番号： F A X：
電話・ファクシミリ等 による要請日時	年 月 日()午前・午後 時 分頃

※要請内容の詳細については、担当者より指示します。

別記様式第2号

年 月 日

今 治 市 長 様

応急対策完了報告書

災害時における応急対策の協力に関する協定書第6条の規定により、次のとおり報告します。

実 施 内 容	
場 所	
実 施 期 間	年 月 日()から 年 月 日()まで
担 当 者	所属： 氏名： 電話番号： F A X：

(添付書類) 実績内訳書、その他市の指示によるもの

災害時の連絡担当課

(今治市石材加工協同組合)

災害時の連絡担当課

(一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部)

連絡先名		今治市石材加工協同組合	
本部担当者	責任者	理事長 佐々木 幸也	
	補助者	副理事 小田 満弘	
	担当者	副理事 山本 剛	
連絡先	本部事務局	TEL	0898-31-9553
		FAX	0898-25-7860
	担当者連絡先	TEL	0898-23-2385
		携 帯	090-5147-2110
本部事務局 〒794-0053 今治市山方町1丁目甲1195番地4 今治市石材加工協同組合 TEL0898-31-9553 FAX0898-25-7860			

連絡先名		(一社) 日本石材産業協会愛媛県支部	
本部担当者	責任者	支部長 眞鍋 朋治	
	補助者	事務局長 宮内 修一	
	補助者	地区理事 木村 弘宣	
	担当者	顧 問 白木 秀典	
連絡先	事務局	TEL	0897-58-5535
		FAX	0897-56-1467
	担当者連絡先	携 帯	090-3186-1064
		Email	hide@iyoseki.co.jp
備 考	事務局 〒793-0003 愛媛県西条市ひうち字西ひうち3-21いよせき(株)内 一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部 TEL0897-58-5535 FAX0897-56-1467 URL: jsia-ehime.org		

(8) ライフライン関係

資料〔19-8-1〕

大規模災害時における水道の応急活動に関する協定書 (今治市管工事業協同組合)

今治市（以下「甲」という。）と今治市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における水道の被害調査、応急給水及び応急復旧（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、今治市地域防災計画に基づき、大規模災害時の水道の断減水等の被害を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(体制の整備)

第2条 乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に応急活動時の動員体制を確立し、調査班、給水班及び復旧班を編成しておくものとする。

2 乙は、応急活動に係る乙の資機材の保有状況等を把握しておくものとする。

(協力の要請)

第3条 甲は、大規模災害の発生状況により、応急活動に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し調査班、給水班及び復旧班の派遣を要請することができる。

(協力)

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに調査班、給水班及び復旧班を派遣し、応急活動に協力するものとする。

(指揮)

第5条 応急活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

(費用弁償等)

第6条 甲の要請に基づき、応急活動に要する次に掲げる経費については甲が負担し、甲の積算基準に基づき、算出した額とする。

- (1) 応急活動用車両等機械の借上料
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 応急活動に使用した乙及び乙の組合員の保有する資材費
- (4) その他応急活動に欠かす事のできない経費

(契約及び支払)

第7条 応急活動に係る請負契約は、甲と乙との間で締結するものとする。

2 応急活動に要する経費は、乙が応急活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙の請求に基づき乙に対して支払うものとする。

(災害補償・災害賠償)

第8条 応急活動において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲の消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第22号）を適用し災害補償を行うものとする。

2 応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議のうえ対処するものとする。

(共同訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定の目的を達するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとする。

(協議)

第10条 この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成14年3月1日

甲 今治市長 繁 信 順 一

乙 今治市管工事業協同組合
理事長 石川 俊 輔

資料〔19-8-2〕

災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書
(越智諸島管工事業協同組合)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震災害等(以下「災害等」という。)が発生した場合に、災害等によって被害が生じた水道施設の復旧作業に関し、越智諸島上水道防災計画に基づき実施する応急対策について、越智諸島上水道企業団(以下「甲」という。)と越智郡島嶼部管工事業協同組合(以下「乙」という。)との協力事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 災害発生時においては、甲から乙に対して水道施設の復旧のための応急対策について、協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行うことがある。

- (1) 災害が発生した場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策の内容
- (4) 必要な資機材及び人員
- (5) 協力が必要な期間
- (6) その他、協力に関して必要な事項

3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急対策を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。

4 前項の規定により出動した乙の会員及び所属員は、越智諸島上水道企業団が設置する災害対策本部の指示により応急対策に従事するものとする。

(報告)

第3条 乙は、応急対策が終了した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第4条 第2条の要請に基づき乙が実施した応急対策に要した費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として、原則として甲が負担するものとする。

(災害補償)

第5条 第2条の要請に基づき乙が実施した応急対策により生じた災害補償については、乙と甲で協議するものとする。

(被災した他の水道事業者への応接)

第6条 甲が、被災した他の水道事業者からの要請に応じ水道施設の復旧作業に係る応急の応援を行うため、乙に協力を要請した場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(連絡体制等)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては越智諸島上水道企業団配水係、乙においては越智郡島嶼部管工事業協同組合事務局とする。

2 甲及び乙は、協力活動に係る情報伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定める

ものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年7月2日

甲 愛媛県越智郡大三島町大字台1330番地
越智諸島上水道企業団
企業長 奥本 忠孝

乙 愛媛県越智郡宮窪町大字宮窪2780番地
越智郡島嶼部管工事業協同組合
代表理事 益田 秀男

資料〔19-8-3〕

震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定書 (松山市、南予地方水道水質検査協議会(宇和島市他)、新居浜市、四国中央市)

松山市公営企業局、今治市水道部、南予地方水道水質検査協議会、新居浜市水道局及び四国中央市水道局(以下「水道事業者等」という。)は、震災時等における水質検査機器、器具、検査試薬等(以下「機器等」という。)の相互利用(以下「相互利用」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、震災時等に水道事業者等自らが所有する機器等が使用できなくなった場合において、相互利用により、検査体制の安定を図り、水道利用者の安心に資することを目的とする。

(対象機器等)

第2条 本協定の対象となる機器等とは、水道事業者等が所有し、水質検査機関において使用するものをいう。

(相互利用の要件)

第3条 相互利用の要件は、次のとおりとする。

- (1) 地震又は風水害による被災のため、機器等が使用できなくなった場合
- (2) 検査に緊急を要するが、機器等が故障し、早期復旧が困難な場合

(相互利用の実施)

第4条 水道事業者等は、第3条の規定による場合、第6条の優先順位により、相互利用を依頼し、同意を得た上でこれを実施するものとする。

- 2 機器等の操作は、機器等の所有者の指示の下、相互利用を依頼した者が行うものとする。
- 3 機器等の操作に当たっては、細心の注意を払わなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、機器等の操作方法を未習得である場合には、機器等の所有者が操作を行うことができるものとする。

(費用)

第5条 相互利用に要する費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号については、無料とする。
- (2) 第3条第2号については、金額を別に定める。

(利用先の順位)

第6条 利用先の優先順位については、特定の者に依頼が偏らないよう、別に定めるものとする。

(秘密の保持)

第7条 水道事業者等は、相互利用時に知り得た秘密及び個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本書5通を作成し、各々記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年2月15日

松山市	松山市二番町四丁目7番地2 松山市長 野志 克仁
今治市	今治市別宮町一丁目4番地1 今治市長 菅 良二
南予地方水道水質検査協議会	宇和島市柿原字堂子甲1943番地 会長 宇和島市長 石橋 寛久
新居浜市	新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市長 佐々木 龍
四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6番55号 四国中央市長 井原 巧

震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定締結に係る確認書

- 1 所有機器の保守
水道事業者等は、自らが所有する機器等の適切な保守を行い、故障による相互利用の抑制に努めることとする。
- 2 費用
第5条第2号に規定する金額については、愛媛県立衛生環境研究所の料金を適用する。ただし、当事者間で協議し、合意が得られる場合にはこれを減免することができる。
- 3 利用先の順位
利用先の問い合わせ優先順位は、別紙のとおりとする。
- 4 今後の体制
定期的に機器操作研修、水質検査方法に係る研修等、意見交換、情報交換の場を設け、水質管理技術の向上を図るとともに、人的、物的に緊密な協力関係を構築していく。
- 5 確認書内容の変更手続
協定を運用していく中で、確認書の内容について不都合が生じた場合には、協議の上、合意を得て変更を行うことができるものとする。

以上について確認する。

平成23年2月15日

松山市公営企業局管理者 渡 邊 滋 夫

今治市水道部長 窪 田 秀 敏

南予地方水道水質検査協議会 事務局長 奥 山 功

新居浜市水道局長 本 田 龍 朗

四国中央市水道局長 山 地 讓

資料〔19-8-4〕

災害時における応急対策業務の協力に関する協定書
(今治市電気・電気通信工事災害支援対策協議会)

今治市(以下「甲」という。)と今治市電気・電気通信工事災害支援対策協議会(以下「乙」という。)は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、乙は可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは、災害協力支援要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力の内容)

第3条 乙は、第2条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し協力するものとする。

- (1) 災害対策施設(本部・支部)及び避難所等における、電気設備の応急復旧業務
- (2) 今治市イントラネット関連施設の仮設電源確保、伝送路の応急復旧業務
- (3) 応急対策用電設資機材の提供
- (4) その他甲が必要とする乙の可能な応急対策業務

(費用負担)

第4条 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は甲乙協議の上、費用負担について決定するものとする。

(災害補償)

第5条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」を適用する。

(協議及び情報の交換)

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。この協定締結の証として本書2通を作成し、各々が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成24年6月26日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 菅 良二

乙 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15
今治市電気・電気通信工事災害支援対策協議会 会長 阿部 健

様式1

災害協力支援要請書

第 号
年 月 日

今治市電気・電気通信工事災害支援対策協議会 様

今治市長

災害時における応急対策業務の協力要請について

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 要請内容

2. 要請場所

3. その他の必要事項

※(注) 要請数量は、指定場所あたりの数量とする。

要請予定期間	要請資機材	数量	要請人員
年 月 日 から 年 月 日 まで			

資料〔19-8-5〕

災害時における下水道処理場及びポンプ場の復旧協力に関する協定書
(株式会社西原環境関西支店)

今治市（以下「甲」という。）と株式会社 西原環境 関西支店（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道処理場及びポンプ場において、災害により被害が発生した場合の乙の応急復旧協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧協力に関して基本的な事項を定め、円滑な支援の実施を図り、災害により被害が生じた施設の機能等の早期復旧に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地震・津波による災害
- (2) 大雨・豪雨による災害
- (3) 落雷による災害
- (4) その他甲と乙の協議により定めるもの

(復旧協力の内容)

第3条 乙が行う復旧協力とは、次のとおりとする。

- (1) 被害状況及び内容の調査
- (2) 緊急措置、応急復旧方法の提案

(協力の要請)

第4条 甲は、前条に規定する復旧協力を必要と認める場合には、次条に定める手続により、乙に協力の要請を行うものとする。

(要請の方法)

第5条 甲が前条の規定による協力要請を行う場合には、文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

(要請の受諾)

第6条 乙は、第5条の規定による協力要請を受けたときは、文書をもって受諾するものとする。

(協力の実施)

第7条 乙は、第4条の規定による協力要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、協力するものとする。

(協力体制)

第8条 乙は、第4条に掲げる甲の協力要請を円滑に行うため、本協定締結後速やかに連絡体制図を甲に提出するものとする。なお、あらかじめ協力業務・手順等具体的情報について可能な範囲において、甲に提供するものとする。

2 前項の内容に変更があったときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

(復旧協力に要する費用)

第9条 第3条に規定する復旧協力に係る費用は無償とする。

(補償)

第10条 第4条の規定に基づき、復旧協力業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙において、労働者災害補償保険法を適用して補償する。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間満了日の30日前までに、甲、乙のいずれからも協定終了の申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成26年8月4日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市
今治市長 菅 良二

乙 大阪府吹田市垂水町三丁目34番15号
株式会社 西原環境 関西支店
支店長 河室 哲朗

資料〔19-8・6〕

災害時における水道の応急活動に関する協定書（今治しまなみ管工事協同組合）

今治市（以下「甲」という。）と今治しまなみ管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における水道の被害調査、応急給水及び応急復旧（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、今治市地域防災計画に基づき、災害時の水道の断滅水等の被害を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（体制の整備）

第2条 乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に応急活動時の動員体制を確立しておくものとする。

2 乙は、応急活動に係る乙の資機材の保有状況等を把握しておくものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害の発生状況により、応急活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し協力を要請することができる。

（協力）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに人員及び資機材を出動させ、応急活動に協力するものとする。

（指揮）

第5条 応急活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（費用弁償等）

第6条 甲の要請に基づき、応急活動に要する次に掲げる経費については、甲、乙が別途協議して定める額とし、甲が負担するものとする。

（1）応急活動用車両等機械の借上料

（2）輸送費及び人件費

（3）応急活動に使用した乙及び乙の組合員の保有する資材費

（4）その他応急活動に欠かす事のできない経費

（災害補償・災害賠償）

第7条 応急活動において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲の消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第270号）を適用し災害補償を行うものとする。

2 応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議のうえ対処するものとする。

（共同訓練）

第8条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとする。

（協議）

第9条 この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年6月17日

甲 今治市長 菅 良 二

乙 今治しまなみ管工事協同組合
理事長 松 田 修

資料〔19-8-7〕

災害時における相互協力に関する協定書（四国ガス株式会社今治支店）

今治市（以下「甲」という。）と四国ガス株式会社今治支店（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、今治市内において地震、風水害等の災害発生に伴い、大規模な都市ガスの供給支障が発生した場合において、迅速に都市ガスを供給し市民生活の早期安定を図るために、甲及び乙が連携して都市ガスの復旧その他必要な対策（以下「都市ガス復旧等」という。）を行うために必要な事項について定めるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、相互に、円滑な応急対策実施のため迅速に災害情報の共有化に努める。

（災害広報）

第3条 乙は、市民に対し災害時の混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、都市ガス復旧等に関する情報の広報活動に努めるものとする。

2 甲は、乙による広報活動が困難な場合は、これに協力するよう努めるものとする。

（復旧・代替燃料の供給）

第4条 乙は、災害により大規模な都市ガス供給支障が発生した場合は、乙の供給区域内の都市ガスの被害状況及びその復旧の難易を総合的に勘案し、要救助者がいる場所、救助活動の拠点となる医療機関、官公庁及び避難場所等への都市ガス供給を可能な限り優先して実施するものとする。

2 乙は、都市ガスの供給が復旧するまでの間、前項に掲げる施設に対し可能な限り代替熱源の供給に努めるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 甲は、災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の都市ガス復旧等に支障をきたした場合は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 乙が都市ガス復旧等に際し、ガス管その他ガス設備を新たに市道内へ設置するため、道路占用許可の申請をする場合、甲は道路法その他関係法令に反しない範囲において、乙が口頭等簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合において、乙は事後に可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

3 甲は、乙の都市ガス復旧等に必要資材置き場、作業車の駐車場等の確保について、乙から甲の所有する施設、駐車場等の使用について要請があった場合は、これに協力するよう努めるものとする。

4 乙は、炊き出し等のために、甲より乙のピボット（今治市南大門町2丁目2番地4四国ガス株式会社本店ビル1階展示場をいう。）の使用について要請があった場合は、これに協力するよう努めるものとする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（附則）

第7条 この協定は、締結日より効力を生じるものとする。

上記協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年2月27日

甲 今治市別宮町1丁目4-1
今治市
今治市長 菅 良二

乙 今治市共栄町5丁目1番地の3
四国ガス株式会社今治支店
執行役員今治支店長 和田 博明

資料〔19-8-8〕

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

(愛媛県、県内17市町、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部)

愛媛県（以下「甲」という。）及び県内17市町（乙1から乙17まで）（以下、乙1から乙17までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部（以下「丙」という。）は、乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

(技術支援協力の範囲)

第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成等、乙が要請する業務とする。

(技術支援協力の要請)

第4条 乙の丙に対する技術支援協力の要請は、様式第1により第10条に規定する甲の事務局を経由して行うこととし、甲の事務局は、乙の要請をとりまとめた上で、様式第2により第10条に規定する丙の事務局へ要請することとする。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、乙自らが丙の事務局へ要請することができることとする。

2 丙は、前項による要請があった場合、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を様式第3により甲又は乙へ通知することとする。

3 甲及び乙は、前項による通知があった場合、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は、様式第4により丙へ通知することとする。

4 丙が会員に協力要請する際に、大規模災害等により相当の時間を要すると認められる場合は、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙による協議の上で決定することとする。

(費用)

第5条 乙と業務実施者は、前条第3項による通知後、業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結することとする。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた乙の個々による負担とし、個々に業務実施者と協議することとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙へ請求することとし、乙は、業務実施者の請求に応じて、所定の手続により費用を支払うこととする。

(業務の実施)

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 甲及び乙は、業務実施者に不備がある場合、支援協力者の中から新たな業務実施者を選定することができることとし、第4条第3項に準じて丙へ通知することとする。

(報告)

第7条 業務実施者は、技術支援協力終了後、速やかに様式第5及び6により乙へ報告することとする。

(広域の被災)

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定することとする。

(労災及び損害補償など)

第9条 支援業務において労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用することとする。

2 業務実施者は、技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲及び乙へ報告しなければならない。

3 甲及び乙は、前項による報告を受けた場合、その措置について業務実施者と協議し、決定することとする。

4 甲又は乙は、業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、業務実施者へ修補等を請求することができることとする。

5 前項の請求は、乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくこととし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲、乙及び業務実施者が協議して定めることとする。

(事務局及び連絡体制)

第10条 技術支援に係る甲及び丙の事務局及び連絡先は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、愛媛県土木部道路都市局都市整備課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部とする。

(3) 甲、乙及び丙の連絡先は、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更して、乙及び丙へ伝えることとする。

(情報の共有と保護)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を、相互に共有することとする。

2 業務の実施にあたっては、公益社団法人日本下水道協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び日本下水道事業団とも災害支援に関する情報を共有することがある。

3 甲、乙及び丙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第12条 甲、乙及び丙は、必要に応じて情報伝達訓練等の合同訓練を行うこととする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有することとし、有効期間は令和2年3

月31日までとする。

2 この協定の終了1か月前までに、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(相互協力)

第14条 この協定に基づく支援の実施にあたっては、県内の被災状況を踏まえて、甲、乙及び丙が相互に協力して対応することとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

2 甲、乙及び丙は、いずれかがこの協定に違反した場合、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができることとする。

本協定の締結を証するため、本書19通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月22日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県知事 中村 時 広

乙1 松山市二番町四丁目7番地2
松山市長 野 志 克 仁

乙2 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 菅 良 二

乙3 宇和島市曙町1番地
宇和島市長 岡 原 文 彰

乙4 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長 大 城 一 郎

乙5 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市長 石 川 勝 行

乙6 西条市明屋敷164番地
西条市長 玉 井 敏 久

乙7 大洲市大洲690番地の1
大洲市長 二 宮 隆 久

乙8 伊予市米湊820番地
伊予市長 武 智 邦 典

乙9 四国中央市三島宮川4丁目6番55号
四国中央市長 篠 原 実

乙10 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市長 管 家 一 夫

乙11 東温市見奈良530番地1
東温市長 加 藤 章

乙12 越智郡上島町弓削下弓削210番地
上島町長 宮 脇 馨

乙13 上浮穴郡久万高原町久万212番地
久万高原町長 河 野 忠 康

乙14 伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町長 岡 本 靖

乙15 伊予郡砥部町宮内1392番地
砥部町長 佐 川 秀 紀

乙16 喜多郡内子町平岡甲168番地
内子町長 稲 本 隆 壽

乙17 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
伊方町長 高 門 清 彦

丙 広島県広島市西区南観音7丁目13番14号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部
中国・四国支部長 山 地 芳 和

資料〔19-8-9〕

災害時における復旧支援協力に関する協定 (公益社団法人日本下水道管路管理業協会)

今治市（以下「甲」という。）と、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

- (1) 被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃、修繕)
 - (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務
- 2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は今治市下水道工務課とし、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部愛媛県部会とする。
- 3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により乙の連絡窓口へ要請する。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
- 4 乙は、前3項による甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(費用)

第3条 甲は、乙と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

3 乙は、業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲に請求するものとする。甲は乙の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

(報告)

第4条 乙は、第2条により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第5条 甲は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙へ提供する。

2 乙は提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを提供するも

のとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた必要な電子データを開示することができる。

2 乙及び支援出動した乙の会員は、提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、前2項を準用する。

(広域被災)

第7条 愛媛県において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年5月22日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長 菅 良二

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司

資料〔19-8-10〕

災害時における電力供給設備復旧の協力に関する協定書
(四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社)

今治市(以下「甲」という。)と四国電力株式会社(以下「乙」という。)は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模地震および台風等の災害時における電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧を図るため、甲乙の協力について必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(災害情報の提供)

第2条 甲及び乙は、相互に、災害情報を提供するものとする。

(電力供給設備の復旧)

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、その供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関(総合病院など)、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたす場合には、甲は当該区間の迅速な復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のため、甲の管理する土地又は道路等に仮設電柱又は配電線等の電力供給設備(以下「仮設電柱等」という。)を設置することに同意するものとする。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において甲の許認可が必要なとき、甲は申請書類の提出に先立ち、乙が口頭等の簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合において、乙は事後に可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

(復旧拠点又は資材置き場等の確保に関する協力)

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置き場、駐車場及びヘリポート等の確保に当たっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による協定解消の申出がないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年2月26日

甲 今治市別宮町1丁目4-1
今治市長 菅 良 二
乙 松山市湊町6丁目6-2
四国電力株式会社
常務執行役員松山支店長 原 田 雅 仁

覚書（案）

今治市（以下「甲」という。）ならびに四国電力株式会社（以下「乙」という。）および四国電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、甲と乙が平成26年2月26日に締結した「災害時における電力供給設備復旧の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（復旧作業に対する協力）

- 第1条 協定書第4条第1項に関し、乙および丙は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第64条第2項に基づく、電力供給設備の復旧作業に係る応急措置等に支障となるもの（以下「障害物等」という。）の除去作業（以下「除去作業」という。）を実施する必要があると認めるときは、甲に対して当該作業の実施を要請することができる。ただし、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、甲は乙および丙に対し、事前協議の上、当該作業の実施を依頼することができる。
- 2 乙および丙は、災害等の状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲の依頼を待たず、除去作業を実施することができる。この場合、乙および丙は、甲から除去作業の依頼があったものとみなし、除去作業の実施後、甲に報告を行うものとする。

（協力体制）

- 第2条 乙および丙は、前条第1項のただし書について、乙および丙の業務に支障のない限りにおいて、除去作業を受諾し速やかにこれを実施する。
- 2 乙および丙は、あらかじめ、甲と協議のうえ、乙および丙の担当業務を定めるなど協力体制を構築するものとする。
- 3 乙および丙は、前項の協力体制を構築したときは、速やかに甲に報告するものとする。これを変更したときも同様とする。

（障害物等の保管、土地の一時使用）

- 第3条 乙および丙は、除去作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従うものとする。
- 2 乙および丙は、応急措置が必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、事前に書面もしくは口頭により甲の承認を得て、他人の土地の一時使用を可能とする。この場合において当該一時使用は災対法第64条第1項の規定に基づき、甲が実施したものとみなす。

（完了報告）

- 第4条 乙および丙は、除去作業が完了した場合は、速やかに履行した措置の内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

- 第5条 本覚書に基づき、乙および丙が甲から依頼された除去作業に要した実費（あるいは実費相当額）は、乙および丙からの請求に基づき、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲、乙、丙が協議して別に定めるものとする。

（損失補償）

- 第6条 乙および丙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙および丙の責任において処理解決に当たるものとする。
- 2 除去作業の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について明らかに乙および丙の責めに帰するもの以外は、甲、乙、丙協議の上、解決に当たるものとする。

（乙の権利義務の承継）

- 第7条 甲は、協定書に定める乙の権利義務の一部が丙に承継され、協定書は甲ならびに乙および丙の間の協定書となることを承諾する。この場合、協定書において「乙」とあるのは、すべて「乙および丙」と読み替えることとする。

（協議事項）

- 第8条 本覚書に定めのない事項、又は本覚書に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙、丙が協議してこれを定めるものとする。

（有効期間）

- 第9条 本覚書は、協定書の有効期間中は有効に存続し、協定書の終了と同時に効力を失うものとする。

以上、本覚書締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市長 菅 良二

乙 松山市湊町6丁目6番地2
四国電力株式会社
執行役員愛媛支店長 塩梅 和彦

丙 松山市湊町6丁目6番地2
四国電力送配電株式会社
松山支社長 船上 憲久

年 月 日

年 月 日

四国電力送配電株式会社 松山支社 御中

今 治 市 御中

今 治 市

四国電力送配電株式会社 松山支社

障害物等の除去作業依頼書

障害物等の除去作業報告書

「災害時における電力供給設備復旧の協力に関する協定書」および関連する覚書に基づき、災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等について、以下のとおり依頼します。

「災害時における電力供給設備復旧の協力に関する協定書」および関連する覚書に基づき、災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等について、以下のとおり報告します。

○依頼事項

○報告事項

依頼日時	路線名	道路の状況	起点	終点	距離 (m)

除去日時	路線名	道路の状況	起点	終点	距離 (m)

○本件に関する連絡窓口

今 治 市

(所属、役職、氏名)

(連絡先)

○本件に関する連絡窓口

四国電力送配電株式会社 松山支社

(所属、役職、氏名)

(連絡先)

以上

以上

資料〔19-8-11〕

災害時における連絡体制及び電力供給設備復旧の協力に関する協定 (中国電力ネットワーク株式会社 尾道ネットワークセンター、中国電力ネットワーク株式会社 東広島ネットワークセンター)

今治市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社尾道ネットワークセンター（以下「乙」という。）及び同社東広島ネットワークセンター（以下「丙」という。）は、中国電力ネットワーク株式会社の電力供給地域において、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における協力体制の確立及び電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧を図るため、甲、乙及び丙の協力について定めることを目的とする。

(災害情報の提供)

第2条 甲、乙及び丙は、相互に災害情報を提供するものとする。

(分担区域)

第3条 前条の連絡に関する乙及び丙の分担区域は、次のとおりとする。

乙 今治市吉海町・宮窪町・伯方町・上浦町・大三島町

丙 今治市関前

(連絡責任者)

第4条 甲、乙及び丙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定め、定期的に確認しておくものとする。

(電力供給設備の復旧)

第5条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙及び丙は、その供給管轄区内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院など）、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備復旧における電源車等の使用は、乙及び丙の判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第6条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙及び丙の電力復旧作業に支障をきたす場合には、甲は当該区間の迅速な復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙及び丙が電力復旧のため、甲の管理する土地又は道路等に仮設電柱又は配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することに同意するものとする。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙及び丙の負担により原状に復するものとする。

3 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において甲の許認可が必要なとき、甲は申請書類の提出に先立ち、乙及び丙が口頭等の簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合において、乙及び丙は事後に可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

(復旧拠点又は資材置き場等の確保に関する協力)

第7条 災害時において、乙及び丙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置き場、駐車場及びヘリポート等の確保に当たっては、甲は乙及び丙の要請に協力するよう努める。

(要員派遣)

第8条 大規模災害発生時において、第2条、第5条及び第6条の対応を円滑行うため、甲が要請した場合、又は乙及び丙が派遣すべきと判断した場合に、乙及び丙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は、停電状況、復旧状況等の甲への情報提供及び道路等の被災、復旧状況の甲からの情報収集とする。

(協議)

第9条 本協定で定めた事項について疑義が生じたとき、または定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(取扱いの変更)

第10条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲、乙および丙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第11条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は2021年（令和3年）年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲、乙及び丙いずれからも相手方に対し文書による協定解消の申出がないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲と乙及び丙が記名押印して、各自その1通を所持する。

なお、本協定の締結をもって、平成28年2月3日付で中国電力株式会社と締結した「災害時における連絡体制及び協力に関する協定」については失効するものとする。

2020年（令和2年）4月1日

甲 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1
今治市
今治市長 菅 良二

乙 尾道市栗原町5908番地1
中国電力ネットワーク株式会社
尾道ネットワークセンター
所長 西田 信彦

丙 東広島市西条下見五丁目5-15
中国電力ネットワーク株式会社
東広島ネットワークセンター
所長 石田 満彦

災害時における連絡体制及び電力供給設備復旧の協力に関する協定実施細則

今治市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社尾道ネットワークセンター（以下「乙」という。）及び同社東広島ネットワークセンター（以下「丙」という。）は、「災害時における連絡体制及び電力供給設備復旧の協力に関する協定」第11条の規定に基づき、取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第1条 乙及び丙が社内の警戒体制又は非常体制に入った時点で、甲、乙及び丙は、相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第2条 甲、乙及び丙の相互連絡は、直通電話、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。ただし、電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に定める電話等の設置及び運用に要する費用は、甲、乙及び丙それぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期及び連絡内容）

第4条 乙及び丙は、停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因及び停電復旧時刻を、原則として毎正時又は必要の都度、甲に連絡するものとする。

（連絡体制の解除）

第5条 乙及び丙が社内の警戒体制又は非常体制を解除した時点で、甲、乙及び丙は、相互連絡体制を解除する。

（その他）

第6条 この実施細則に定めた事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この実施細則の確認を証するため、本書3通を作成し、甲と乙及び丙が記名押印して、各自その1通を所持する。

なお、本実施細則の確認をもって、平成28年2月3日付で中国電力株式会社と締結した「災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱」については失効するものとする。

2020年（令和2年）4月1日

甲 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1
今治市
今治市長 菅 良二
乙 尾道市栗原町5908番地1
中国電力ネットワーク株式会社
尾道ネットワークセンター
所長 西田信彦

丙 東広島市西条下見五丁目5-15
中国電力ネットワーク株式会社
東広島ネットワークセンター
所長 石田満彦

資料〔19-8-12〕

今治市・株式会社荏原製作所災害支援協定(株式会社荏原製作所)

今治市（以下「甲」という。）と株式会社荏原製作所（以下「乙」という。）とは、大規模自然災害等の発生により、甲の所管する下水道施設が被災した際の緊急復旧工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関して、次の通り協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、災害等の発生により、甲が管理する下水道施設の機械設備及び電気設備が被災し、公共用水域の水質の保全及び市民生活に重大な支障が生じ、又は生じる恐れのある場合、機械設備及び電気設備の早期機能回復のために要する、復旧に係る基本的な事項を定めるものとする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は次に掲げる原因により生ずるものとする。

(1) 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り及びその他の異常な自然現象

(2) その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる機械設備及び電気設備は、甲の所管する下水道区域内の設備とする。但し、協定下水道施設以外の施設についても、甲の要請があれば甲乙協議の上、臨時的に協定下水道施設に加えることができる。その際、乙は特別な事情がない限り同意するものとする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

(1) 機械設備及び電気設備における故障又は不具合の調査（報告書作成を含む）

(2) 復旧計画の策定及びその他の関係資料の作成

(3) 停電が発生している場合は応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するための仮設電源の設置その他の維持又は修繕に関する工事（ただし仮設電源機器の確保については、別途協議とする）

(4) 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成

(5) 前各号に掲げる災害支援に付帯する支援

（費用の負担）

第4条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（前条第1号及び第2号に規定する災害支援に要した費用については別途協議とする。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は燃料の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（災害支援の要請の方法）

第5条 甲は、災害の発生により協定下水道施設の機械設備及び電気設備が被災し、処理能力に重大な影響を及ぼすものと判断した場合は、乙に電話等の通信手段によりその復旧の依頼をすることができるものとし、乙はその復旧に際し特別な事情がない限り同意するものとする。

2 甲は、乙の同意を確認できた後、速やかに依頼内容を書面にて乙に通知するものとする。

3 乙は、前項による依頼を受けた時は、速やかに第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に着手するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲が乙に前条第1項による依頼をしたときは、乙は前条第3項に規定する災害支援を行い、報告書を作成し提出する。甲は報告書を確認後、緊急に復旧が必要と判断されるものについて、速やかに甲乙協議の上決定した概算復旧額により機械設備及び電気設備故障復旧等緊急工事請負契約を締結し、乙は第3条第3号及び第4号に規定する災害支援に着手するものとする。

（廃止）

第7条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までの1年間とする。但し期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から申し出がない場合、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を称するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和2年11月12日

甲 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1
今治市長 菅 良二

乙 香川県高松市伏石町2151番地2
株式会社 荏原製作所 四国支店
支店長 田村 秀雄

資料〔19-8-13〕

災害時における応急措置等の応援に関する協定書(第一環境株式会社)

今治市(以下「甲」という。)と第一環境株式会社(以下「乙」という。)は、地震その他の災害(以下「災害等」という。)の発生時における応急対策を円滑に遂行するための措置(以下「応急措置等」という。)の応援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等が発生した場合の応急措置等の応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 甲は、甲の給水区域内で災害等が発生した場合で必要と認めるときは、乙に対して応急措置等の応援協力を要請することができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、甲の給水区域以外で災害等が発生し、当該地域を管轄する地方公共団体による応急措置等の支援を行う場合で必要と認めるときは、乙に対して応急措置等の応援協力を要請することができるものとし、乙は、要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

3 前2項に定める要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにした災害時応援要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害等の発生状況
- (2) 応援の内容
- (3) 応援を必要とする人員数
- (4) 応援を必要とする資機材及び数量
- (5) 応援を必要とする場所及び期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(要請に対する応援)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急措置等を行うための体制を確立のうえ、甲の職員の指示に従い、応急措置等に従事するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対する応援が困難な場合は、理由を明らかにした文書により、甲に回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、口答で回答することができるものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(応援の内容)

第4条 乙の甲に対する応援の内容は、次の各号に掲げる業務のうち、甲が認めるものとする。

- (1) 住民への広報活動
- (2) 住民からの電話対応
- (3) 災害情報等の収集及び甲への提供
- (4) 応急給水活動の支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務

(応援の実施報告)

第5条 乙は、第2条に定める要請に基づき応援を行った場合は、応援活動報告書(第2号様式)により、速やかに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が、この協定に基づく応援に要した費用については、原則として甲が負担するものとする。ただし、特別の事由があるときは甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、乙がこの協定に基づく応援を実施するにあたり、甲の責めに帰すべき事由により、乙に損害を与えたときは損害賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、この協定に基づく応援の実施にあたり、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項の損害の対象は、応急措置等の従事者並びに第三者の身体又は財物を含むものとする。(免責事項)

第8条 次の各号に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めを負わない。

- (1) 天災事変、暴動その他の不可抗力による場合
- (2) 第三者の故意又は過失による場合

(危険負担)

第9条 乙は、この協定に基づく応援の実施にあたり、乙の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲から必要な指示を受け、自己の責任と負担において対処しなければならない。

(災害補償)

第10条 応急措置等において、乙の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲の消防団員等公務災害補償条例(平成17年条例第270号)を適用し災害補償を行うものとする。(状況の把握)

第11条 乙は、この協定に基づく応援に従事できる人員及び資機材等の把握に努めるものとする。(共同訓練)

第12条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとする。(秘密の保持)

第13条 乙は、この協定に基づく応援を実施する上で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。(緊急連絡応援体制)

第14条 甲及び乙は、応援要請及び情報共有のため、あらかじめ緊急連絡応援体制を確立するものとする。

2 甲及び乙は、前項の体制に変更が生じた場合には、相互間において速やかに修正を行うものとする。(協定の期間)

第15条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が何らかの意思表示をしないときは、その効力は継続するものとする。

2 前項の意思表示は、文書によって行うものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。(前協定の廃止)

第17条 平成24年12月4日付けで甲と乙が締結した「災害時における応急措置等の協力に関する協定」は、この協定の締結をもって廃止する。

以上の協定締結の証として、本書2通を作成し、双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 今治市別宮町一丁目4番地1 今治市 今治市長 徳永 繁樹

乙 東京都港区赤坂二丁目2番12号 第一環境株式会社 代表取締役社長 岡地 雄一

第1号様式（第2条関係）

災害時応援要請書

年 月 日

第一環境株式会社 様

今治市長

災害対策に関する応援要請について

このことについて、災害時における応急措置等の応援に関する協定書第2条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 災害の発生状況（発生場所等）
- 2 応援の区分
- 3 応援人数
- 4 応援資機材数
- 5 応援車両台数
- 6 応援要請の期間
- 7 その他必要な事項

第2号様式（第5条関係）

応援活動報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

第一環境株式会社

年 月 日付けの応援要請により応援活動を実施したので、協定書第5条に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 応援の区分（活動場所）
- 2 応援人数
- 3 応援資機材
- 4 応援車両台数
- 5 応援に要した期間
- 6 その他必要な事項

資料〔19-8-14〕

今治市・水ingエンジニアリング株式会社災害支援協定
(水ingエンジニアリング株式会社)

今治市（以下「甲」という。）と水ingエンジニアリング株式会社四国営業所（以下「乙」という。）とは、大規模自然災害等の発生により、甲の所管する下水道施設が被災した際の緊急復旧工事その他の支援

（以下「災害支援」という。）に関して、次の通り協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、災害等の発生により、甲が管理する下水道施設の機械設備及び電気設備が被災し、公共用水域の水質の保全及び市民生活に重大な支障が生じ、又は生じる恐れのある場合、機械設備及び電気設備の早期機能回復のために要する、復旧に係る基本的な事項を定めるものとする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は次に掲げる原因により生ずるものとする。

(1) 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り及びその他の異常な自然現象

(2) その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる機械設備及び電気設備は、甲の所管する下水道区域内の設備とする。但し、協定下水道施設以外の施設についても、甲の要請があれば甲乙協議の上、臨時的に協定下水道施設に加えることができる。その際、乙は特別な事情がない限り同意するものとする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

(1) 機械設備及び電気設備における故障又は不具合の調査（報告書作成を含む）

(2) 復旧計画の策定及びその他の関係資料の作成

(3) 停電が発生している場合は応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するための仮設電源の設置その他の維持又は修繕に関する工事（ただし仮設電源機器の確保については、別途協議とする）

(4) 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成

(5) 前各号に掲げる災害支援に付帯する支援

（費用の負担）

第4条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（前条第1号及び第2号に規定する災害支援に要した費用については別途協議とする。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は燃料の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（災害支援の要請の方法）

第5条 甲は、災害の発生により協定下水道施設の機械設備及び電気設備が被災し、処理能力に重大な影響を及ぼすものと判断した場合は、乙に電話等の通信手段によりその復旧の依頼をすることができるものとし、乙はその復旧に際し特別な事情がない限り同意するものとする。

2 甲は、乙の同意を確認できた後、速やかに依頼内容を書面にて乙に通知するものとする。

3 乙は、前項による依頼を受けた時は、速やかに第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に着手するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲が乙に前条第1項による依頼をしたときは、乙が前条第3項に規定する災害支援を行い、報告書を作成し提出する。甲は報告書を確認後、緊急に復旧が必要と判断されるものについて、速やかに甲乙協議の上決定した概算復旧額により機械設備及び電気設備故障復旧等緊急工事請負契約を締結し、乙は第3条第3号及び第4号に規定する災害支援に着手するものとする。

（廃止）

第7条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までの1年間とする。ただし期間満了の1か月前までに甲又は乙から申し出がない場合、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を称するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各々1通を保有する。

令和 3年 4月20日

甲 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1
今治市長 徳永繁樹

乙 愛媛県松山市土居田町336番地1
水ingエンジニアリング株式会社四国営業所
所長 西村裕史

資料〔19-8-15〕

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定 (農業集落排水施設災害対策応援に関する協定運営会議)

協定開始年月日：平成19年 2月23日

最終改定年月日：平成28年 4月27日

(趣旨)

第1条 本協定は、協定参加者である地方自治体の農業集落排水施設が自然災害により被害を受けた場合に、他の協定参加者が人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行い、災害対策の応援を行うことを取り決めたものである。

(協定参加者)

第2条 本協定の参加者は、一般社団法人地域環境資源センター(以下「センター」という。)の会員である、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会及びセンターのうち、この協定の趣旨に賛同した者とする。

(重要事項の変更)

第3条 運営会議が必要と認めた本協定に関する重要な事項の変更等については、協定参加者の2分の1以上の同意を要するものとする。

(運営会議)

第4条 本協定に基づく業務を行うため、運営会議を設け、毎年度一回以上開催する。

2 会議員は、センター理事長及び専務理事、並びにセンター理事のうち協定参加者等とする。

3

会議長は、センター理事長とする。

4 運営会議は、次の事項を議決する。

(1)業務の執行に関すること

(2)本協定に関する重要な事項以外の変更

(3)その他運営会議が必要と認める事項

5 会議長は、次の職務を行う。

(1)運営会議の議長

(2)協定への新規参加の承認

(3)その他業務の円滑な実施に必要な事項の処理

(4)(2)、(3)についての運営会議への報告

(災害対策支援本部)

第5条 センター会員が管理する農業集落排水施設が自然災害により被災した場合に、センターとしてこれに対処するために設置される災害対策支援本部は、被災地との情報連絡及び運営会議との情報交換等を行い、災害対策応援に関する協定の円滑化及び初動体制の構築に努めるものとする。

(事務局)

第6条 運営会議の事務及び災害対策の応援に係る事務を処理するため、事務局をセンターに置く。

2 事務局は、災害協定窓口リスト等、必要に応じて資料を作成するとともに、運営会議で議決された本協定に関する重要事項以外の変更や必要な事項については、協定参加者に遅滞なく報告するものとする。

3 次条に掲げる災害対策の応援の要請があったときには、応援に係る所要の業務を行うほか、第8条に定める中央応援本部が設置された場合にあっては、その事務を行うものとする。

(応援の要請)

第7条 被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県が、本協定による災害対策の応援を受けたいときには、事務局に要請するものとする。この場合に、被災市町村は原則として都道府県を経由して要請するものとする。

(中央応援本部の設置)

第8条 前条の要請を受けた事務局は、運営会議の会議長にその旨の報告を行い、会議長が広域的な応援体制が必要と認めた場合には、中央応援本部を設置し、災害対策支援本部をその指揮下に置くものとする。

2 中央応援本部の構成員はセンター理事長のほか、東京及びその近隣の運営会議の会議員とし、あらかじめ会議長が指名しておくものとする。

3 中央応援本部はセンター理事長を本部長として運営するものとするが、農林水産省農村振興局整備部地域整備課長及びその他必要と認める者の指導助言を求めることができる。

(中央応援本部の業務)

第9条 中央応援本部は、被災市町村、被災市町村が所存する都道府県と密接な連絡調整を行い、以下に掲げる業務を行う。

(1)情報収集、整備、広報等

(2)先遣隊の派遣

(3)応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定

(4)応援部隊の編成、資機材の調達

(5)その他の応援

(応援の求め)

第10条 中央応援本部が、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、本協定の参加者等の意向を確認し調整した上、前条の業務を具体化し、職員の派遣又は所有若しくは管理する資機材の提供を求めることとなった場合においては、求められた本協定の参加者は、極力、これに協力するものとする。

(センター賛助員の協力)

第11条 中央応援本部が、第7条に掲げる要請に応じる場合において、必要があるときには、センター理事長は、センター賛助員の協力を得られるようにするものとする。

(費用負担)

第12条 応援者が要した費用は、応援者と被応援者との間で災害の応援に係る費用負担について別途に協定を交わしている場合には、それによるものとし、その他の場合にあっては両方で協議するものとする。

参 加 申 込 書

令和3年10月20日

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定
運営会議長 田中忠次 殿所在地 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1
団体名 今治市
代表者 市長 徳永繁樹 印農業集落排水施設災害対策応援に関する協定の趣旨に賛同し、
本協定に参加いたします。

参 加 承 認 書

令和3年10月25日

愛媛県今治市
市長 徳永 繁樹 様農業集落排水施設災害対策応援に関する協定
運営会議長 田中忠次

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定への参加を承認しました。

資料〔19-8-16〕

災害時における下水道処理場及びポンプ場の復旧協力に関する協定書 (安川オートメーション・ドライブ株式会社 大阪支店)

今治市（以下「甲」という。）と安川オートメーション・ドライブ株式会社 大阪支店（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道処理場及びポンプ場において、災害により被害が発生した場合の乙の応急復旧協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧協力に関して基本的な事項を定め、円滑な支援の実施を図り、災害により被害が生じた施設の機能等の早期復旧に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地震・津波による災害
- (2) 大雨・豪雨による災害
- (3) 落雷による災害
- (4) その他甲と乙の協議により定めるもの

(復旧協力の内容)

第3条 乙が行う復旧協力とは、次のとおりとする。

- (1) 被害状況及び内容の調査
- (2) 緊急措置、応急復旧方法の提案

(協力の要請)

第4条 甲は、前条に規定する復旧協力を必要と認める場合には、次条に定める手続きにより、乙に協力の要請を行うものとする。

(要請の方法)

第5条 甲が前条の規定による協力要請を行う場合には、文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭または電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後においてすみやかに、文書を提出するものとする。

(要請の受諾)

第6条 乙は、第5条の規定による協力要請を受けたときは、文書をもって受諾するものとする。

(協力の実施)

第7条 乙は、第4条の規定による協力要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、協力するものとする。

(協力体制)

第8条 乙は、第4条に掲げる甲の協力要請を円滑に行うため、本協定締結後速やかに連絡体制図を甲に提出するものとする。なおあらかじめ協力業務・手順等具体的情報について可能な範囲において、甲に提供するものとする。

2 前項の内容に変更があったときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

(復旧協力に要する費用)

第9条 第3条に規定する復旧協力に係る費用は無償とする。

(補償)

第10条 第4条の規定に基づき、復旧協力業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙において、労働者災害補償保険法を適用して補償する。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5年3月31日までとする。

ただし、期間満了日の30日前までに、甲、乙のいずれからも協定終了の申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

甲 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1
今治市
今 治 市 長 徳永 繁樹

乙 大阪市北区堂島2-4-27
安川オートメーション・ドライブ株式会社 大阪支店
支 店 長 松永 忠則

資料〔19-8・17〕

災害時における緊急対応・応急措置に関する協定書（株式会社ミゾタ）

今治市（以下「甲」という。）と株式会社ミゾタ（以下「乙」という。）とは、異常降雨及び地震等の災害（以下「災害等」という。）により、甲が維持管理する公共下水道施設の緊急対応又は応急措置業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理地域内において災害等が発生し、雨水ポンプ場の運転に重大な不具合が発生、もしくは発生の恐れがある場合の緊急対応又は応急措置に関し、これに必要な乙の組織及び建設機械並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、災害の被害拡大防止のため必要な対策を行うことを目的とする。

（実施する雨水ポンプ場）

第2条 災害等の緊急対応及び応急措置を実施する雨水ポンプ場は、別紙のとおりとする。

（緊急対応又は応急措置の内容）

第3条 甲は、災害等により、前条の雨水ポンプ場の機械・電気設備の中に重大な不具合等が発生、若しくは発生の恐れがあると認めるときには、状況に応じて乙に緊急対応の出動を要請することができるものとする。

2 緊急対応の出動要請は、甲が電話又は書面（様式1）にて行うものとする。

3 甲の出動要請は、製作据付した乙に行うこととする。ただし、乙が対応できない場合は甲乙協議の上、甲は別のメーカーに出動要請できるものとする。

4 緊急対応に必要な道具及び器具並びに人員は、可能な範囲で乙が用意する。

5 出動により発生した費用については、甲乙協議のうえ、工事請負契約を締結するものとする。

6 作業内容は、不良箇所の特定制及び不良箇所の拡大防止のための応急措置とする。

7 乙が発見した不良箇所については、甲と協議の上、修理等を行う。ただし、この場合には工事（修繕）請負契約を締結するものとする。

8 乙は実施した緊急対応又は応急措置の内容を様式2にて作業終了後に報告するものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の協定期間は、令和4年9月7日から令和5年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙双方から書面による協定解除の申し出がない場合は、期間満了の日から起算して1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（その他）

第6条 この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和4年9月7日

甲	住所	愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1
	氏名	今治市長 徳永 繁樹
乙	住所	愛媛県松山市北井門2丁目1番14号2階
	氏名	株式会社 ミゾタ 松山営業所 所 長 芹川 一也

(様式1)

令和 年 月 日

今治市災害時応急復旧業務要請書

(所在地)
(商号又は名称)

今治市 下水道管理事務所長

業務実施場所及び実施場所の状況	(実施場所) (実施場所の状況)
業務の内容	
資機材等が必要な場合その内訳	
備考	
担当者	今治市下水道管理事務所 担当： 電話

(様式2)

令和 年 月 日

今治市災害時応急復旧業務報告書

今治市 下水道管理事務所長 殿

(所在地)
(商号又は名称)

業務実施場所及び期間	(実施場所) (期間) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
業務の内容	
業務に従事した者の氏名	
資機材等を使用した場合その内訳	
備考	
連絡先	担当者： 電話

資料 [19-8-18]

今治市・日本下水道事業団災害支援協定（日本下水道事業団）

今治市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において、乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

（1）暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象。

（2）その他甲と乙の協議により定めるもの。

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

（1）災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

（2）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成

（3）協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

（4）災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

（5）前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、国土交通省四国地方整備局又は愛媛県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

（1）甲の事務局 今治市 上下水道部 下水道工務課

（2）乙の事務局 日本下水道事業団 中国・四国総合事務所 施工管理課

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和7年9月30日までとする。

（現況届の提出）

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

3 甲は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。

4 第一項及び第二項に定める現況届は、別記様式によるものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和4年10月1日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市
代表者 市長 徳永繁樹

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
代表者 理事長 森岡泰裕

別記

協定下水道施設

1. 終末処理場

- 今治下水浄化センター
- 北部終末処理場
- 大西水処理センター
- 塔ヶ谷下水処理場
- 吉海浄化センター
- 伯方浄化センター
- 井口浄化センター
- 宮浦浄化センター

2. ポンプ場（マンホールポンプは除く。）

- 天保山第一ポンプ場
- 天保山第二中継ポンプ場
- 北浜ポンプ場
- 近見ポンプ場
- 立花中継ポンプ場
- 鳥生ポンプ場
- 高部下排水ポンプ場
- 北郷排水ポンプ場
- 宮浦雨水ポンプ場
- 桜井第一排水ポンプ場
- 波止浜第一排水ポンプ場
- 新町第一排水ポンプ場
- 大井浜雨水ポンプ場
- 鏑川雨水ポンプ場
- 脇第二ポンプ場

別記様式

年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

災害支援協定に係る現況届

〇〇〇・日本下水道事業団災害支援協定第11条に基づき現況届を提出します。

市町村名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時 緊急連絡先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
維持管理 委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
E-mail				
対象施設名				
		ルート図	一般平面図	水位関係図
最新図面作成年月日				
		設備フロー図	施設平面図	断面図
最新図面作成年月日				
留意事項				

- ※1 ご担当者様は2名以上ご登録願います。
- ※2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切ってご記入願います。
- ※3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄をご記入いただく必要はありません。維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やしてご記入願います。
- ※4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やしてご記入願います。
- ※5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあればご記入願います。

